

令和 7 年度 発注関係事務の運用状況等に関するアンケート
報 告 書

令 和 7 年 9 月



目次

○調査概要	2
○企業の属性	3
○調査結果	
Ⅰ 都道府県建設業協会からの回答	
1. 公共工事の円滑な施工のための取組	5
2. 不調不落の状況	9
3. 工期設定の状況	13
4. 歩切りの状況	16
5. 資材価格の高騰による価格転嫁	17
6. 工事の特性や地域の実情に応じた適切な入札契約・総合評価方式の活用	18
7. 工事書類の簡素化・週休2日工事の実施・施工時期の平準化	21
8. 総合評価落札方式における賃上げ実施企業への加点措置	23
9. 担い手の中長期的な育成及び確保に向けた取組	24
10. 地域の守り手として地域建設企業が直面する課題	25
Ⅱ 会員企業からの回答	
1. 運用指針の運用状況	27
2. 会員企業の現況	59
3. 地域建設業の持続性確保	65
4. 災害時における対応	69
5. 建設業界が抱える課題	73
6. 電子契約への対応状況	74
7. 電子取引への対応状況	79
8. 工事代金の支払い状況	83
9. 事業承継	91

調査概要

【調査の目的】

各都道府県協会や各都道府県協会所属の会員企業の状況や課題等を把握し、入札契約制度等の改善に係る要望等にあたっての基礎資料とすることを目的に調査を実施するもの。

【調査の内容】

- ・各発注者における指針の運用状況
- ・会員企業の現況
- ・地域建設業の持続性確保
- ・災害時における対応
- ・電子契約への対応状況
- ・電子取引への対応状況
- ・工事代金の支払い状況 等

【実施概要】

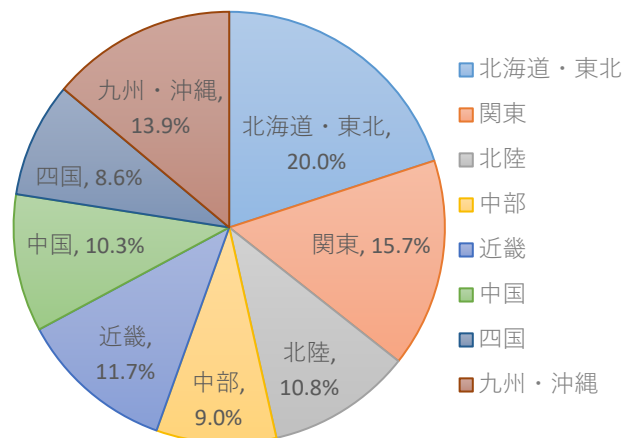
- ・調査期間 令和7年6月～7月
- ・調査対象 47都道府県建設業協会及び会員企業
- ・回答数 47都道府県建設業協会
会員企業 計1,891社

- ・集計方法 都道府県建設業協会及び会員企業の回答をそれぞれ単純集計。
ただし、各設問における「不明」回答および未回答については集計数から一部除外。

※複数回答の設問については、回答者数に対する割合を表示しているため、構成比の合計が100%を超える場合あり。

企業の属性①

ブロック	都 道 府 県	回答数	構成比
北海道・東北	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	378	20.0%
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野	296	15.7%
北陸	新潟、富山、石川	205	10.8%
中部	岐阜、静岡、愛知、三重	170	9.0%
近畿	福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	221	11.7%
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口	195	10.3%
四国	徳島、香川、愛媛、高知	163	8.6%
九州・沖縄	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	263	13.9%
計		1,891	100.0%



※ブロックは地方整備局単位で区分（新潟県は北陸ブロックに区分）しています。

【資本金別】

資 本 金	回答数	構成比
10億円以上	30	1.6%
1億円以上 10億円未満	94	5.0%
5,000万円以上 1億円未満	326	17.2%
3,000万円以上 5,000万円未満	538	28.5%
1,000万円以上 3,000万円未満	838	44.3%
1,000万円未満	64	3.4%
個 人	1	0.1%
計	1,891	100.0%

【完工高別】

完 工 高	回答数	構成比
100億円以上	83	4.4%
50億円以上 100億円未満	92	4.9%
10億円以上 50億円未満	517	27.3%
5億円以上 10億円未満	354	18.7%
2億円以上 5億円未満	499	26.4%
2億円未満	346	18.3%
計	1,891	100.0%

【従業員数別】

従業員数（常勤役員含む）	回答数	構成比
200人以上	70	3.7%
100人以上 200人未満	108	5.7%
50人以上 100人未満	252	13.3%
30人以上 50人未満	344	18.2%
10人以上 30人未満	785	41.5%
10人未満	332	17.6%
計	1,891	100.0%

企業の属性②

【国土交通省ランク別】

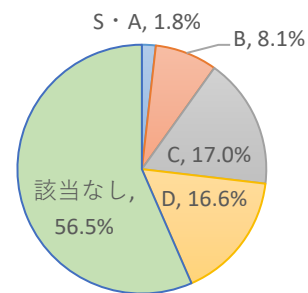
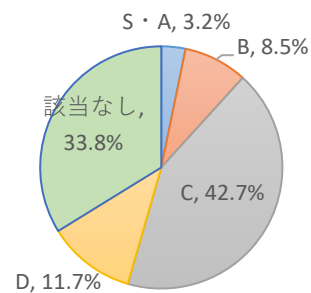
(土 木)

ラ ン ク	回答数	構成比
S・A	61	3.2%
B	161	8.5%
C	808	42.7%
D	222	11.7%
該当なし	639	33.8%
計	1,891	100.0%

(建 築)

ラ ン ク	回答数	構成比
S・A	34	1.8%
B	153	8.1%
C	321	17.0%
D	314	16.6%
該当なし	1,069	56.5%
計	1,891	100.0%

(国土交通省・土木) (国土交通省・建築)



■ S・A ■ B ■ C ■ D ■ 該当なし ■ S・A ■ B ■ C ■ D ■ 該当なし

【都道府県ランク別】

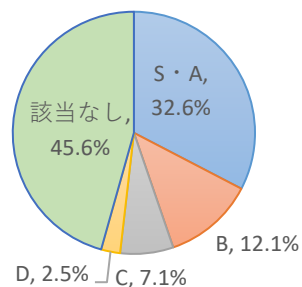
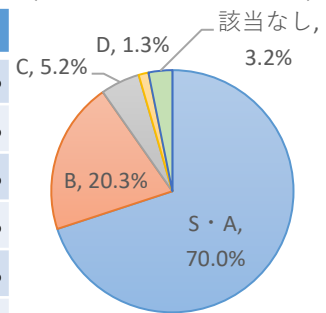
(土 木)

ラ ン ク	回答数	構成比
S・A	1,323	70.0%
B	384	20.3%
C	99	5.2%
D	25	1.3%
該当なし	60	3.2%
計	1,891	100.0%

(建 築)

ラ ン ク	回答数	構成比
S・A	617	32.6%
B	229	12.1%
C	134	7.1%
D	48	2.5%
該当なし	863	45.6%
計	1,891	100.0%

(都道府県・土木) (都道府県・建築)



■ S・A ■ B ■ C ■ D ■ 該当なし ■ S・A ■ B ■ C ■ D ■ 該当なし

調査結果 I 都道府県建設業協会からの回答

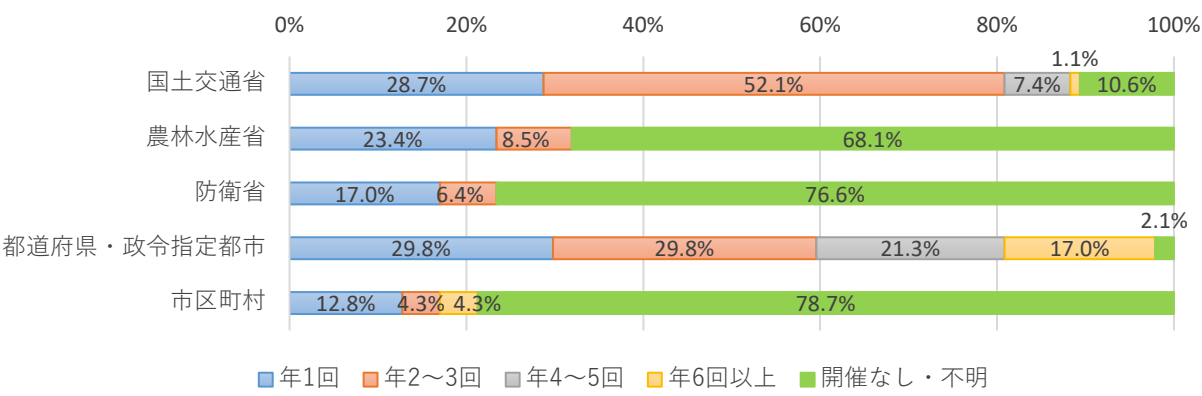
1. 公共工事の円滑な施工のための取組

Q1 各発注者と貴協会との意見交換会は、年にどの程度の頻度で開催されていますか。発注者ごとにお答えください。

発注者との意見交換会の開催頻度は、

- ・国土交通省：「年1回」（28.7%）、「年2～3回」（52.1%）、「年4～5回」（7.4%）、「年6回以上」（1.1%）で9割弱となっており、取組が進んでいる。
- ・都道府県・政令指定都市：「年1回」（29.8%）、「年2～3回」（29.8%）、「年4～5回」（21.3%）、「年6回以上」（17.0%）となっており、最も取組が進んでいる。
- ・市区町村：「開催なし・不明」が78.7%となっており、取組が進んでいない。

発注者との意見交換会の開催状況



Q2 発注見通しの公表は、適切な内容や頻度で行われていますか。発注者ごとにお答えください。

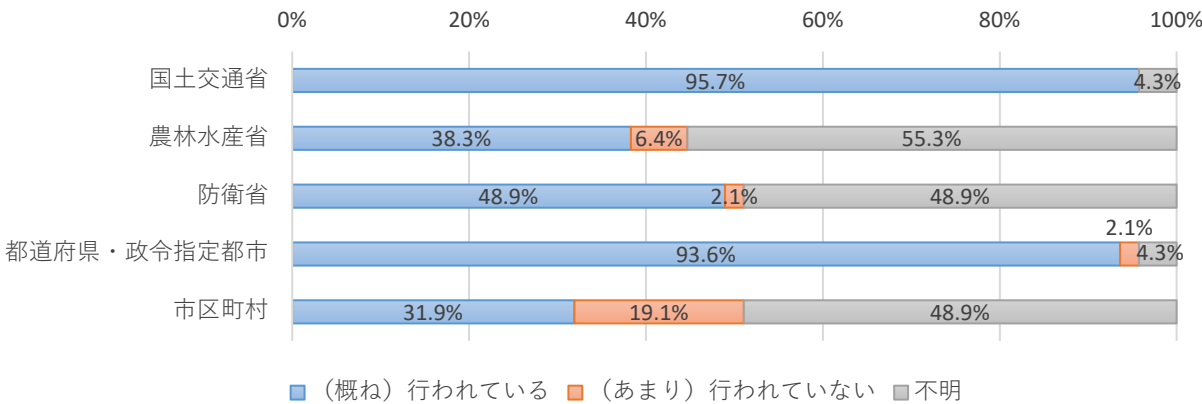
発注見通しの公表では、

「（概ね）行われている」割合は

- ・国土交通省：95.7%
- ・農林水産省：38.3%
- ・防衛省：48.9%
- ・都道府県・政令指定都市：93.6%
- ・市区町村：31.9%

となっており、農林水産省、防衛省、市区町村では適切な内容や頻度で行われている割合が低くなっている。

発注見通しの公表



Q3 公共工事の円滑な施工にあたり、課題となっていることは何ですか。発注者ごとにお答えください（該当項目5つまで）。

国土交通省での課題は、

- 「支障物等に係る関係者との事前調整」 (72.3%)
- 「現場の状況に合った積算」 (70.2%)
- 「設計図書（図面・特記仕様書）と現場の不整合」 (68.1%)
- 「適切な設計変更」 (57.4%)
- 「各種協議の迅速化」 (48.9%)

都道府県・政令指定都市での課題は、

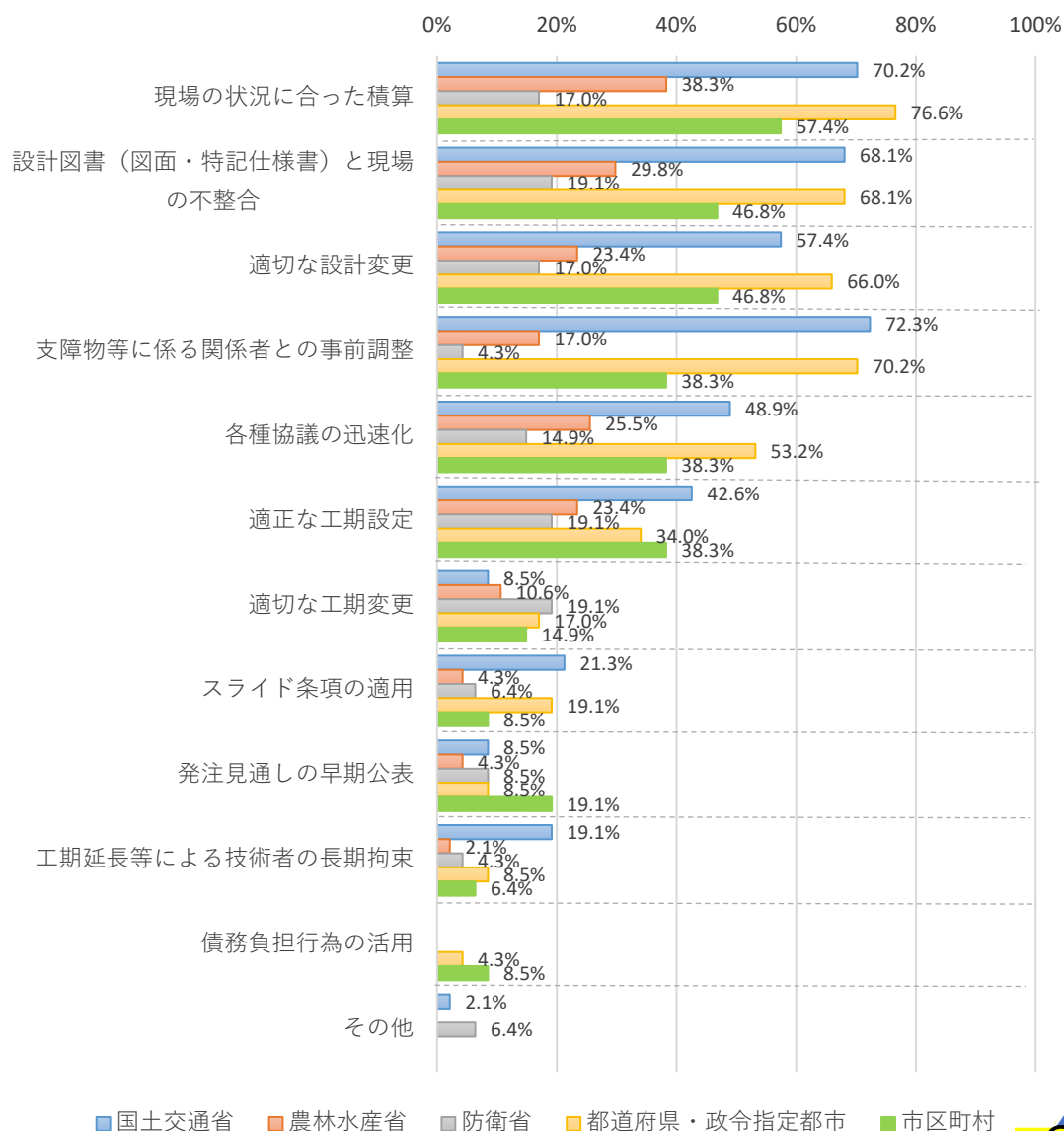
- 「現場の状況に合った積算」 (76.6%)
- 「支障物等に係る関係者との事前調整」 (70.2%)
- 「設計図書（図面・特記仕様書）と現場の不整合」 (68.1%)
- 「適切な設計変更」 (66.0%)
- 「各種協議の迅速化」 (53.2%)

市区町村での課題は、

- 「現場の状況に合った積算」 (57.4%)
- 「設計図書（図面・特記仕様書）と現場の不整合」 (46.8%)
- 「適切な設計変更」 (46.8%)
- 「支障物等に係る関係者との事前調整」 (38.3%)
- 「各種協議の迅速化」 (38.3%)
- 「適正な工期設定」 (38.3%)

の順となっており、発注機関によりそれぞれの課題は割合は異なるが、同様の課題が上位となっている。

円滑施工にあたっての課題



Q4 公共工事の円滑な施工の現状や問題点、ご意見等、自由にご記入ください。

(支障物が未撤去、関係機関との調整が未了)

- 用地取得や支障物移転、残土処分地の確保の遅れ等による工事着手の遅れが度々生じている。
- 支障物に関わる調整が整わず、不必要な工期延長、採算性悪化などの事象が生じている。
- 発注時点において、関係機関との調整や占用物件の調査が未了のため、工事着手時期が遅れることがある。
- 関係機関との調整未了等の理由により、契約後しばらく着工できない工事が多く、工期の確保が課題となっている。
- 関係機関との調整不足や当初設計の不備が課題である。

(増加費用が認められない)

- 任意仮設において、計画と現地の状況が異なっているために追加で生じた費用を変更対象にしてもらえなかった。
- 猛暑日が続く環境になってきており、健康面で深刻なリスクがあり、作業効率面で実態との齟齬がある。工事中止等対策の強化や歩掛の見直しが必要である。
- 工事を中断せざるを得ない現場や工期延長で生じた費用は、経費や管理費を全額みてほしい。
- 適用される単価が資材等の高騰の現状を反映していない。
- 施工単価の標準化が進んだが、小規模な現場では歩掛が標準歩掛に合わないことが多い。
- 地方自治体においては、標準積算と実施工に乖離が生じる場合であっても、見積精算等の措置が取られず、採算が悪化している。
- 工種によっては、積算歩掛と現場の乖離が著しいにもかかわらず、無理に適用している。

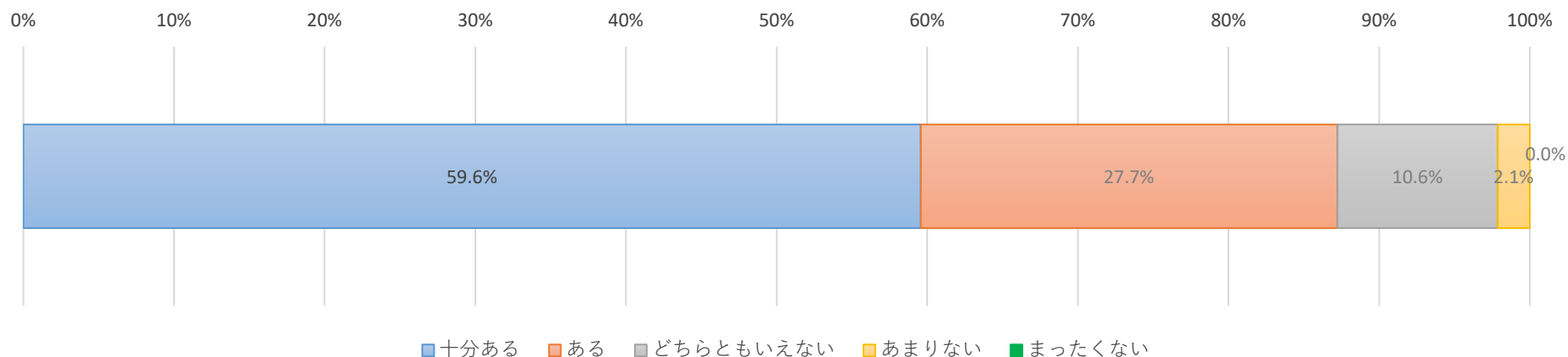
(その他)

- 発注者の都合により工期延長となる場合、その間、技術者が拘束されることになり、受注計画に支障が生じている。
- 県の低入札調査基準価格が90%を下回っているので、早急に改善してもらいたい。
- 特に市町村発注工事において、設計図書と現場の不整合により、設計変更協議や調整に時間を要している。
- 設計図書と現場の不整合がある場合、設計変更の協議や資料作成に日数を要し、工事着手が遅れたり、中断となる場合が散見される。

Q5 貴協会の会員企業は、管内で発注される公共事業を円滑に施工できるだけの施工余力があると考えますか。

地域建設業が管内で発注される公共工事を円滑に施工できる施工余力は、「十分ある」、「ある」との回答が9割弱を占めており、現状で施工余力はあるという結果となっている。

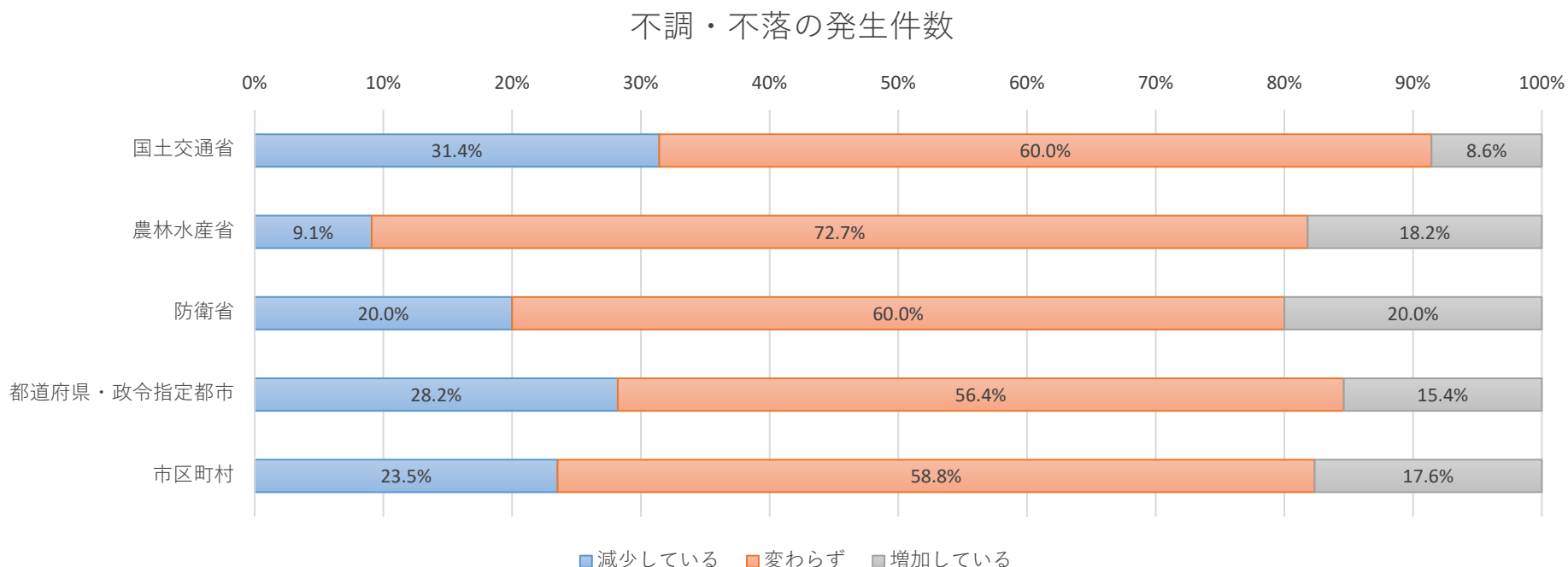
会員企業の施工余力



2. 不調不落の状況

Q6 入札の不調・不落の発生件数は増加していますか。発注者ごとに教えてください。

- 不調・不落の発生件数については、農林水産省以外の発注者において、発生件数が「減少している」の傾向が「増加している」傾向を上回っており、不調・不落が減少している傾向となっている。
- また、農林水産省においては、「増加している」が「減少している」を上回っており、不調・不落が増加している傾向となっている。



Q7 不調・不落の発生要因として考えられるものは何ですか。発注者ごとに教えてください（複数回答可）。

国土交通省における不調・不落の発生要因は、

「官積算との乖離」 (61.7%)
 「厳しい施工条件」 (44.7%)
 「企業及び技術者の実績要件」 (27.7%)

都道府県・政令指定都市における不調・不落の発生要因は、

「官積算との乖離」 (72.3%)
 「厳しい施工条件」 (57.4%)
 「発注時期の偏り」 (34.0%)

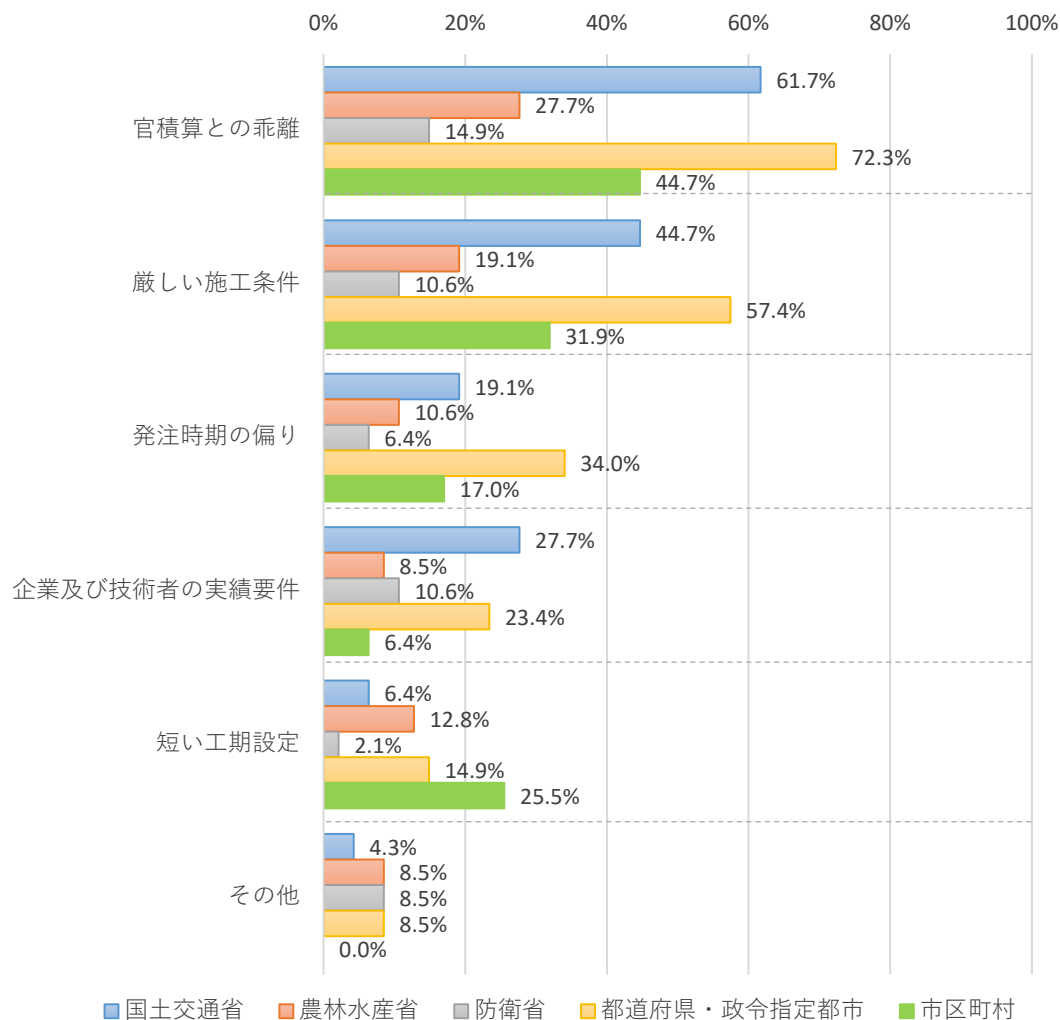
市区町村における不調・不落の発生要因は、

「官積算との乖離」 (44.7%)
 「厳しい施工条件」 (31.9%)
 「短い工期設定」 (25.5%)

であり、「官積算との乖離」「厳しい施工条件」はどの発注者においても上位の要因になっている。

都道府県・政令指定都市における「発注時期の偏り」、市区町村における「短い工期設定」に特徴が見られる。

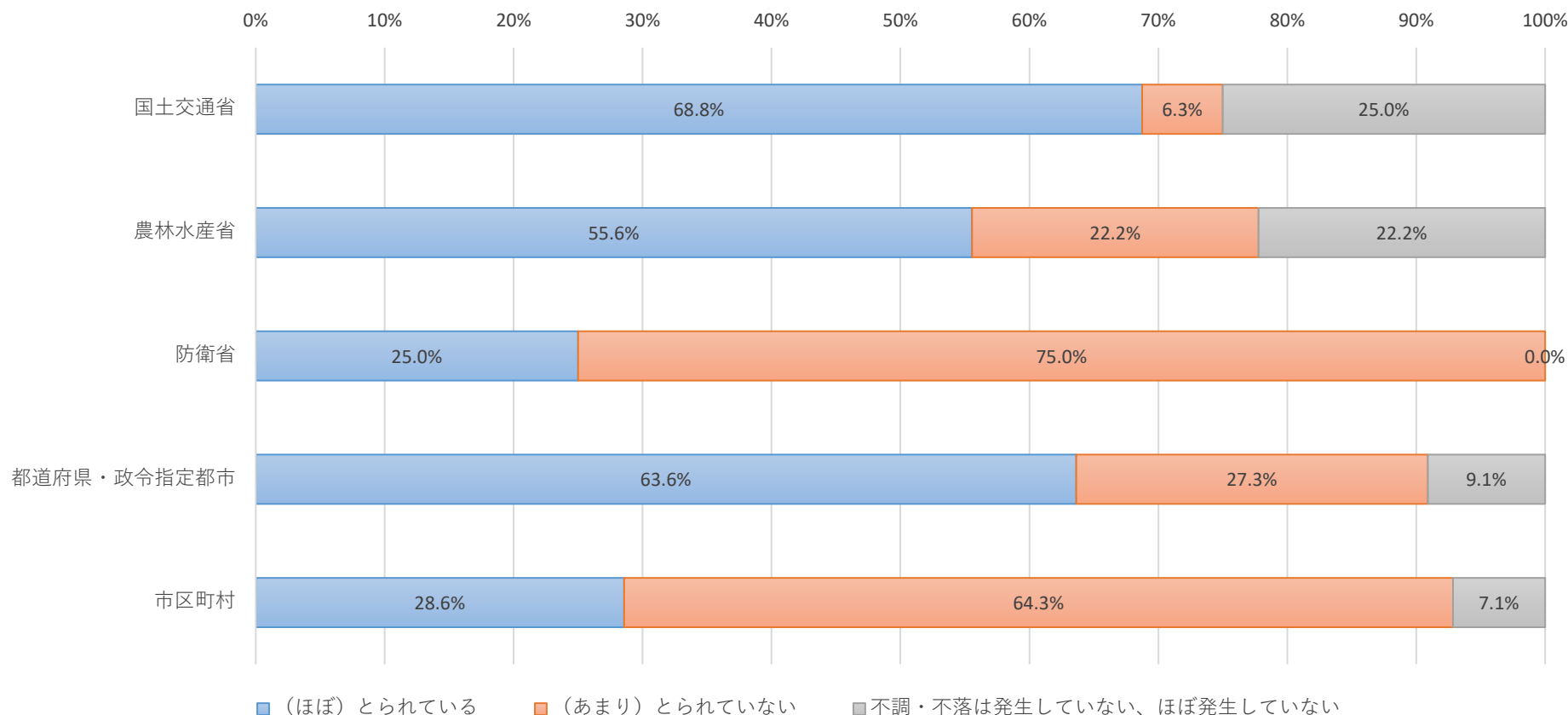
不調・不落の発生要因



Q8 不調・不落だった工事では、見積りの活用などによる予定価格の適正な見直しや随意契約の活用などの対応がとられましたか。発注者ごとにお答えください。

不調・不落だった工事での見積りの活用などによる予定価格の適正な見直しや随意契約などの対応について、「（あまり）とられていない」と回答された発注者は、防衛省（75.0%）、市区町村（64.3%）となっている。

不調・不落での予定価格の見直しや随意契約の活用



Q9 不調・不落の発生状況や発生要因など自由にご記入ください。

(積算価格と実勢価格の乖離)

- ・ 設計時と入札時の価格の乖離が著しい。特に物価資料の価格は、1年から半年前の価格帯であると感じる。入札時に実勢価格へ変更するような見直しが必要である。
- ・ 資材によっては、実勢価格と大幅に乖離している積算単価が採用されるケースがある。

(歩掛が合わない)

- ・ 厳しい現場条件の工事に対しても、標準歩掛で積算されており、価格が合わない。
- ・ 現場条件に合った適正な積算をお願いしたい。
- ・ 現場条件が厳しい場合などは、施工歩掛が実態に合っていない。
- ・ 現場条件に合った仮設工が計上されていない場合がある。
- ・ 特に市町村発注工事は、工事規模が少ロットであるため、積算が合わず、不調・不落が生じている。

(技術者の拘束)

- ・ 工期延長される工事が多く、技術者が長期間拘束されるため、入札に参加できない場合がある。
- ・ 工期延長により、技術者が拘束される期間が長くなるため、技術者の配置計画に影響している。
- ・ 技術者の拘束期間の長い場合、配置できないため、入札を回避することがある。

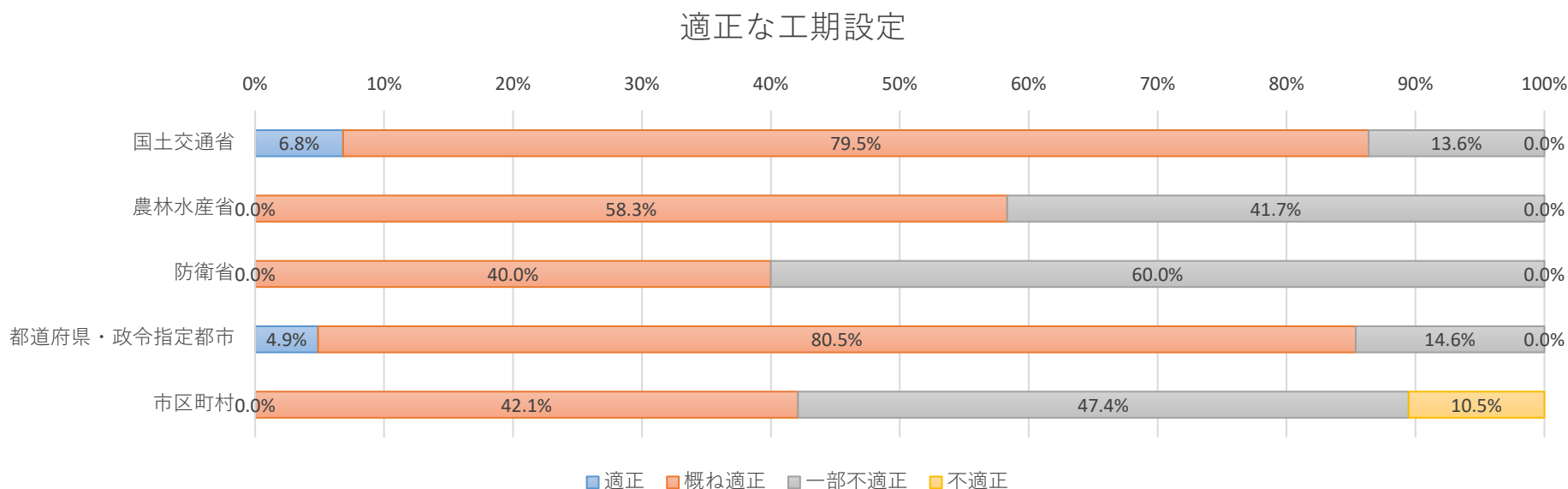
(その他)

- ・ 同時期に大量の工事が発注されるため、対応できない案件が出てしまう。
- ・ 施工時期に制限がある河川工事等では入札不調が発生しやすい。

3. 工期設定の状況

Q10 現場の状況等を踏まえた適正な工期が設定されていますか。発注者ごとにお答えください。

- 適正な工期の設定について、国土交通省、都道府県・政令指定都市で「適正」「概ね適正」の回答割合合計が8割を超えており、取組が進んでいる。
- 市区町村では「適正」「概ね適正」の回答割合合計は4割強（42.1%）となっており、取組の進展が見られる。



Q11 （国土交通省）「一部不適正」「不適正」とした具体的な内容や理由をご記入ください。

- 設計変更にあたり、適切な工期が設定されない場合がある。
- 工期が延長されても、必要経費をみてもらえない場合がある。
- 用地買収や関係機関との協議が出来ていない場合がある。

Q12 （農林水産省）「一部不適正」「不適正」とした具体的な内容や理由をご記入ください。

- ・ 圃場整備工事では、工事期間に制約があり、天候による作業休止が続いても工期変更が出来ず、休日作業が避けられない。
- ・ 天候不順による工期延長を認めてもらえない。
- ・ 地権者との調整が難航する場合がある。

Q13 （防衛省）「一部不適正」「不適正」とした具体的な内容や理由をご記入ください。

- ・ 県内の遠隔地を組み合わせで発注するなど、条件が厳しい。
- ・ 現場で、他工事と工事調整が必要となる場合がある。

Q14 （都道府県・政令指定都市）「一部不適正」「不適正」とした具体的な内容や理由をご記入ください。

- ・ 週休2日の取組みや天候不順によって作業日が少なくなっているが、工期に反映されていない。その結果、土日作業が避けられない場合もある。
- ・ 完成時期が先に設定されており、工期延長を認めてもらえない。
- ・ 農繁期の作業不可期間により工期が圧迫されている。出水期が考慮されていない場合もある。

Q15 （市区町村）「一部不適正」「不適正」とした具体的な内容や理由をご記入ください。

- ・ 予算の都合で、単年度契約が多く、工期延長を認めてもらえない。
- ・ 変更協議の回答が遅く、工事を進めることができず、遅延してしまう。
- ・ 建築工事は供用日が決まっているため、突貫工程が求められる場合が散見される。
- ・ 関係機関や地元との協議事項が未解決のまま発注されるため、厳しい工期となる場合がある。
- ・ 4休8閉所、猛暑日に対応できていない工期が設定されることが多い。

Q16 工期設定に関する課題・意見・提言など自由にご記入ください。

（休日・休暇の確保）

- 学校改修工事において、夏休み期間中の施工でも週休2日が確保できるように工期設定してほしい。
- 熱中症対策等による休憩時間が工期に反映されていない。
- 市区町村工事について、適正な休日が確保されるよう国が指導してほしい。

（年度末工期への対応）

- 国や県の補助金が入る民間工事では、年度末までの無理な工期が設定される場合が多い。必要な場合は繰越しできるようにしてほしい。
- 発注時期が遅く工期が年度末に設定されている場合、施工期間が短く設定される場合が多い。
- 町村工事においては工期が年度末に設定される場合が多いため、余裕をもった工期設定をしてもらいたい。

（現場条件に応じた柔軟な工期の設定・変更）

- 各現場での施工条件を踏まえた柔軟な工期設定をしてほしい。
- 自然条件に伴う不稼働日が考慮されてきているが、山間部では降雪量が多く、地域特性に応じた工期設定、柔軟な工期変更をお願いしたい。

（関係団体等との協議が未了）

- 工期設定は適正であっても、関係者間で協議が整っておらず、工事に着工できないために不適正な工期になる場合がある。
- 週休2日も含めた適正な工期設定となっているが、地元や関係団体との対応などで時間を取られる。その分も工期に反映してほしい。

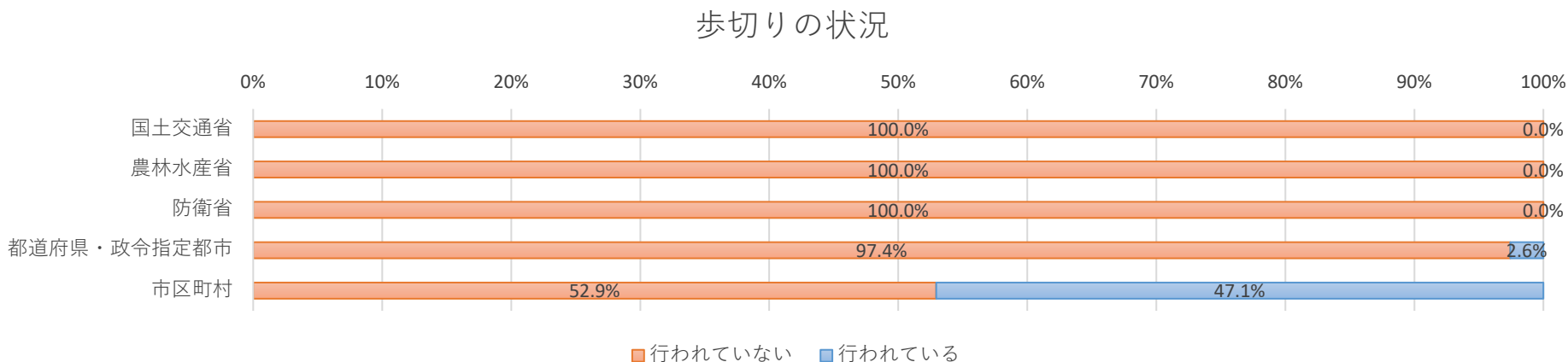
（その他）

- 工期設定に余裕をもたせるのは良いことであるが、工期が長くなると経費がかかるため、設定された工期に応じた経費をみてほしい。
- 設計と現場が不一致であることが多く、受注企業が設計を見直し修正する必要があるため、着工が遅れ工期がひっ迫する場合がある。

4. 歩切りの状況

Q17 歩切りの状況についてどのようになっていますか。発注者ごとにお答えください。

歩切りについては、国では「行われていない」状況となっている。都道府県・政令指定都市ではほぼ「行われていない」（97.4%）、市区町村では「行われていない」が5割強（52.9%）となっている。



Q18 歩切りの状況について、問題点やご意見等、自由にご記入ください。

（歩切りはない）

- ・ 最近は歩切りの話が聞こえてこない。
- ・ 明確な歩切りは行われていない。

（建築工事で歩切り）

- ・ 建築工事については、未だ歩切りが行われていると感じる。

（歩切りに等しい行為が行われている）

- ・ 予定価格を設定する際、最新の公契連モデルの算定式を使わず、経費率を抑えている市町村がある。これは歩切りに等しい行為であると考ええる。
- ・ 失格基準や低入札基準価格が低すぎることは、歩切りと同じではないかと考える。

5. 資材価格の高騰による価格転嫁

Q19 資材価格の高騰による価格転嫁について、問題点やご意見等、自由にご記入ください。

(受注者負担1%の撤廃)

- ・ スライド条項の適用にあたっては、受注者の1%負担の影響が大きい。
- ・ 1%相当額の企業負担が利益率の低下や単品スライド申請断念につながる要因となっている。
- ・ 1%の受注者負担なしでスライド変更できるように改善を望む。

(実勢価格が未反映)

- ・ 価格高騰に積算が追いついていない。実勢価格をタイムリーに反映する方策が必要である。
- ・ 設計単価の変更に時間を要するため、実勢価格との乖離幅が更に大きくなっている。
- ・ 価格調査も以前よりは早く反映されているが、それ以上に価格高騰が速く、対応できていない。
- ・ 工事発注直前での市場単価の適用や見積り採用等、実勢価格を反映する仕組みが必要である。

(事務負担の軽減)

- ・ スライド条項は購入証明など受注者側の事務作業負担が大きく、手続きしても対応してもらえない場合もある。
- ・ 単品スライドの書類簡素化を望む。
- ・ 価格高騰による設計単価の見直しは、受注者からの協議ではなく、発注者側から行うよう変更してもらいたい。

(その他)

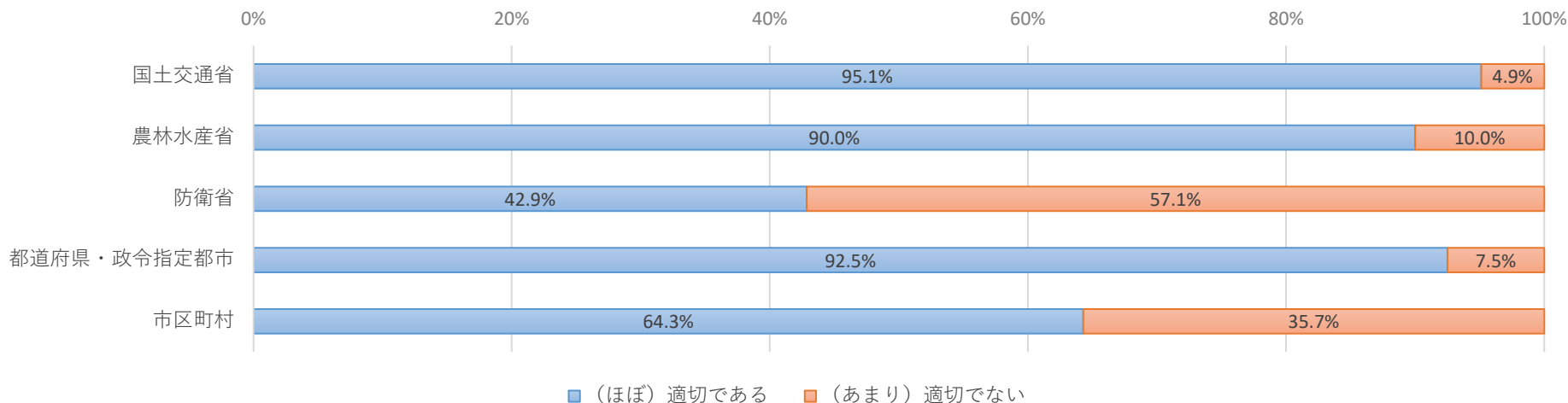
- ・ 物価本に掲載されている単価は全国一律であることが多い。地方では、その価格で購入することが困難な材料もあるので、地元の単価を反映してもらいたい。
- ・ 設計の見直しや用地関係等で着工が遅れた場合は、受注者の責によるものではないので、設計単価を時点修正してほしい。

6. 工事の特性や地域の実情に応じた適切な入札契約・総合評価方式の活用

Q20 入札契約について、工事の特性や地域の実情などに応じた入札参加資格・発注ロットの設定等や適切な入札契約・総合評価方式が選択・活用されていますか。発注者ごとにお答えください。

- 「（ほぼ）活用されている」が、国土交通省、農林水産省、都道府県・政令指定都市では9割を超えている。
- 防衛省は4割（42.9%）、市区町村は6割（64.3%）を占めるにとどまっている。

工事の特性や地域の実情に応じた適切な入札契約方式の選択等



Q21 （国土交通省）「（あまり）適切でない」とした具体的な内容や理由をご記入ください。

- 表彰や施工実績の評価項目が大きな比重を占めているため、特定の企業が受注する等偏りが生じている。
- 手持ち工事量进行评估しなければ、技術者を多く抱えている企業が多く工事を受注してしまう。

Q22 （農林水産省） 「（あまり）適切でない」とした具体的な内容や理由をご記入ください。

- ・ 防疫対応について、適正な評価がされていないように感じる。
- ・ 地元建設会社が受注可能な入札参加条件の発注工事が無い。

Q23 （防衛省） 「（あまり）適切でない」とした具体的な内容や理由をご記入ください。

- ・ 地元企業が参入しやすい参加要件が必要である。
- ・ ECI方式で大手企業に発注されるため、地元企業が元請になれない。
- ・ 特定の受注者に偏っている。
- ・ 秘密保持等の観点から、入札参加条件が厳しい。

Q24 （都道府県・政令指定都市） 「（あまり）適切でない」とした具体的な内容や理由をご記入ください。

- ・ 特定の受注者に偏っている。
- ・ 発注者からの質問に対する回答が遅い。
- ・ 総合評価方式は職員の負荷が大きいと発注者は認識している。

Q25 （市区町村） 「（あまり）適切でない」とした具体的な内容や理由をご記入ください。

- ・ 総合評価方式の入札がない。
- ・ 小規模自治体では技術職員が少なく、活用が進んでいない。
- ・ 地元企業を優先してもらいたい。

Q26 多様な入札契約方式の選択・活用について改善状況や問題点、ご意見等、自由にご記入ください。

(受注者の偏り)

- 同種工事が継続して発注される場合、先に受注した企業が実績優位となり、受注者が偏る。

(地元企業の優先を望む)

- 県内全域を同様に扱うのではなく、企業数など地域の実態等を勘案し、地域に合った契約方式を導入してもらいたい。
- 地域外から価格のみで入札参加し、粗雑な施工を行うケースがあるため、地元企業を優先する方式を導入してもらいたい。
- 直轄工事において、県外企業と競合するような案件では、地元企業へのインセンティブをこれまで以上に検討してもらいたい。
- 入札の公平性は理解できるが、地元工事を他地域の企業が受注するケースが増え、地元の災害・除雪を行う体制が維持できなくなることが懸念している。
- 工事量の減少により、地元企業では求められる実績をつくることができないため、ダンピングでしか受注できない状況となっている。

(その他)

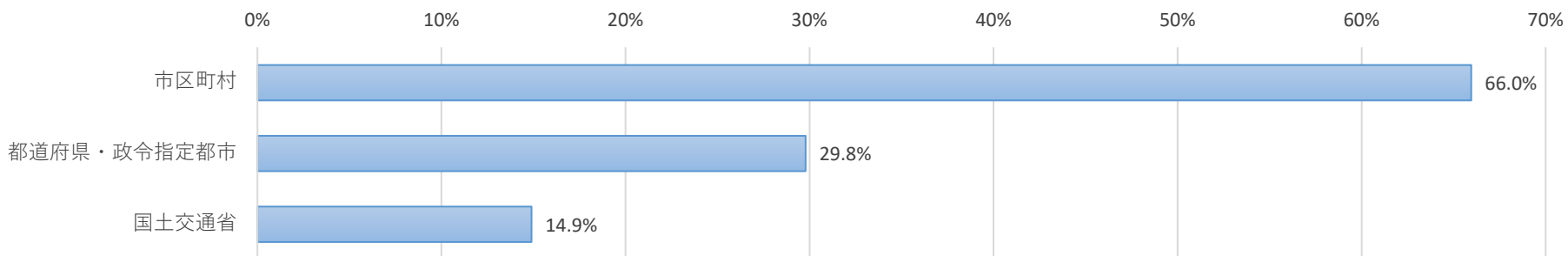
- 年に数回、協会と発注者による意見交換会を開催し、地域の意見を取り入れた入札契約方式の導入に取り組んでいる。
- 技術者個人ではなく、企業としての実績や取組を重視した評価にしてもらいたい。
- 発注者が手間のかからない入札方式を選んでいると感じる。

7. 工事書類の簡素化・週休2日工事の実施・施工時期の平準化

Q27 工事書類の簡素化が進んでいないと感じる発注者を選択してください（複数回答可）。

- ・ 工事書類の簡素化について、「進んでいない」の回答が市区町村で6割を超えている（66.0%）。
- ・ 取組の進んでいる国土交通省においても、「進んでいない」の回答が1割強（14.9%）ある。

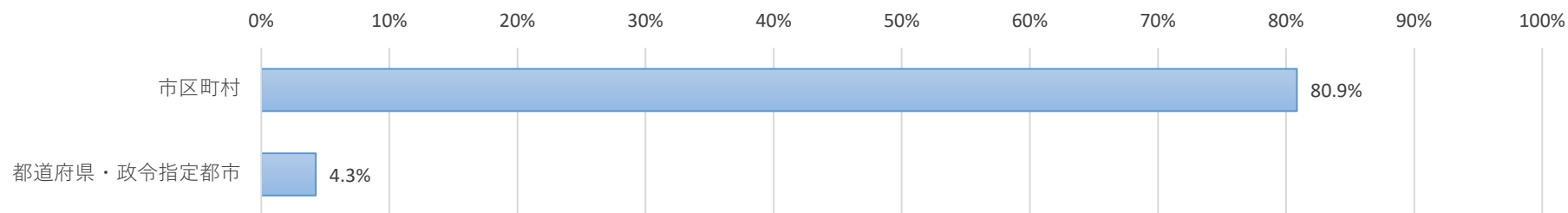
工事書類の簡素化（「進んでいない」回答割合）



Q28 週休2日工事の実施が進んでいないと感じる発注者を選択してください（複数回答可）。

週休2日工事について、「進んでいない」の回答が市区町村で8割を占めている（80.9%）。

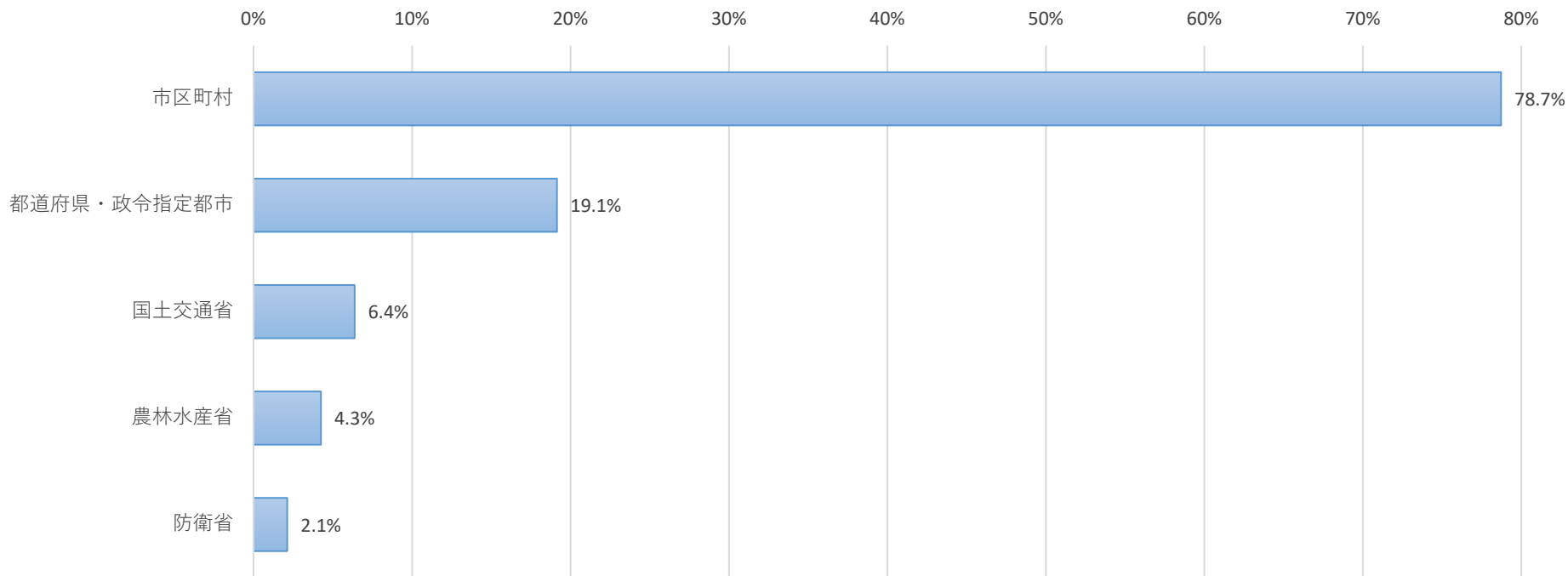
週休2日工事の実施（「進んでいない」回答割合）



Q29 施工時期の平準化が進んでいないと感じる発注者を選択してください（複数回答可）。

- 施工時期の平準化について、「進んでいない」の回答が市区町村で8割弱（78.7%）と全く進んでいない。
- また、都道府県・政令指定都市で「進んでいない」の回答が2割弱（19.1%）を占めている。

施工時期の平準化（「進んでいない」回答割合）



8. 総合評価落札方式における賃上げ実施企業への加点措置

Q30 「総合評価落札方式における賃上げ実施企業への加点措置」について問題点やご意見等、自由にご記入ください。

（実施期間の明示）

- ・社員にとっては良い取組であると感じるが、いつまで続けられるのか見通しがないため、他の処遇改善に取り組みにくい。
- ・直轄工事を元請で受注しない等、賃上げ加点措置の対象とならない企業が、賃上げ加点となった企業のように初任給を高く設定し採用活動を行うため、リクルートメントで不利になるような状況となっている。

（経営に負担）

- ・工事の受注が十分ではない年や工事の数が少なくが行き渡らない地域では、経営を継続するための利益が確保できない。このような場合、賃上げの実施は難しい。
- ・毎年の賃上げ、特に前年度を上回る賃上げを続けていくことは経営にとって厳しい。

（適切な差別化が必要）

- ・同じランク同士であっても、必要とされる賃上げ率が異なり、不公平感がある。
- ・ほとんど入札参加企業が条件をクリアしており差別化につなげていない。

（実績評価を望む）

- ・毎年継続して一定以上の賃上げを継続することは地域建設業には困難。数年間での実績評価としてもらいたい。
- ・総合評価の評価項目は実績評価であるため、賃上げについても実績評価にしてもらいたい。

（評価項目としては不適切）

- ・人材確保のための賃上げの重要性は理解できるが、実施の有無や上げ幅は各企業の経営状況によるところであり、総合評価の項目とはなじまないと感じる。
- ・評価のための賃上げとなり、健全な経営になっていない。

（その他）

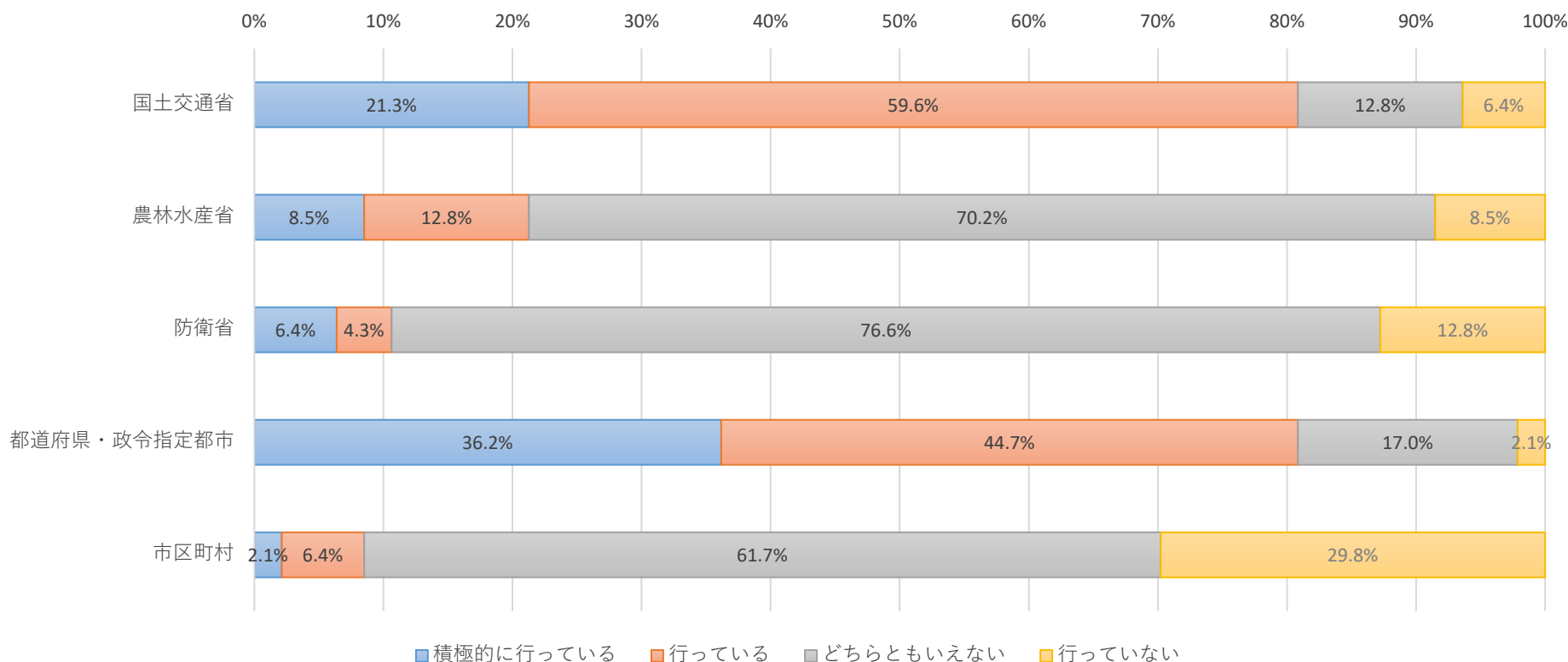
- ・手続きに手間がかかる。
- ・賃上げの時期が発注時期と合わない場合がある。
- ・本制度を今後も続けるのであれば、官積算においてその費用を補う制度を検討してもらいたい。

9. 担い手の中長期的な育成及び確保に向けた取組

Q31 管内の発注者は、担い手の中長期的な育成及び確保に向けた取組を行っていますか。発注者ごとにお答えください。

担い手の中長期的な育成及び確保に向けた取組を行っている発注者は、国土交通省（80.9%）、都道府県・政令指定都市（80.9%）で8割を占めている。市区町村では、「行っていない」との回答が3割弱（29.8%）を占めている。

担い手の中長期的な育成及び確保に向けた取組



10. 地域の守り手として地域建設企業が直面する課題

Q32 貴会が所在する都道府県において会員企業が不在の市区町村はありますか。会員企業が不在の市区町村について具体的に回答願います。

会員企業不在の市区町村がある都道府県数
及び会員企業不在の市区町村数は、以下の通りとなっている。

①会員企業不在の市区町村がある都道府県数
30都道府県（令和7年7月現在）
（令和6年8月調査：30都道府県）

②会員企業不在の市区町村数
230市区町村（令和7年7月現在）
（令和6年8月調査：225市区町村）

※東京、大阪などの大都市圏では、会員企業不在の市区町村であっても、災害対応に大きな支障はないものと考えられる。

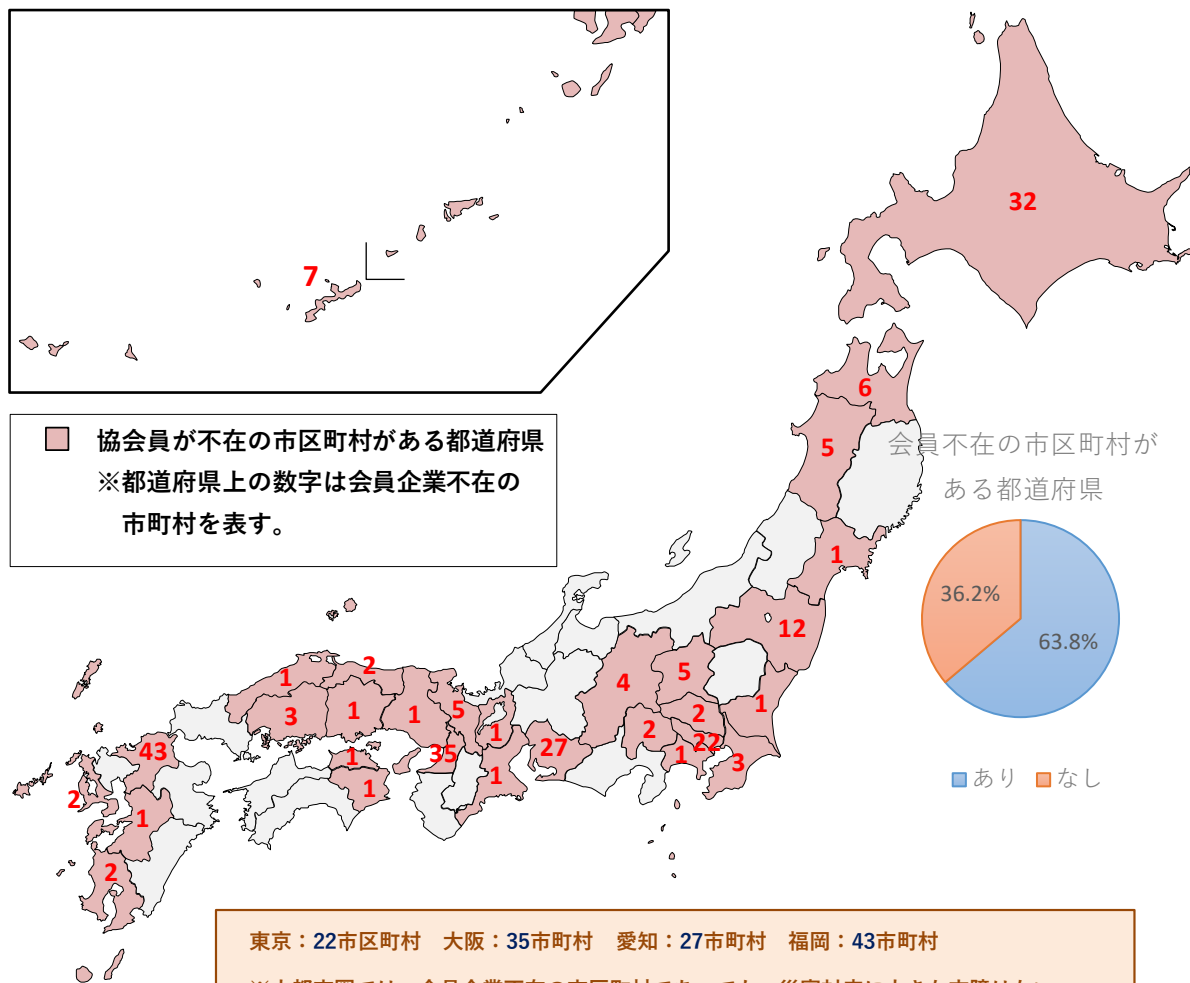
（参考：大都市圏における不在市区町村の状況）

東京都：22市区町村

大阪府：35市町村

愛知県：27市町村

福岡県：43市町村



Q33 地域建設企業が、災害発生時において「地域の守り手」としての役割を果たしていくために、現在直面している課題についてお聞かせください。

(事業量の確保)

- ・ 安定して経営基盤を構築できる十分な工事量の確保が必要である。
- ・ 長期的に安定した事業量が見通せる措置が必要である。
- ・ 安定した経営基盤を築くための公共事業予算の確保が必要である。
- ・ 地域の経済・雇用を支え、「地域の守り手」として社会的責任を果たすためにも、公共事業予算の拡大、確保に向けた取組み、関係機関の理解が必要である。
- ・ 地域建設業が「地域の守り手」として存続していくためには、経営の安定化が必要であり、そのためには将来を見通せるための事業計画や事業量が必要である。
- ・ 空白地帯が存在しかねない状況である。対応能力が不十分と感じており、安定的な受注と利益率の確保等、持続可能な事業継続環境が整っていなければ、地域を守ることはできない。
- ・ 工事量が少なく、公共工事の地域的な偏りにより、持続可能で計画的な企業経営が困難な状況となっている。

(入札制度の改善)

- ・ 他地域の業者が工事を受注することが多くなっており、地元企業が「地域の守り手」となれる体力が減っている。
- ・ 今の入札制度はデフレ構造となっており、見直しが必要である。当初予算は横ばいであるが、労務費・資材価格の上昇により企業の利益は減っている。官積算の歩掛を見直す必要がある。

(担い手の確保)

- ・ 技術者、技能者の充足率は30%台となっており、担い手の確保は喫緊の課題である。
- ・ 技術者の高齢化に伴い、経験を有する技術者の確保に懸念がある。災害発生時には、特に経験豊富な技術者が必要になる。
- ・ 人手不足が深刻化している。災害発生時の初動対応や復旧対応が遅れる地域がある。また、地元の建設会社自身が災害で資材、人員に被害を受けると復旧工事に即応できない。
- ・ 建設業は災害時にはライフラインの確保等、迅速な対応を担ってきたが、現状は企業数が減少し、人手も不足している。建設機材の保有も困難な状況になっており、初動対応は困難な状況である。
- ・ 地域の中小企業は人手不足に加え、若手不足になっており、「地域の守り手」として存続していくことは困難な状況となっている。

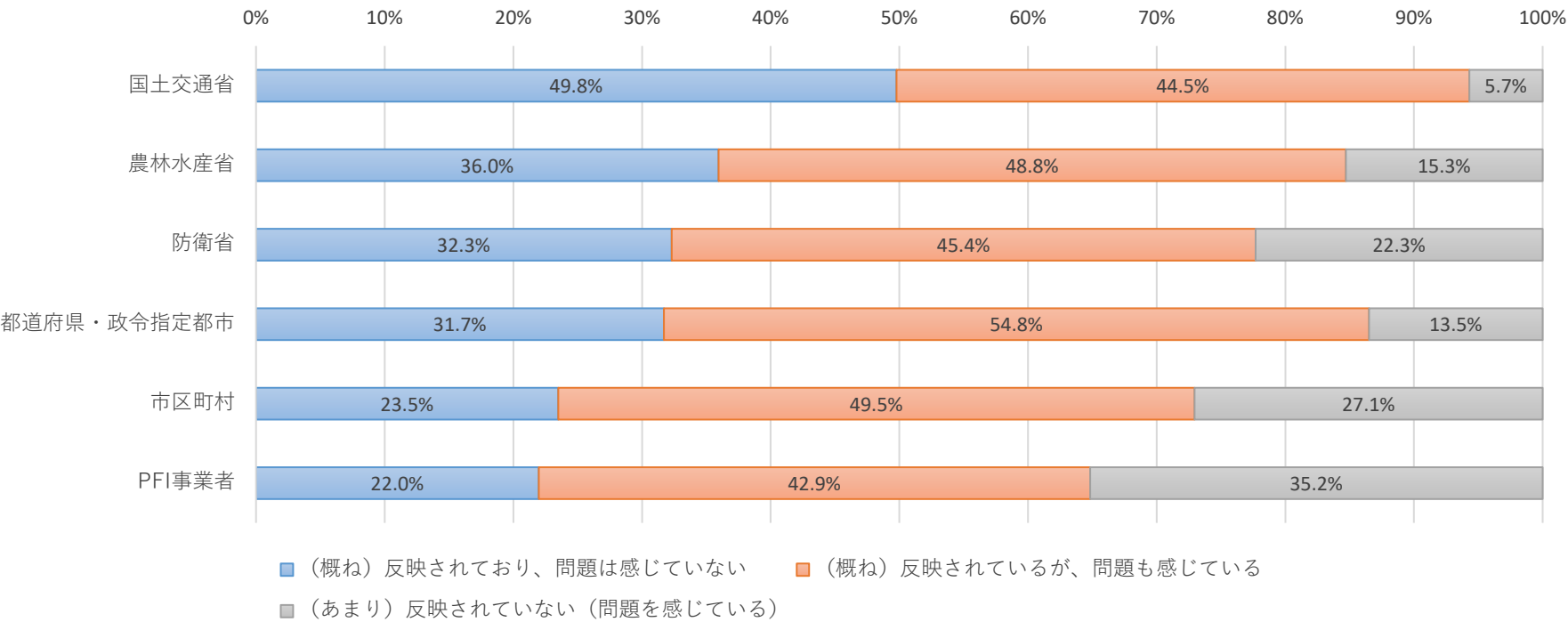
調査結果 II 会員企業からの回答

1. 運用指針の運用状況

Q1 直近1年間（令和6年6月1日～令和7年5月31日）の予定価格には、最新の労務単価、価格高騰している資材や機材等の実勢価格が適切に反映されていますか。発注者ごとにお答えください。

最新の労務単価、資材・機材等の実勢価格の予定価格への適切な反映については、「（概ね）反映されており、問題は感じていない」、「（概ね）反映されているが、問題も感じている」の回答が、国土交通省発注工事では94.3%、都道府県・政令指定都市発注工事では86.5%、市区町村では73.0%、PFI事業者では64.9%となっており、市区町村・PFI事業者の実勢価格の反映に課題がある。

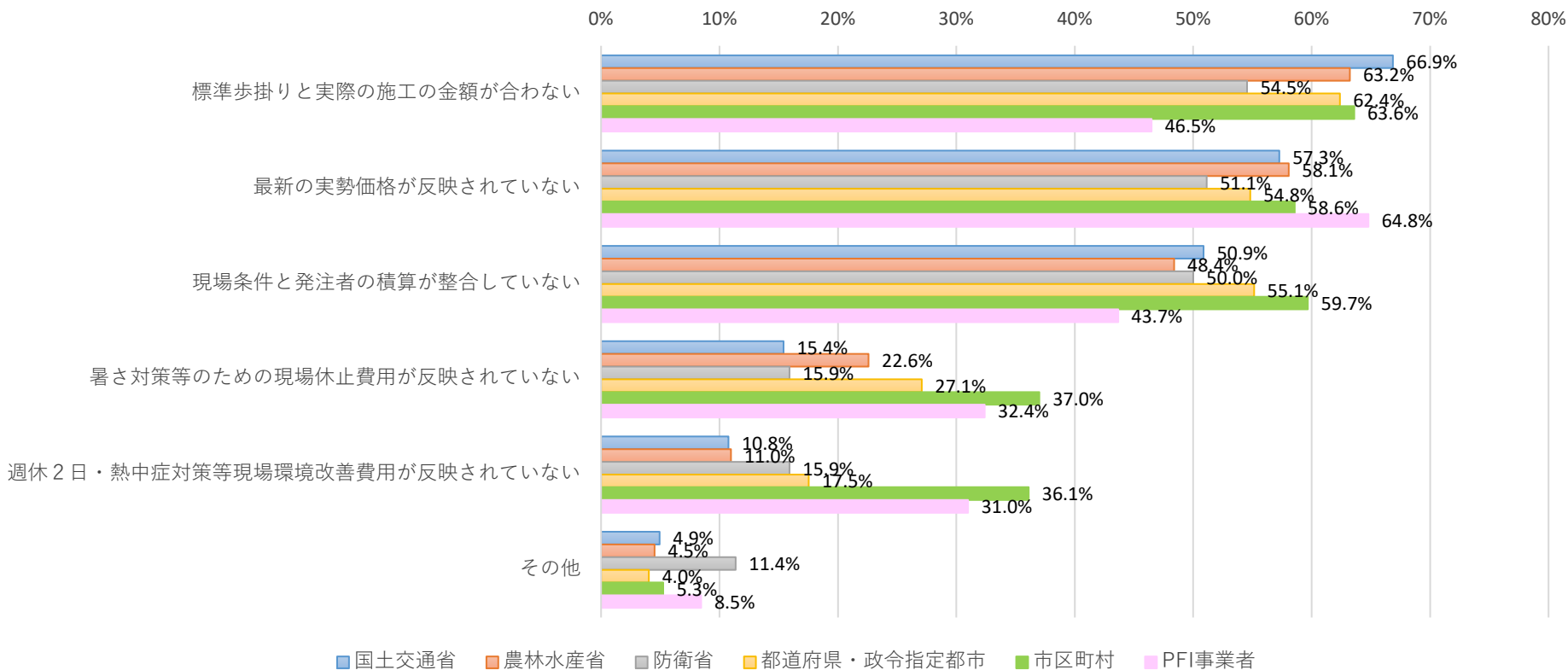
実勢価格の予定価格への適切な反映



Q2 「（概ね）反映されているが、問題も感じている」、「（あまり）反映されていない（問題を感じている）」と回答された方に伺います。予定価格について、問題と感じていることをお答えください（複数回答可）。

- 予定価格について問題と感じていることは、各発注者ともに「標準歩掛と実際の施工の金額が合わない」、「最新の実勢価格が反映されていない」、「現場条件と発注者の積算が整合していない」の割合が高くなっている。
- また、市区町村、PFI事業者においては、「暑さ対策のための現場休止費用が反映されていない」「週休2日・熱中症対策等現場改善費用が反映されていない」の割合も30%程度と高くなっている。

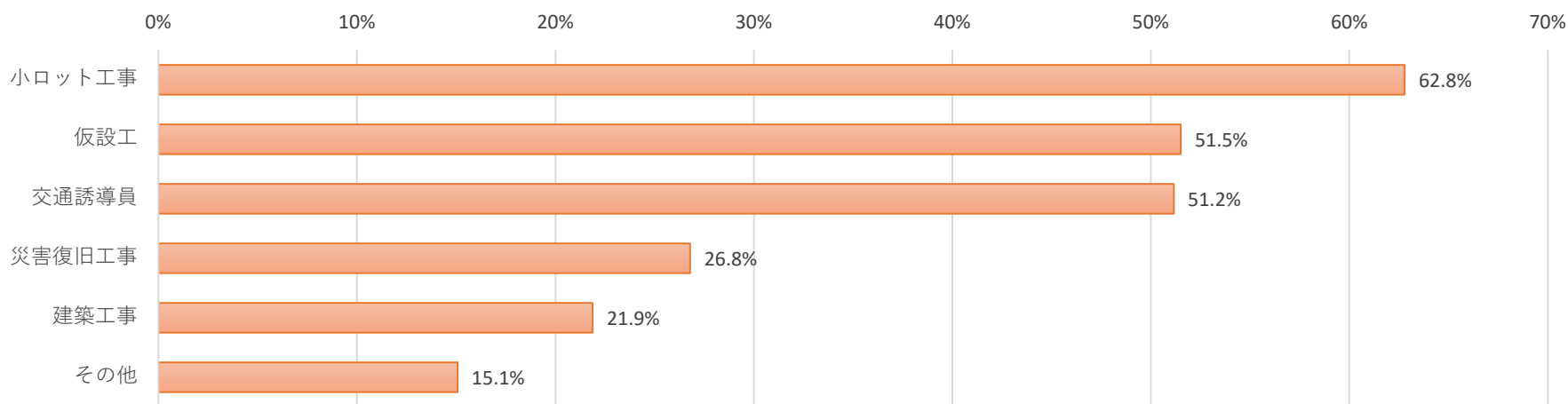
予定価格に関する問題点



Q3 「現場条件と発注者の積算が整合していない」、「標準歩掛と実際の施工の金額が合わない」と回答された方に伺います。整合しない・合っていない積算や歩掛は、どのようなものがありますか（複数回答可）。

整合しない積算や歩掛は、「小ロット工事」が6割を超え（62.8%）、次いで「仮設工」（51.5%）、「交通誘導員」（51.2%）の順となっている。

現場条件と合わない積算や歩掛



Q4 予定価格への適切な反映について問題点やご意見等がございましたら、自由にご記入ください。

(現場条件と積算の不一致)

- ・ 交通誘導員については、人手不足であり2～3時間の労働であっても1日分支払っている。単価も合わないし、安全管理に必要な人数が全く反映されていない。
- ・ 交通誘導員の単価が実際よりも低く、誘導員を配置すればするほど赤字になる。対策として自社の職員を配置することが増え、作業の進捗に遅れが生じている。
- ・ 安全管理を考慮し、現場条件を踏まえた交通誘導員を配置しても、変更契約で反映してもらえない。
- ・ クローラークレーン、オールテレーンクレーンは実質最低1カ月分の保障（契約）が必要であるため、積算に反映してほしい。
- ・ クレーン賃料は長期割引ありの単価が採用されているが、実際は長期割引なしの単価で請求されるため、受注者の負担になっている。
- ・ 国や県の積算ルールにならって積算しており、0.1㎡に満たない項目も標準的な大きな施工単位での歩掛で積算されてしまう。
- ・ 国の歩掛だから変更できないと言われる。
- ・ 建設機械について現場が狭い箇所や道路幅が狭い箇所にも大型重機の歩掛で積算されている。
- ・ 警備員の配置基準を発注者が決めているにもかかわらず、延べ配置日数を超えたとき、予算が無いから払えないと言われた。
- ・ 大規模な工事でも細かな工事に工種が分散されているので、実際の価格と合わない。
- ・ 特殊な工種や少量の工種については、施工業者の見積単価を積極的に積算に反映してほしい。
- ・ 施工地域補正、現場環境改善費、熱中症対策補正を計上してもらえない。
- ・ 現場の状態が悪い災害現場では、特に工事に至るまでの費用がかかるため考慮してほしい。
- ・ 以前ほど予定価格と市場価格との乖離は少なくなってきたように感じる。

(積算時期と施行時期の価格差)

- ・ 落札してから調査・準備を行ってから材料を発注していると、それまでの間に価格が上昇してしまっている。
- ・ コンクリート二次製品や鋼材の価格があまりにも実勢価格と乖離している。

(建築工事)

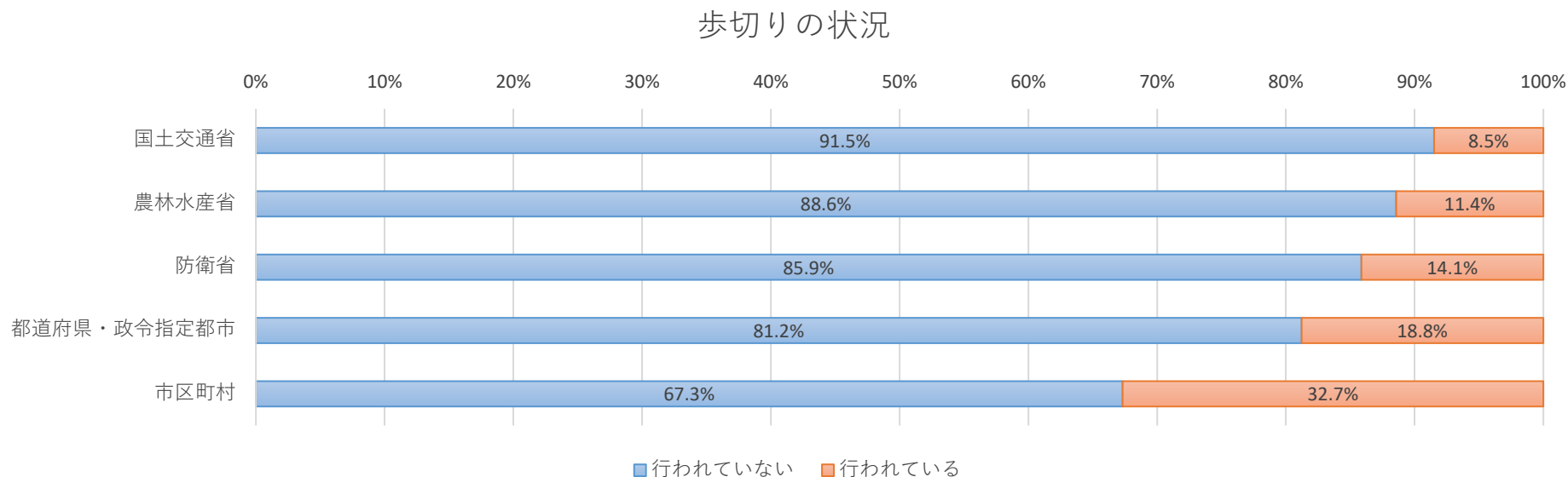
- ・ 建築工事において、標準歩掛が無い項目が多く、発注者の採用単価の根拠が不明確である。
- ・ 建築工事積算歩掛が実勢価格と大きく乖離している。
- ・ 土木に関しては設計書と異なる場合は概ね設計変更してもらっているが、建築工事では未だに参考数量とされることが多い。
- ・ 特に建築では資材高騰による価格転嫁を反映しきれず、不調・不落となるケースが増えている。

(その他)

- ・ 施工歩掛の単位数量を下回る場合には、見積りにより設計価格を設定するようにしてほしい。
- ・ 発注者独自の複合歩掛があるが、各々の単価が安取りであって現状に合っていない。
- ・ ICT工事について実際の価格を提示しているが、その部分は見られないと企業負担になる部分が多い。
- ・ 労務単価は上昇しているが、一般管理費が上昇しておらず、職員の給料に反映できない。
- ・ 熱中症対策や働き方改革の影響、作業員の熟練度低下の影響で、日当り作業量が減ってきており、標準歩掛どおりの出来高にならなくなっている。

Q5 直近1年間（令和6年6月1日～令和7年5月31日）の歩切りの状況について、発注者ごとにお答えください。

- ・ 歩切りについて「行われていない」が国では9割前後、都道府県・政令指定都市では8割強となっている。
- ・ 一方、市区町村では7割弱にとどまっている。



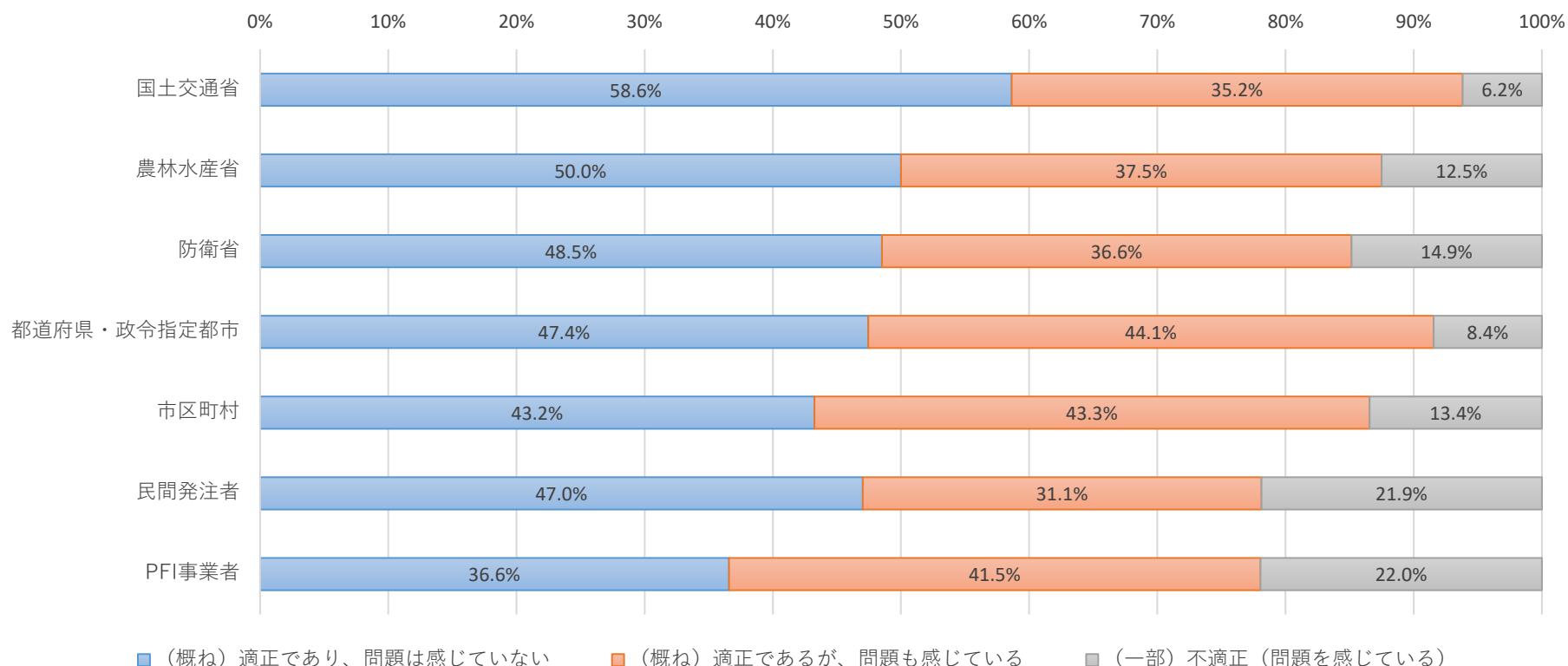
Q6 歩切りの状況について、問題点やご意見等がございましたら、自由にご記入ください。

- ・ 実際と違う工種の経費に変えることで価格を下げられることがある。
- ・ 議会での議員からの質問に対する回答で、歩切りされていることを確認した。
- ・ 数量を集計する際、数値の切捨てを求められることがあり、実質的な歩切りが行われている。
- ・ 例えば物価資料に2㎡の単価が掲載されているが、1㎡の単価の記載が無い場合、2㎡単価の半分で積算している。
- ・ 単価調査を行っている会社が発注者に報告する際に歩切りを行っているのではないかと聞かれる。
- ・ 総額での歩切りではなく、特に建築工事において直接工事費を積み上げていく過程で単価や金額が減額されていると聞く。
- ・ 前年度の踏襲という形で、長年、単価を変えない項目がある。

Q7 「工期に関する基準」の実施が勧告されていますが、直近1年間（令和6年6月1日～令和7年5月31日）の工事では、現場の状況等を踏まえた適切な工期が設定されていますか。発注者ごとにお答えください。

- 適正な工期設定について「（概ね）適正であり、問題は感じていない」「（概ね）適正であるが、問題も感じている」の回答割合合計が、国、都道府県・政令指定都市、市区町村では8割を超えている。
- 一方、PFI事業者、民間発注者では7割台にとどまっている。

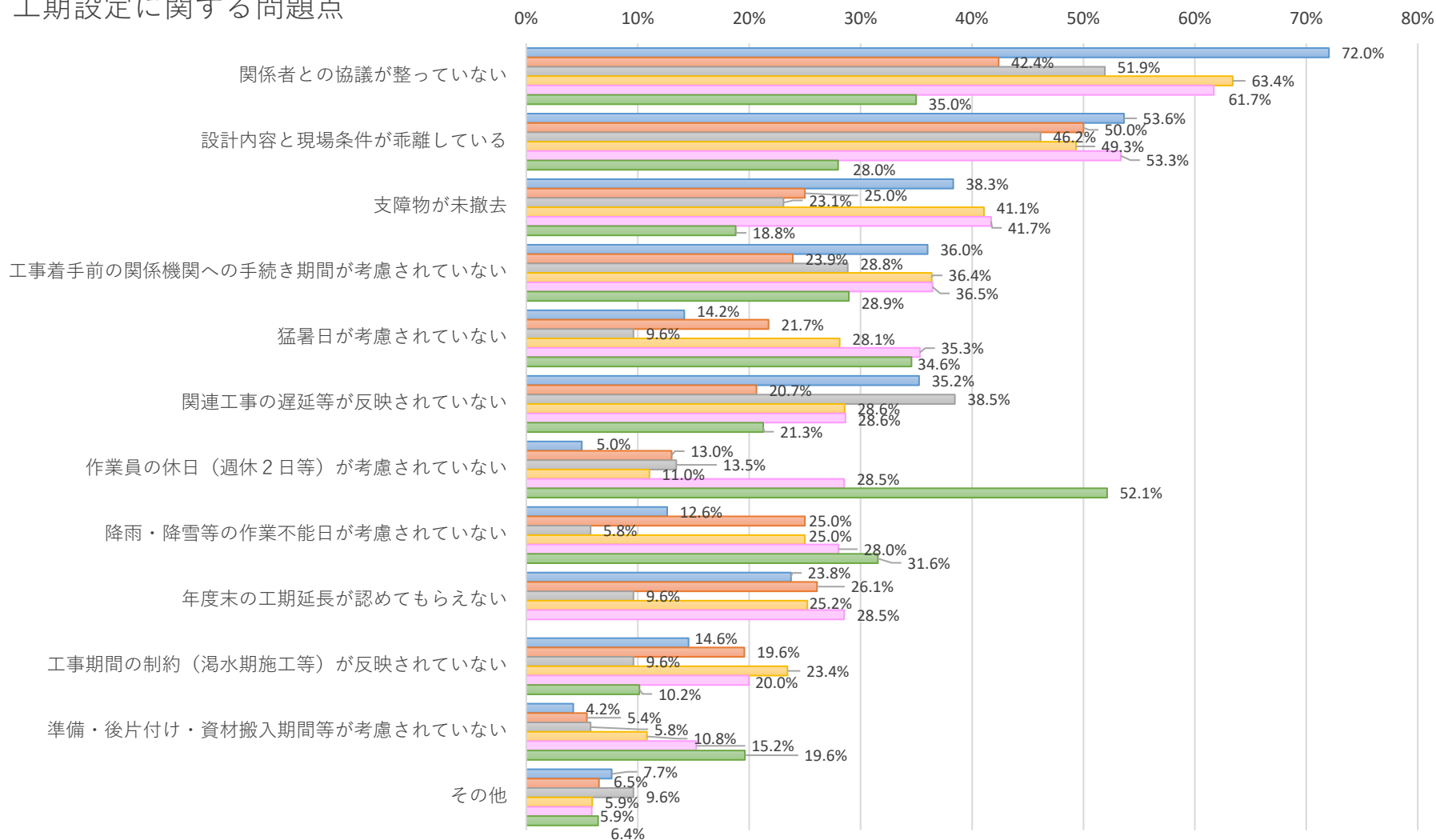
工期の設定状況



Q8 「（概ね）適正であるが、問題も感じている」、「（一部）不適正（問題を感じている）」と回答された方に伺います。
現場の状況等を踏まえた適切な工期設定について、問題と感じていることをお答えください（複数回答可）。

- 工期の設定に関し問題と感じているのは、「関係者との協議が整っていない」、「設計内容と現場条件が乖離している」が多い傾向にある。
- 民間発注者では、「作業員の休日（週休2日等）が考慮されていない」が最も多くなっている。

工期設定に関する問題点



Q9 「工期に関する基準」（公共・民間発注者、PFI事業者）の実施における適正な工期設定について、問題点やご意見等がございましたら、自由にご記入ください。

（関係期間との未協議・未調整）

- ・ 受注後、関係機関との調整に時間がかかり、技術者が拘束される。
- ・ 入札前に住民等との協議が行われておらず、受注後の協議で施工条件が変わることがある。
- ・ 地元住民との話し合いがまとまっておらず、工事に入れないことが多い。
- ・ 受注後に用地買収や電柱移設、水道管移設の遅延等が判明したことがある。

（設計変更協議の回答遅延）

- ・ 設計変更を待つ期間が長く、それが工期に反映されていない。
- ・ 質問に対する回答に時間を要し、遅れが出て、工期が変更されないため、工期設定に余裕がなく受注者の負担が増す。

（工事期間の制約）

- ・ 出水期等全く何もできない期間が長期にわたる場合が多い。
- ・ 河川工事では出水期、漁業の都合等で年度後半からの施工となるが、前年度工事のため繰越しが認められない場合がある。
- ・ 学校関係は長期休暇期間での施工が条件づけられているが、工事量に対して施工日数が足りない。
- ・ 供用日が早期に公表されるため、工事全体の進捗が遅延してくると、後半に施工する業者に休日出勤を行わせることが多い。

（天候等の条件）

- ・ 近年の異常気象により降雨や降雪が多くなってきており、過去の天候データから不稼働日を算出するのではなく、余裕をもった工期設定をしてほしい。
- ・ 豪雪地域における冬季間の工事中止と工期の延長を常態化してほしい。
- ・ 豪雪地帯の施工最盛期は、夏から秋にかけてなので、月単位の4週8休での施工は困難である。

（民間工事）

- ・ 民間工事においては建築確認申請から許可までに以前よりも時間を要するが、その点が反映されていない。
- ・ 予め完成期日が設定されている場合が多く、工期延長が認められない。休日出勤や過重労働など無理な工程を強いられている。
- ・ 土日工事は当たり前のように行われており、週休2日は困難。

（補助金が係わる工事）

- ・ 国の補助金が出ている場合は、工期延長が認められないことが多い。
- ・ 交付金に関係する工事は年度末完成がマストで延長を一切認めてもらえない。
- ・ 補助金の交付期限を第一優先として工期が設定されており、働き方改革が浸透しているとは思えない。

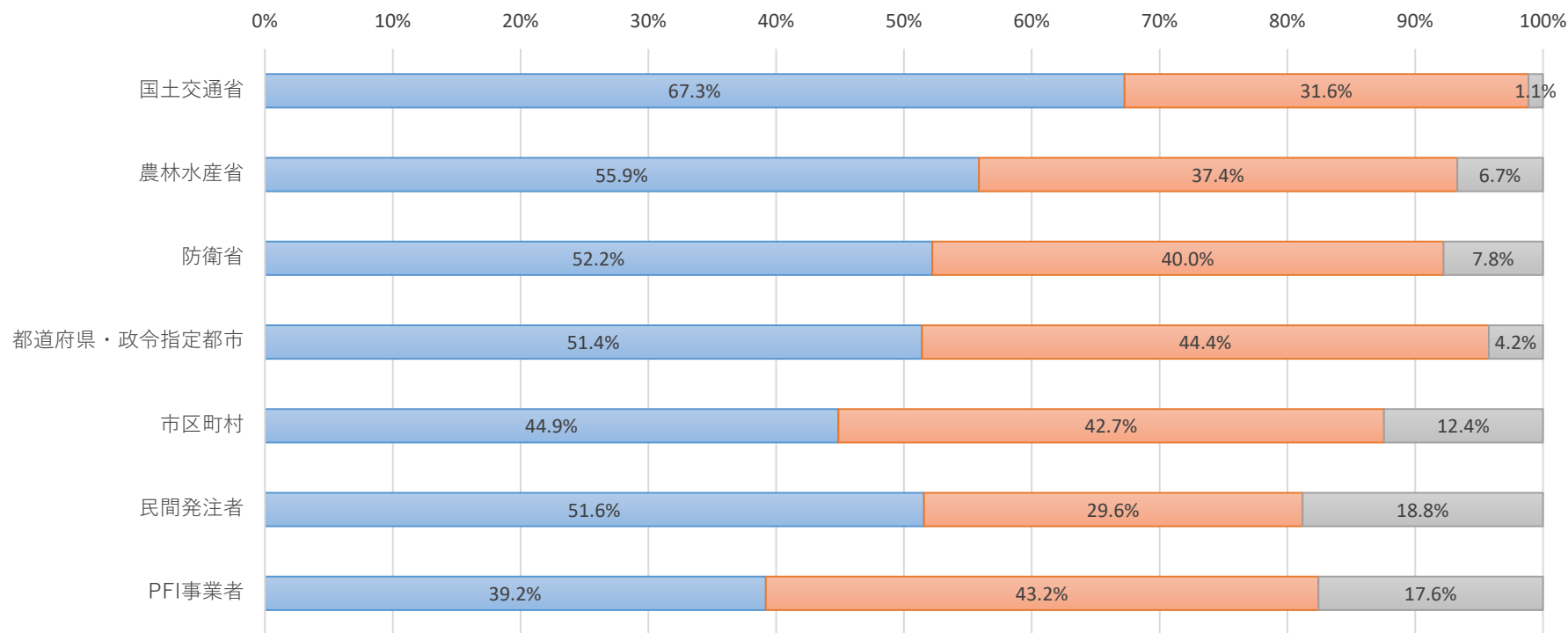
（その他）

- ・ 設計図書と現場が乖離しており、受注者が再設計することが多いが、その期間が反映されていない。
- ・ 余裕期間設定工事を増やしてほしい。工事の始期を数カ月余裕をもつことで技術者の配置等に幅をもたせることができる。
- ・ 点在現場での施工や小ロット現場での施工を通常歩掛での日数で計上しており、準備期間が考慮されていない。
- ・ 工期は週休2日で設定されているが、2班体制など作業員数を多く見込んだ設定であり、実情を考慮していない。
- ・ 近年は繰越が行われるなど、工期について柔軟な対応をしていただいている。

Q10 直近1年間（令和6年6月1日～令和7年5月31日）で施工条件の変化等に伴う必要な設計変更は行われていますか。
発注者ごとにお答えください。

- 施工条件の変化等に伴う必要な設計変更は「（概ね）行われており、問題は感じていない」「（概ね）行われているが、問題も感じている」が国、都道府県・政令指定都市では9割を超えている。
- 一方、市区町村、民間発注者、PFI事業者では8割台にとどまっている。

必要な設計変更の実施状況

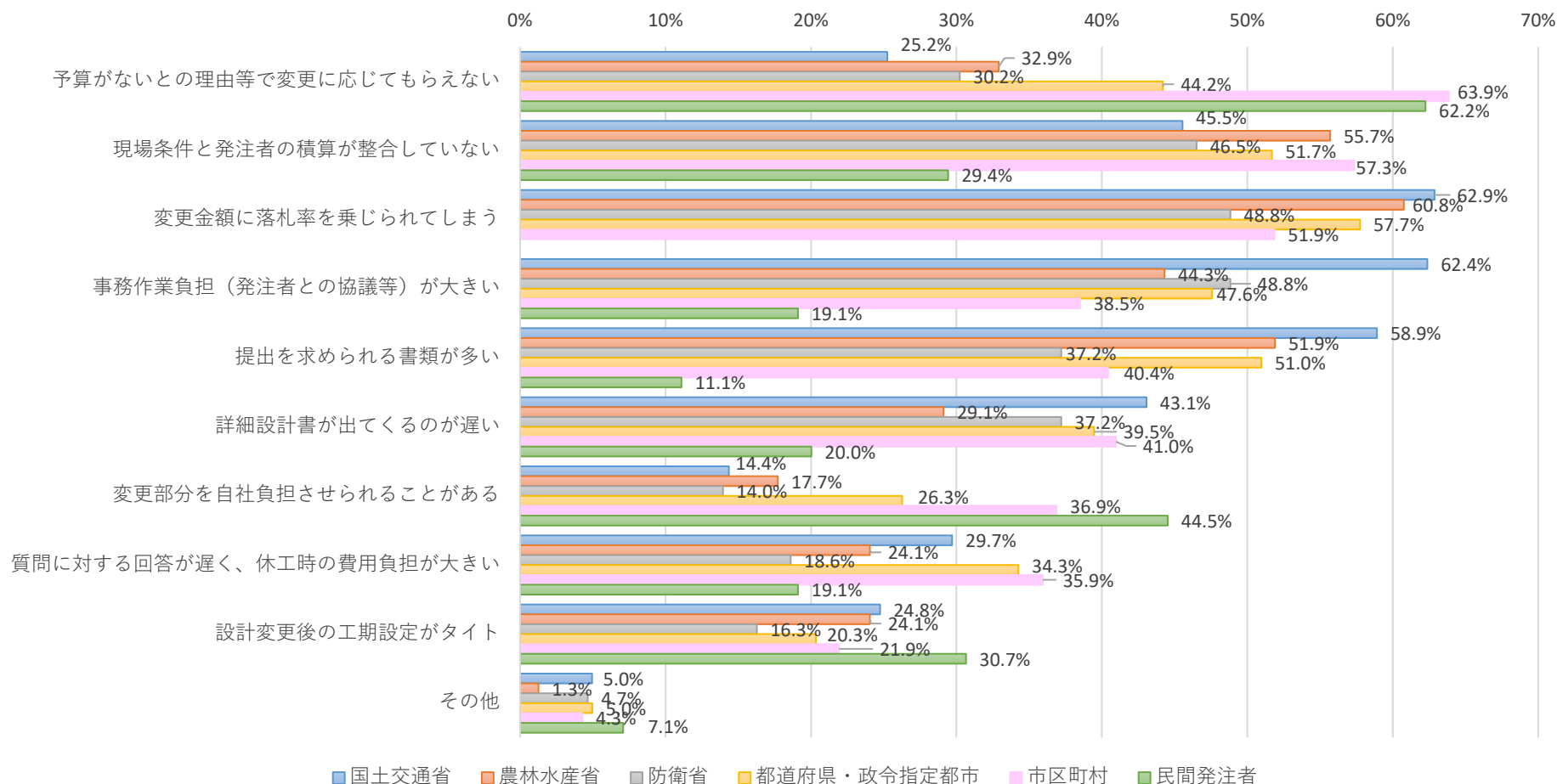


■（概ね）行われており、問題は感じていない ■（概ね）行われているが、問題も感じている ■（あまり）行われていない（問題を感じている）

Q11 「（概ね）行われているが、問題も感じている」、「（あまり）行われていない（問題を感じている）」と回答された方に伺います。契約変更を行うに当たり、問題と感じていることをお答えください（複数回答可）。

- ・ 契約変更に当たり問題と感じている点は、国土交通省で「変更金額に落札率を乗じられてしまう」、「事務作業負担（発注者との協議等）が大きい」が多くなっている一方、市区町村・民間発注者では「予算がないとの理由で変更に応じてもらえない」が多くなっている。
- ・ また、民間発注者においては、「変更部分を自社負担させられることがある」の割合が2番目に多くなっている。

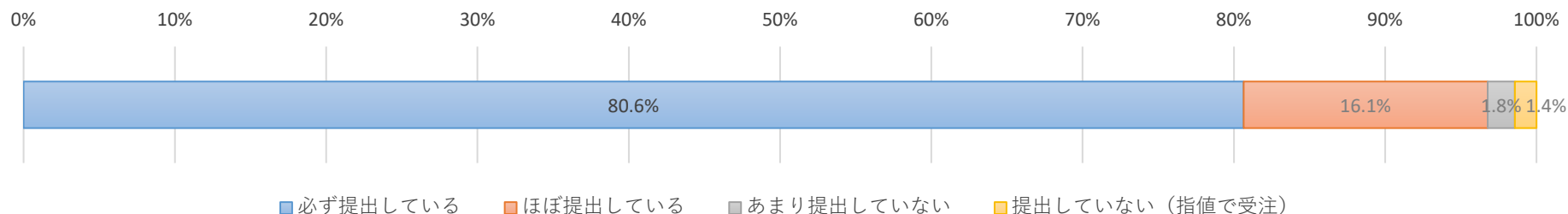
契約変更に関する問題点



Q12 直近1年間（令和6年6月1日～令和7年5月31日）で、貴社が民間工事又は下請として工事を受注する際、発注者や注文者（元請会社等）に対して見積書を提出していますか。

工事を受注する際、ほぼ全ての工事で見積書が提出されている（98.5%）。

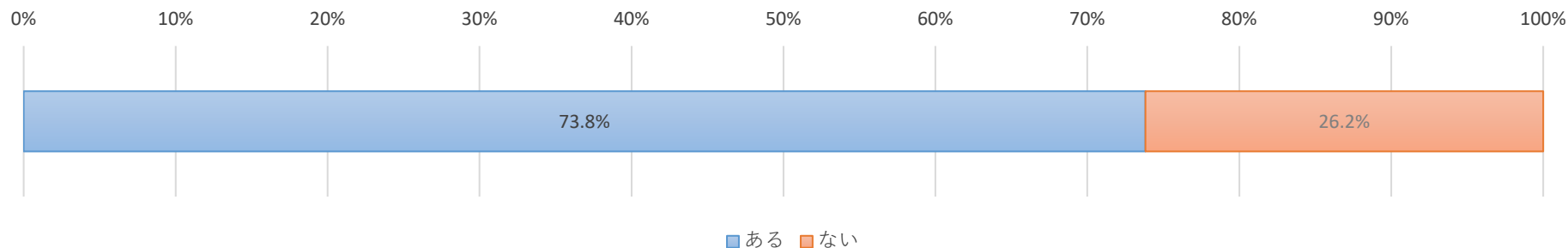
発注者や注文者に対する見積書の提出



Q13 「必ず提出している」、「ほぼ提出している」と回答された方に伺います。貴社は発注者や注文者に対して、見積書交付時等に資材価格等の高騰のおそれがある旨（おそれ情報）を通知したことがありますか。

見積書を提出する際に資材価格等の高騰のおそれがある旨を通知している割合は、7割強とっている（73.8%）。

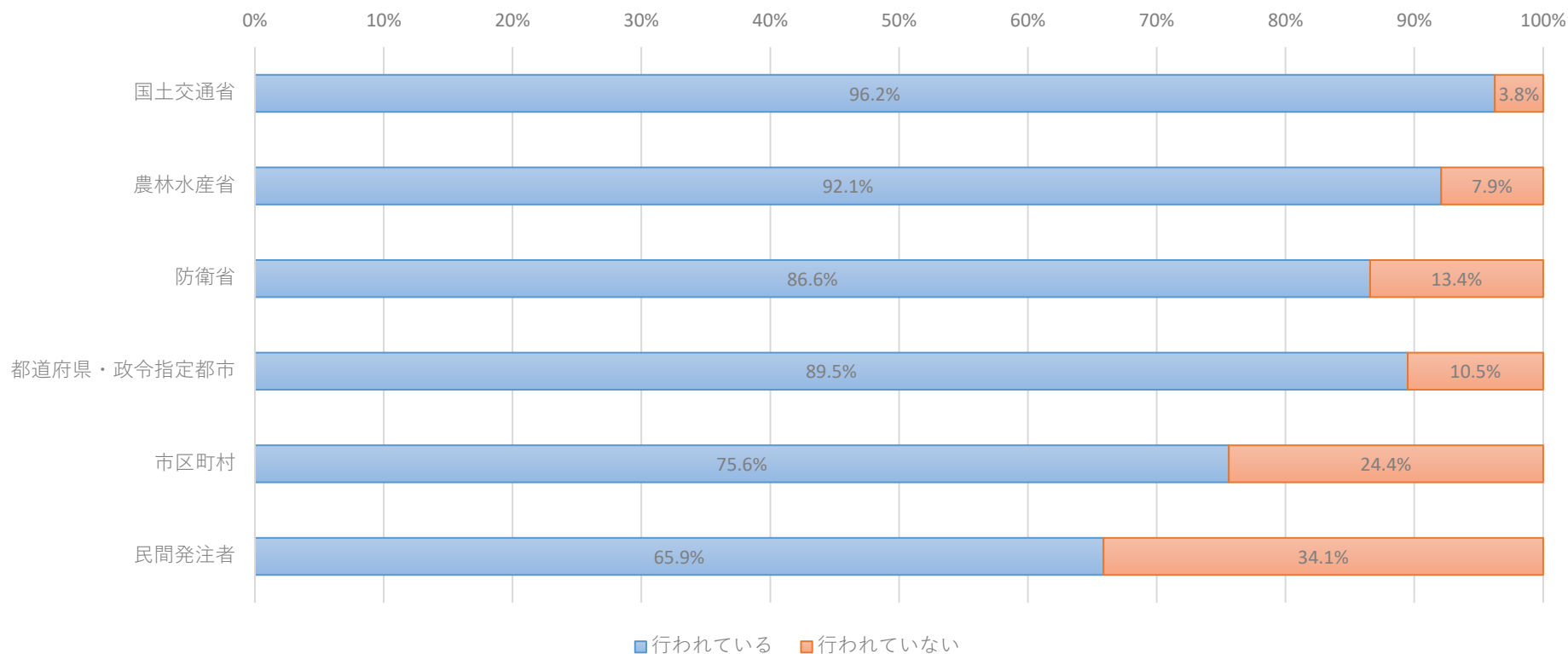
おそれ情報の通知の有無



Q14 直近1年間（令和6年6月1日～令和7年5月31日）で、契約後に労務費や資材価格が上昇した場合等において、発注者や注文者に契約変更協議を申し出たとき、円滑な変更協議が行われていますか。発注者ごとにお答えください。

- 契約締結後に労務費や資材価格が上昇した場合に、契約変更協議を申し出ても円滑な変更協議が行われていない割合は、国土交通省で3.8%、都道府県・政令指定都市では10.5%となっている。
- 一方、市区町村では2割強（24.4%）、民間発注者では3割強（34.1%）で協議に応じてもらえていない。

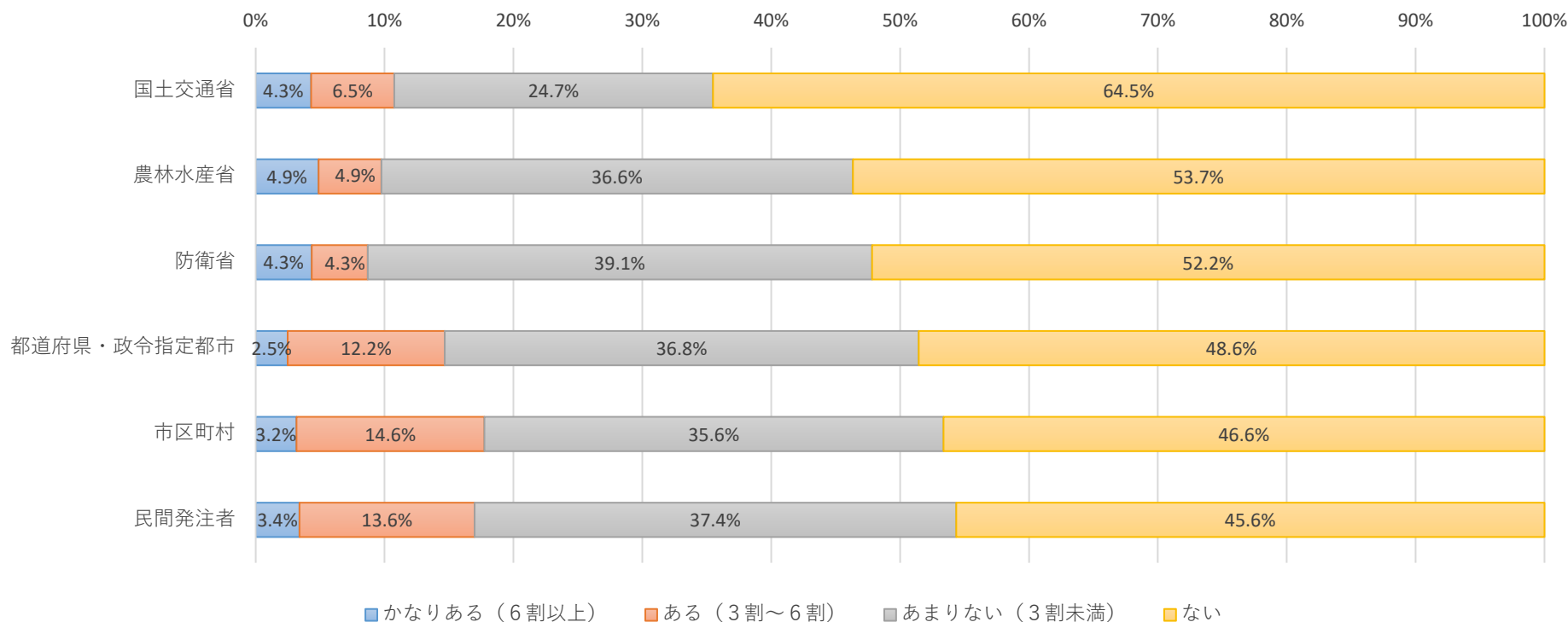
円滑な変更協議の実施状況



Q15 「行われていない」、「契約変更協議を申し出ていない」と回答された方に伺います。
直近1年間（令和6年6月1日～令和7年5月31日）に、労務費や資材価格の上昇分の変更が行われなかったため、原価を下回る契約（赤字）になったことはありますか。発注者ごとにお答えください。

変更協議を申し出ても変更協議が行われなかった結果、原価を下回る契約になったことがある割合は、国においては1割程度、都道府県・政令指定都市、市区町村、民間発注者では2割弱となっている。

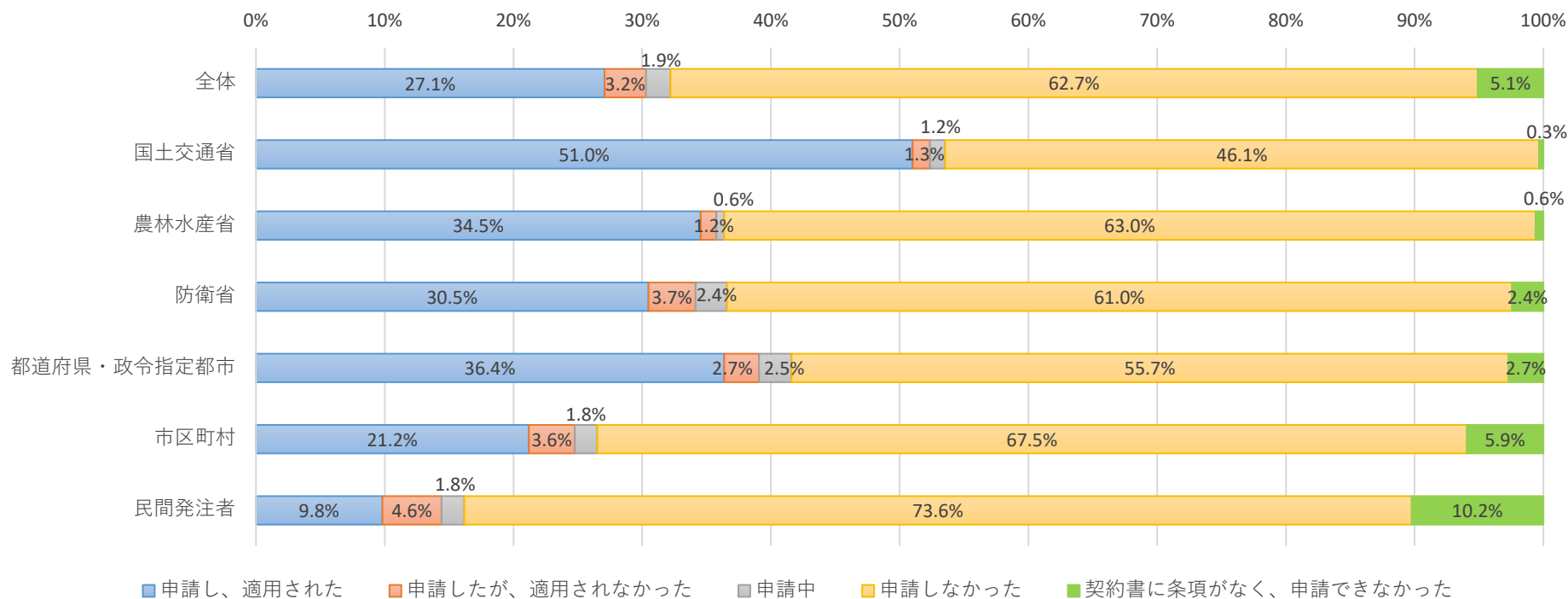
変更が行われず原価を下回った工事



Q16 直近1年間（令和6年6月1日～令和7年5月31日）で資材価格の高騰等急激な物価変動を受け、スライド条項の適用を申請しましたか。また、申請した結果、スライド条項は適用されましたか。発注者ごとにお答えください。

- スライド条項の申請について、全体では「申請し、適用された」が3割弱（27.1%）を占め、「申請しなかった」割合は6割強（62.7%）となっている。
- 民間発注者では、「申請しなかった」が7割強（73.6%）であり、「契約書に条項がなく、申請できなかった」が1割（10.2%）を占めている。

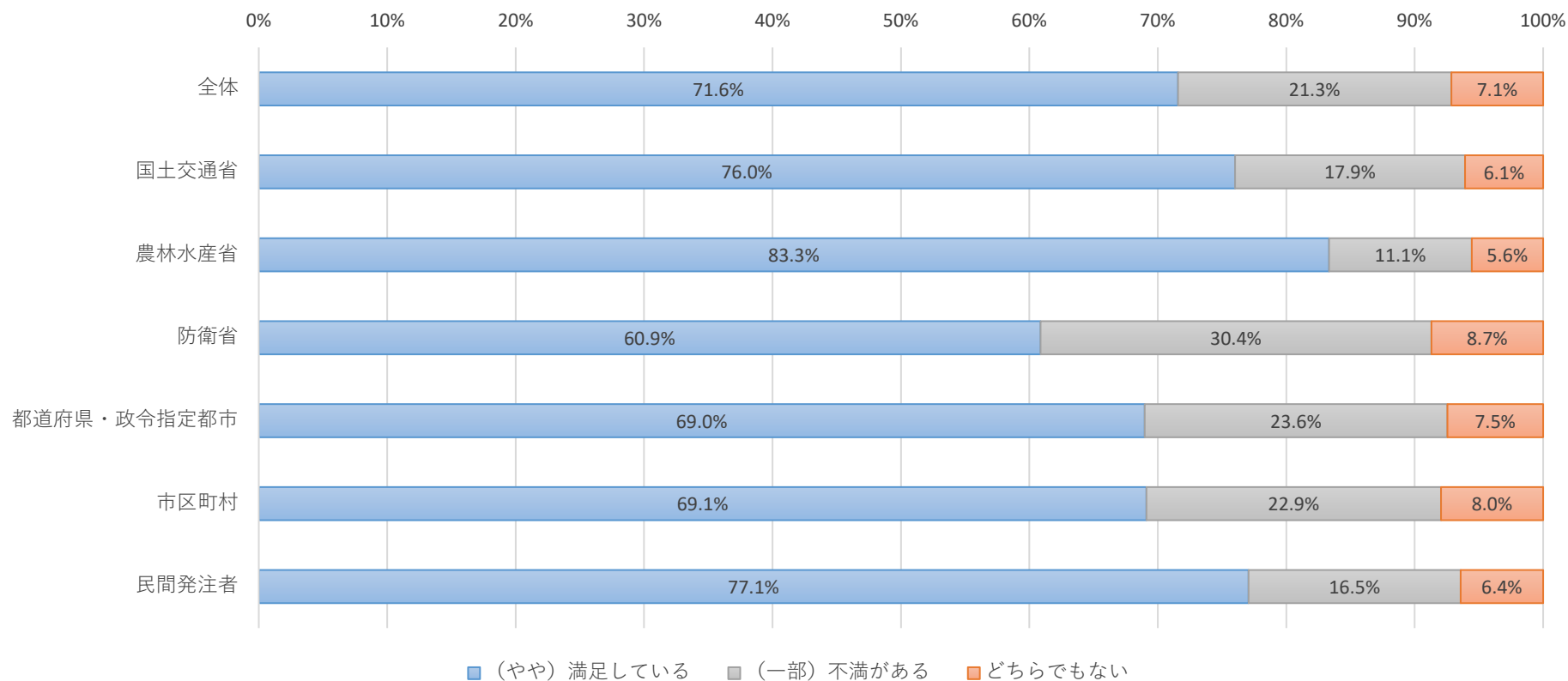
スライド条項の申請・適用状況



Q17 「申請し、適用された」と回答された方に伺います。スライド条項の適用申請を行った際の手続きや結果について、どのように感じていますか。「申請し、適用された」と回答された発注者についてお答えください。

- スライド条項の適用申請を行った手続きや結果について、「（やや）満足している」は7割を占めている（71.6%）。
- どの発注者においても、「（やや）満足している」の回答割合が最も多くなっている。

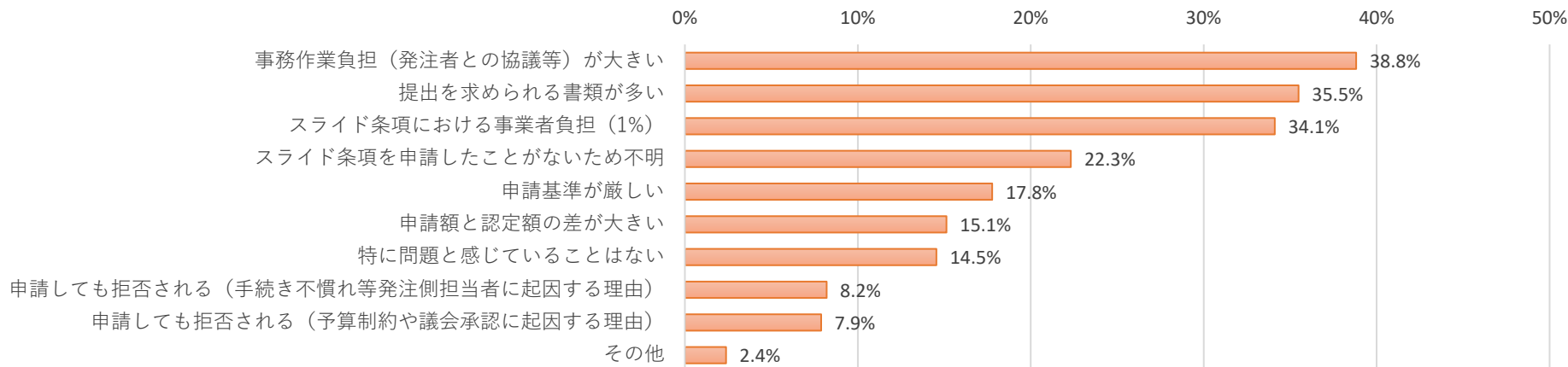
スライド条項申請における満足度



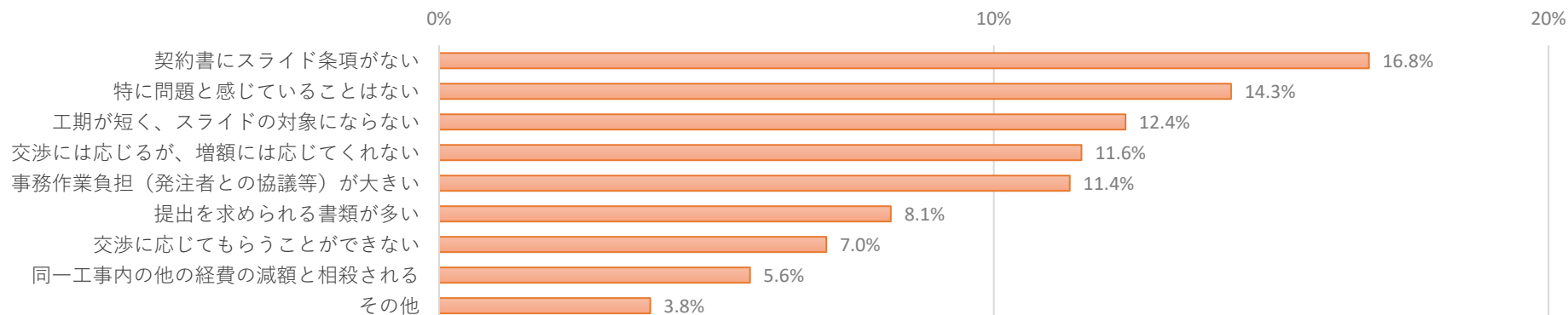
Q18 スライド条項の適用を申請するに当たり、問題と感じていることをお答えください（複数回答可）。

- ・ スライド条項の適用を申請するに当たり問題と感じていることは、公共工事では「事務作業負担（発注者との協議等）が大きい」（38.8%）、「提出を求められる書類が多い」（35.5%）、「スライド条項における事業者負担（1%）」（34.1%）の順になっている。
- ・ 民間工事では、「契約書にスライド条項がない」（16.8%）、「特に問題と感じていることはない」（14.3%）、「工期が短く、スライドの対象にならない」（12.4%）の順になっている。

スライド条項適用申請に係る問題点（公共工事）



スライド条項適用申請に係る問題点（民間工事）



Q19 「施工条件の変化等に伴う必要な契約変更」、「スライド条項の適用申請」について、問題点やご意見等がございましたら、自由にご記入ください。

（1%の受注者負担の存在）

- ・ 1%の受注者負担は最大の問題で、これにより請求を断念するケースも多い。
- ・ 資材価格の1%であればまだ理解できるが、請負金額の1%を負担することは理解できない。
- ・ 工事の最終利益が数%の中で、受注金額の1%は負担が大きい。

（書類等受注者負担の存在）

- ・ スライド申請額と承認額の差が大きく、申請の手間が大きい。
- ・ 申請から書類提出までの負担が大きい一方、承認額が小さく労力に見合わず、申請を断念する。
- ・ 提出書類の簡素化を進めてほしい。

（小規模工事への適用困難）

- ・ スライド条項の適用申請について、工事の規模や主要材料の数量に左右され、小規模工事では適用されることがない。設計金額と実勢金額の乖離により小規模工事であるほど原価が圧迫される。
- ・ スライド金額が少額でも対応してもらいたい。スライド条項自体のハードルが高く、契約変更に至らないのが現状である。

（発注者による変更拒否）

- ・ 予算の関係で最終的に承認してもらえないケースがある。
- ・ 労務費は比較的スムーズに変更してもらえが、資材について条件が厳しい上、実勢価格に満たない。

（民間工事）

- ・ 民間工事では、まず受け入れてもらえない。
- ・ 民間工事では約款にスライド条項の記載がない。
- ・ 民間工事では、施工時期の労務・資機材の単価を考慮して見積りを行い、発注者と合意の上、契約をしている。

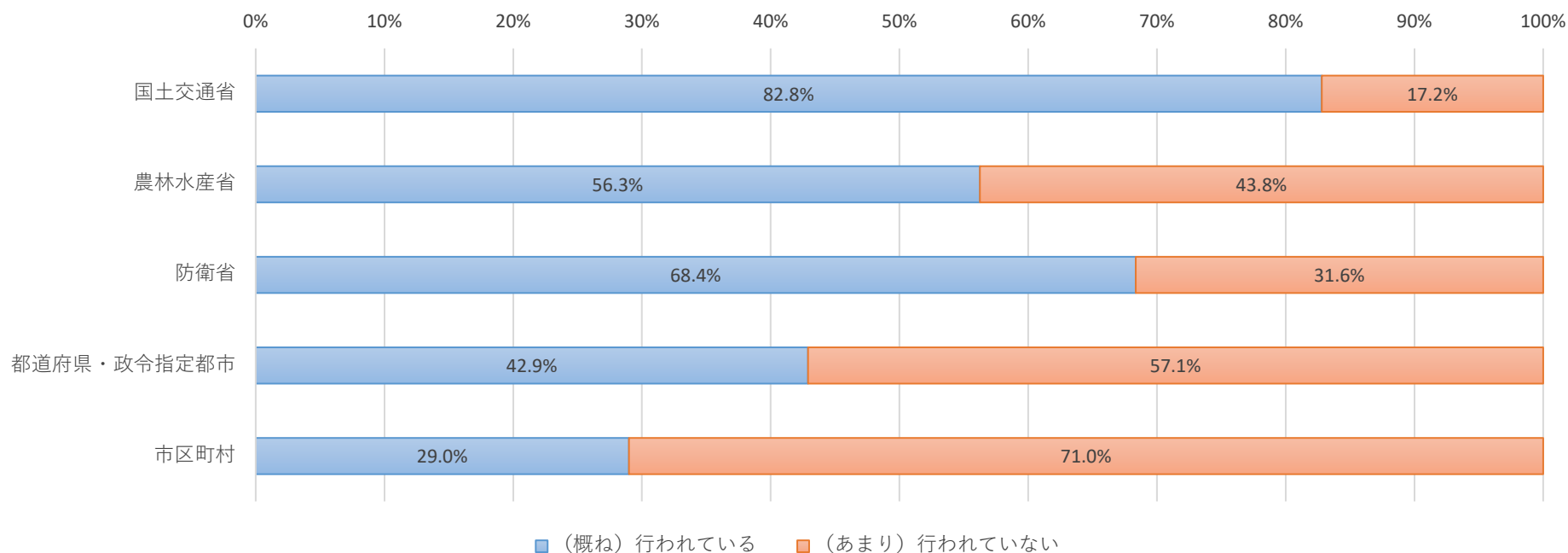
（その他）

- ・ 設計単価と実勢単価に相違がある。
- ・ 除雪など工期ギリギリまで変更数量が決定しない場合、変更契約の時間が少なく、発注者が指定した金額で変更させられる。

Q20 直近1年間（令和6年6月1日～令和7年5月31日）で、受発注者間の情報共有を図るための三者会議（発注者、施工者、設計者）は行われていますか。発注者ごとにお答えください。

三者会議の活用について、「（概ね）活用されている」が国土交通省では8割強（82.8%）と高い割合となっているが、都道府県・政令指定都市では4割強（42.9%）、市区町村では3割弱（29.0%）にとどまっている。

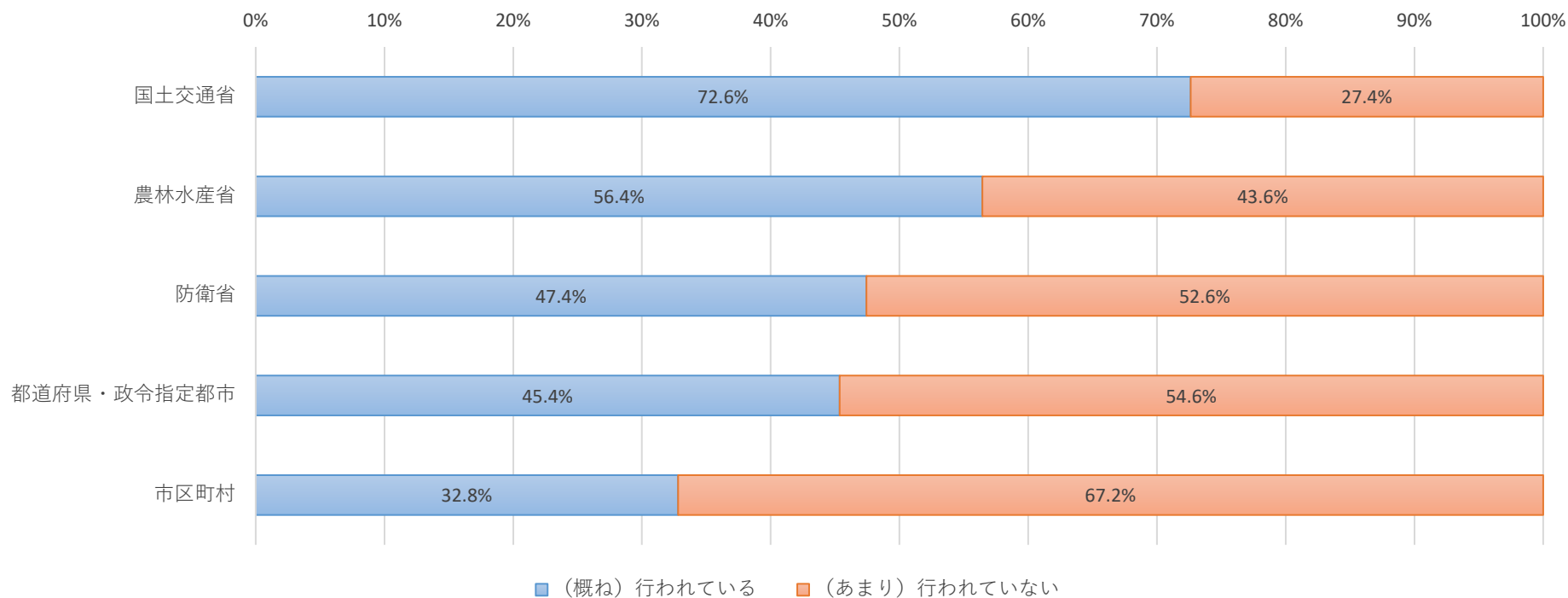
三者会議の実施状況



Q21 直近1年間（令和6年6月1日～令和7年5月31日）で、ワンデーレスポンスは行われていますか。発注者ごとにお答えください。

ワンデーレスポンスの活用について、「（概ね）活用されている」が国土交通省でも7割強（72.6%）にとどまっており、都道府県・政令指定都市では4割強（45.4%）、市区町村では3割（32.8%）となってしまう。

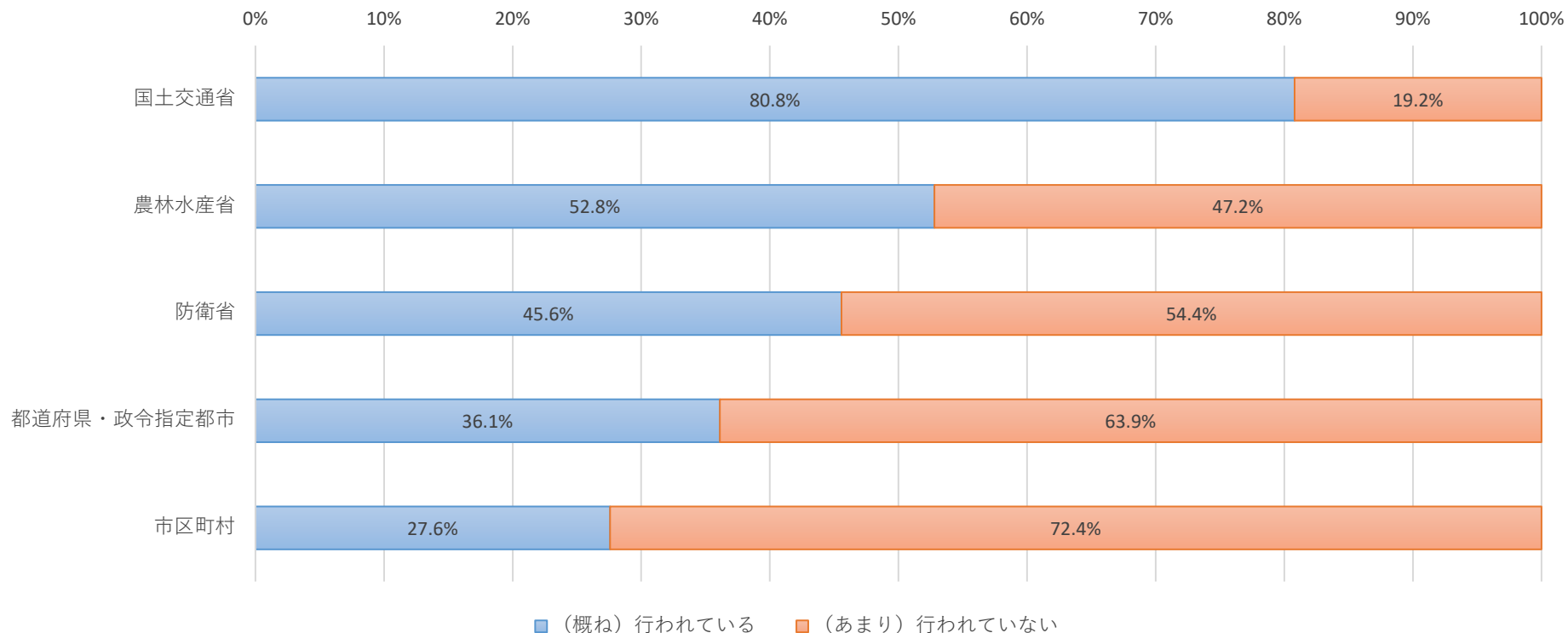
ワンデーレスポンスの実施状況



Q22 直近1年間（令和6年6月1日～令和7年5月31日）で、設計変更手続きの迅速化、透明性確保のために、受発注者が集まり、協議する会議（設計変更審査会議）は行われていますか。発注者ごとにお答えください。

設計変更審査会等の活用について、「（概ね）活用されている」が国土交通省では8割（80.8%）となっているのに対し、都道府県・政令指定都市では4割弱（36.1%）、市区町村では3割弱（27.6%）にとどまっている。

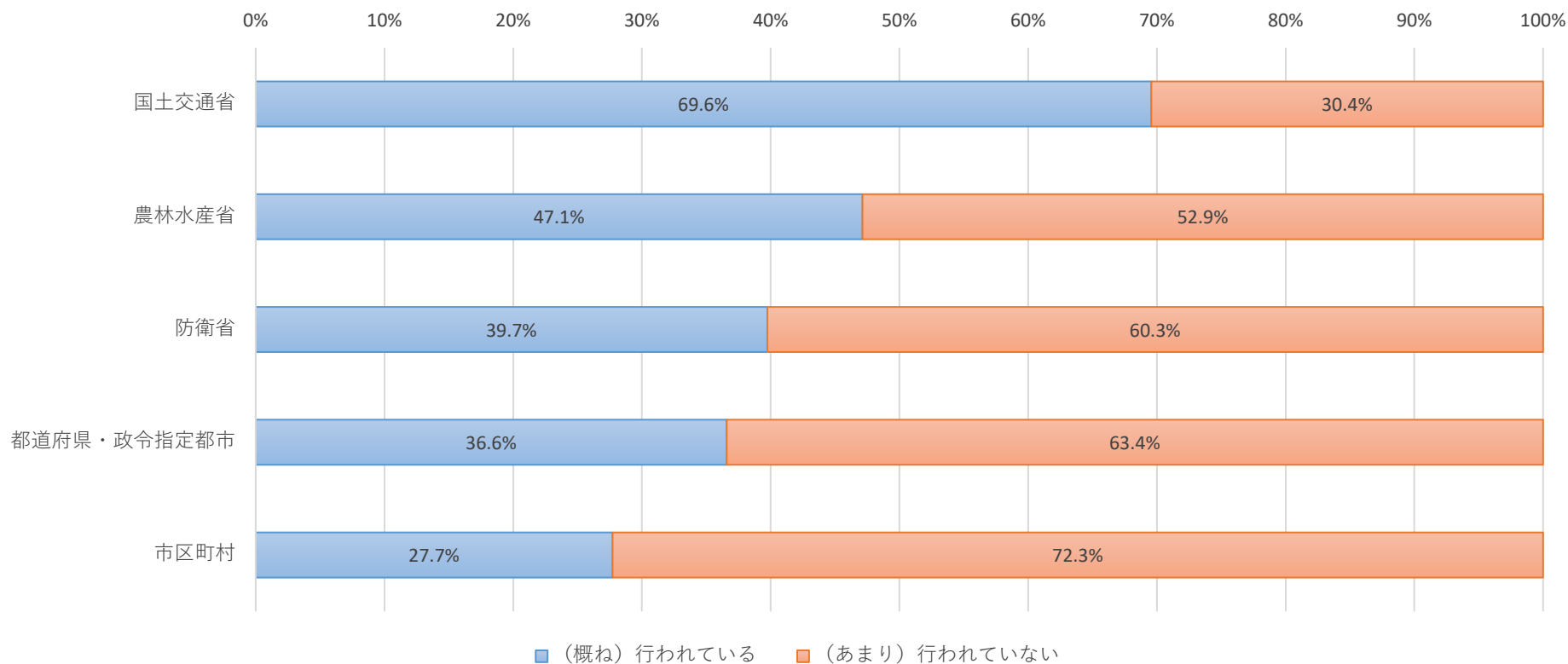
設計変更審査会議等の実施状況



Q23 直近1年間（令和6年6月1日～令和7年5月31日）で、ウィークリースタンスは行われていますか。発注者ごとにお答えください。

ウィークリースタンスの活用について、「（概ね）活用されている」が国土交通省でも7割弱（69.6%）にとどまっており、都道府県・政令指定都市では3割超（36.6%）、市区町村では3割弱（27.7%）となっている。

ウィークリースタンスの実施状況



Q24 受発注者間の情報共有や協議の迅速化の手段等について、問題点やご意見等がございましたら、自由にご記入ください。

(回答の遅延)

- ・ワンデーレスポンスを徹底してほしい。回答待ちの状況が続き、工事が進まない。
- ・発注者の監督員と協議しても、庁内で上司の許可が必要となるため、結論が出るまでに時間を要す。
- ・働き方改革を理由に、発注者側からのレスポンスが遅れるケースが増えている。
- ・発注者の職員が不足しており、回答が遅い。
- ・受発注者の人材不足、災害復旧工事等施工期間が限られた現場は情報共有が遅れ気味である。
- ・情報共有システムで書類を提出しても、何日も閲覧されない場合がある。
- ・都道府県においてはASPが導入されているにもかかわらず、監督員の承認が進まず、1週間以上協議が進まないことがほとんどである。

(書類作成の負担大)

- ・市町村においては、未だに書面のみの協議となっており、作成や提出に時間を要している。早く情報共有システムを利用できるようにしてほしい。
- ・議事録の作成などが全て受注者負担となっており、簡素化につなげていない。作成しても細かい訂正を求められ書類作成に膨大な時間を要しているため、音声データでの提出も認めてほしい。

(発注者の経験不足)

- ・監督員の知識や経験が少なく、回答が遅い。監督員を補助する職員が必要と考える。

(開催頻度低い)

- ・設計変更審査会議について、予算との兼ね合いで調整が遅れ、形骸化している。
- ・市町村では全く実施されていない。
- ・協議の場が少ない。公共工事は発注者、設計者、受注者が一丸となって工事完成に努めるべきである。

(その他)

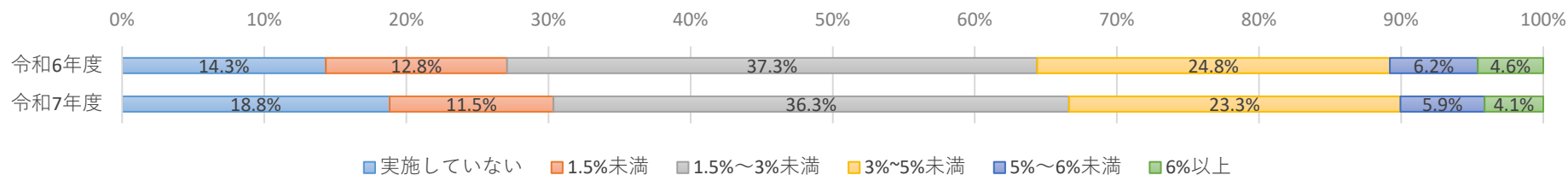
- ・国交省であっても、変更時に現場説明を省略する事務所がある。
- ・設計コンサルからは、ほとんど回答が返ってこない。
- ・発注者支援やCM等の導入により、意思疎通が難しくなっていると感じる。
- ・通常工事では、それなりに対応ができています。
- ・工事情報共有システムでのやりとりが多く、協議金額の小さいものであればワンデーレスポンスはできている。
- ・ASPや遠隔臨場の取組が情報共有で効果を発揮している。

Q25 貴社は、令和6年度、令和7年度に賃上げを実施しましたか。実施した場合は、その水準をお答えください。

※「賃上げ」とは、「総合評価落札方式における賃上げ実施企業への加点措置」における賃上げ表明の対象となる特定部門や職種によらない全社的な賃上げの取組を指します。

- 令和6年度、7年度ともに8割を超える企業が賃上げを実施しているが、賃上げを実施していない企業が令和6年度に比べ、若干増加した。
- 賃上げ率は「1.5%～3%」が4割弱を占め、最も多かった。

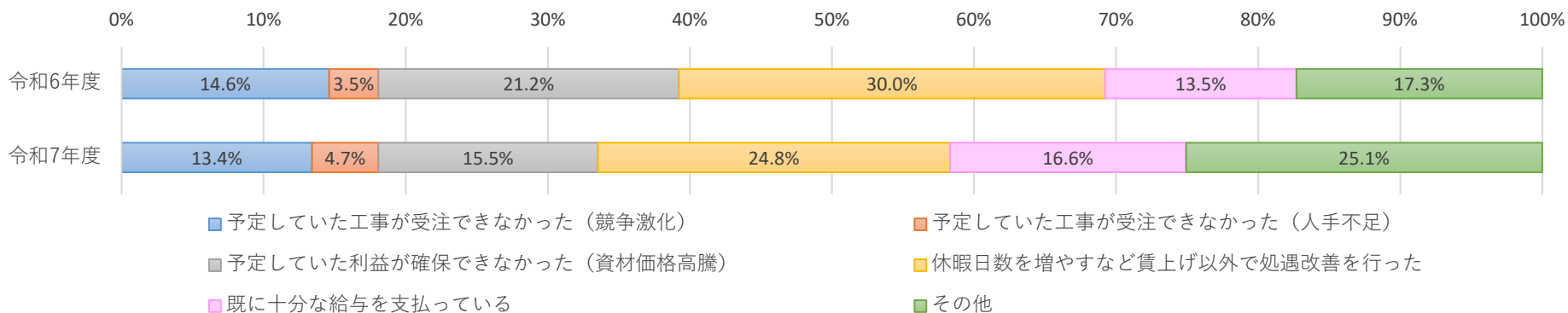
賃上げの状況



Q26 「実施していない」と回答された方に伺います。賃上げを実施しなかった主な理由は何ですか。

賃上げを実施しなかった理由として、令和6年度は「休暇日数を増やすなど賃上げ以外で処遇改善を行った」、令和7年度は「その他」が最も多くなっている。

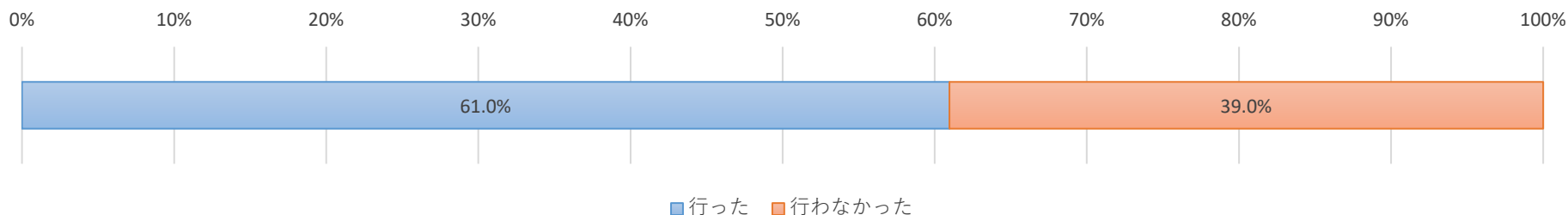
賃上げを実施しなかった理由



Q27 国土交通省の工事を受注している方に伺います。「総合評価落札方式における賃上げ実施企業への加点措置」について、令和6年度に国土交通省に対し加点措置の申請を行いましたか。

加点措置の申請を行ったと回答した割合は6割を占めている（61.0%）。

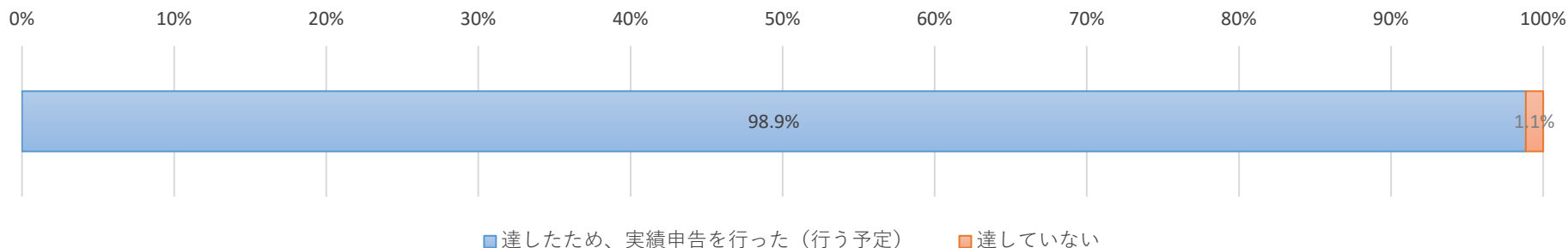
賃上げ加点措置の申請



Q28 「行った」と回答された方に伺います。「総合評価落札方式における賃上げ実施企業への加点措置」について、申請した賃上げ基準に達しましたか。

加点措置の申請を行った企業のほぼすべてが、「達したため、実績申告を行った（行う予定）」となっている（98.9%）。

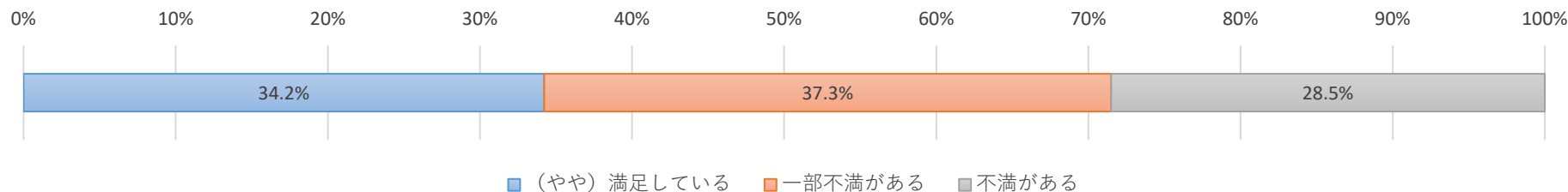
賃上げ加点措置基準の達成度



Q29 「総合評価落札方式における賃上げ実施企業への加点措置」についてどのように感じていますか。

総合評価落札方式における賃上げ実施企業への加点措置は、「一部不満がある」「不満がある」の回答割合合計が6割を超えている(65.8%)。

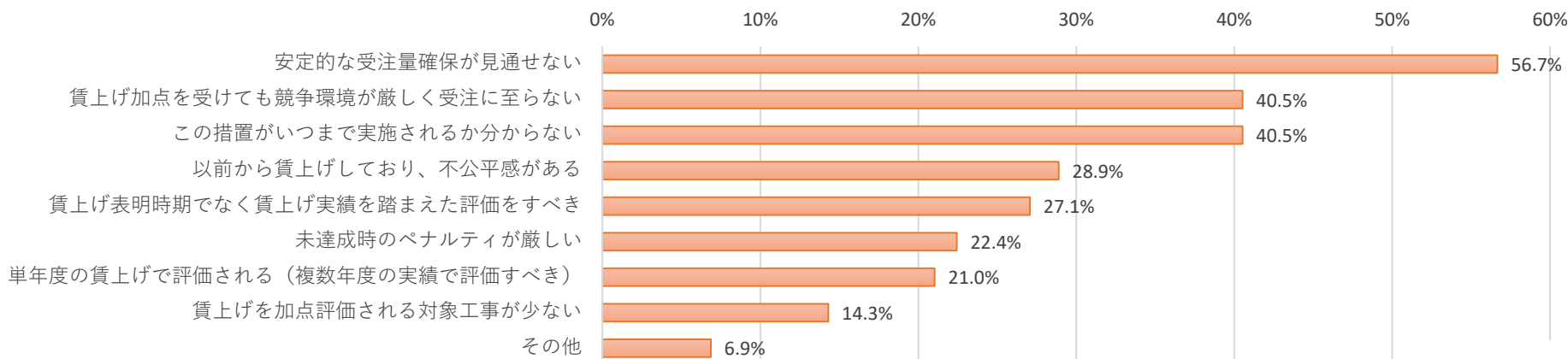
賃上げ加点措置に係る満足度



Q30 「一部不満がある」、「不満がある」と回答された方に伺います。不満があるとした理由をお答えください（複数回答可）。

不満がある理由は、「安定的な受注量確保が見通せない」(56.7%)、「賃上げ加点を受けても競争環境が厳しく受注に至らない」(40.5%)、「この措置がいつまで実施されるか分からない」(40.5%)の順になっている。

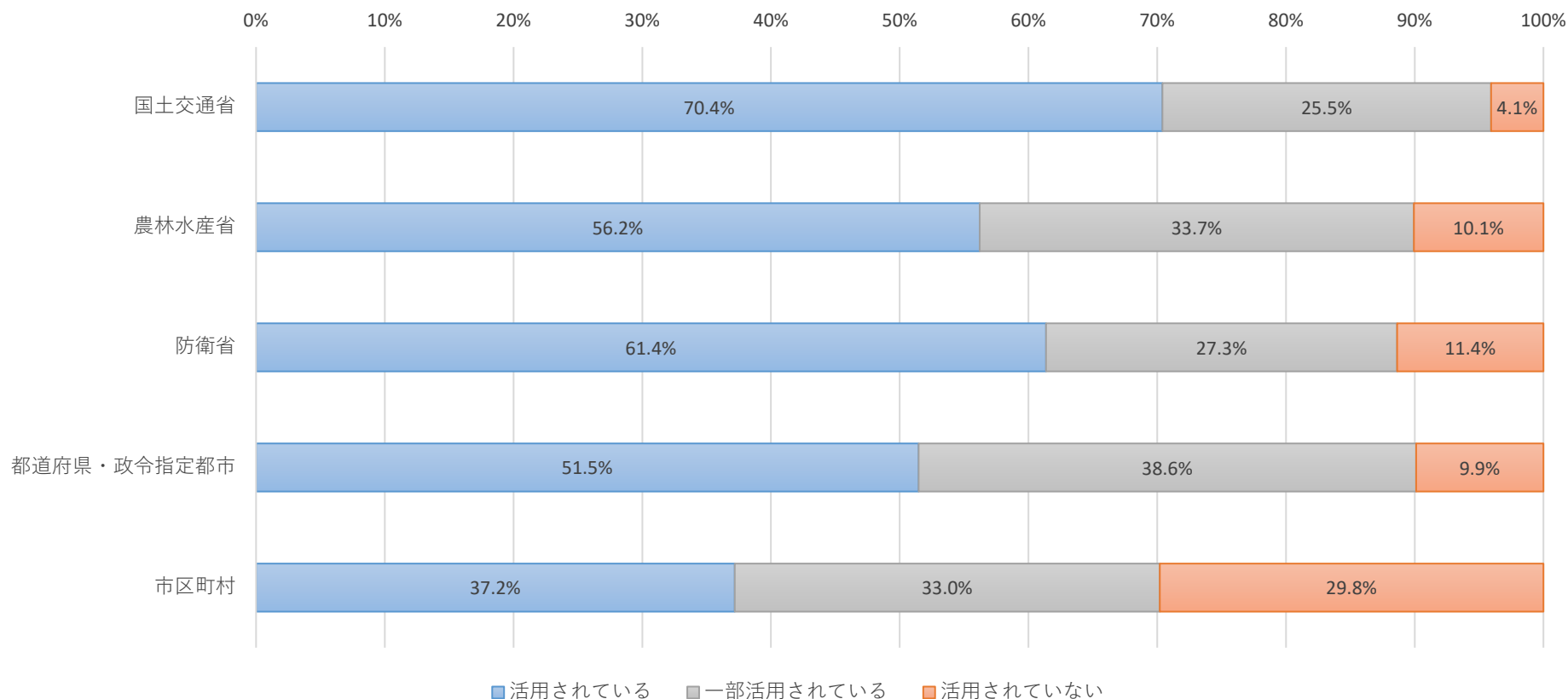
賃上げ加点措置に係る不満



Q31 直近1年間（令和6年6月1日～令和7年5月31日）で、工事の性格や地域の実情等に応じた適切な入札契約・総合評価落札方式が選択・活用されていますか。発注者ごとにお答えください。

- 工事の性格や地域の実情等に応じた適切な入札契約・総合評価落札方式が「活用されている」、「（一部）活用されている」の回答割合合計が国、都道府県・政令指定都市では9割前後となっている。
- 一方、市区町村では7割（70.2%）にとどまっている。

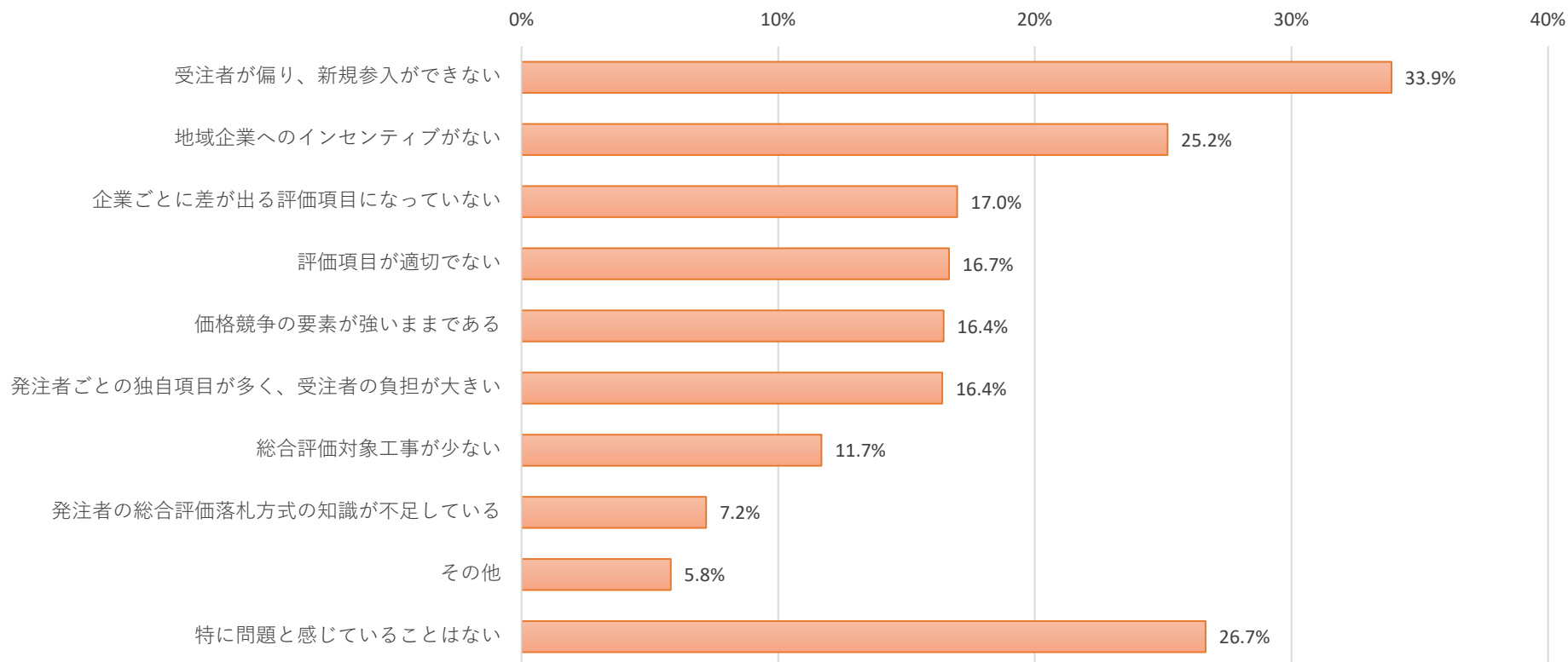
適切な入札契約・総合評価方式の活用状況



Q32 工事の性格や地域の実情等に応じた適切な入札契約・総合評価落札方式について、問題と感じていることをお答えください（複数回答可）。

- 工事の性格や地域の実情等に応じた適切な入札契約・総合評価落札方式について問題と感じる点は、「受注者が偏り、新規参入ができない」（33.9%）、「地域企業へのインセンティブがない」（25.2%）、「企業ごとに差が出る評価項目になっていない」（17.0%）の順になっている。
- 一方、「特に問題と感じていることはない」との回答も2割超（26.7%）ある。

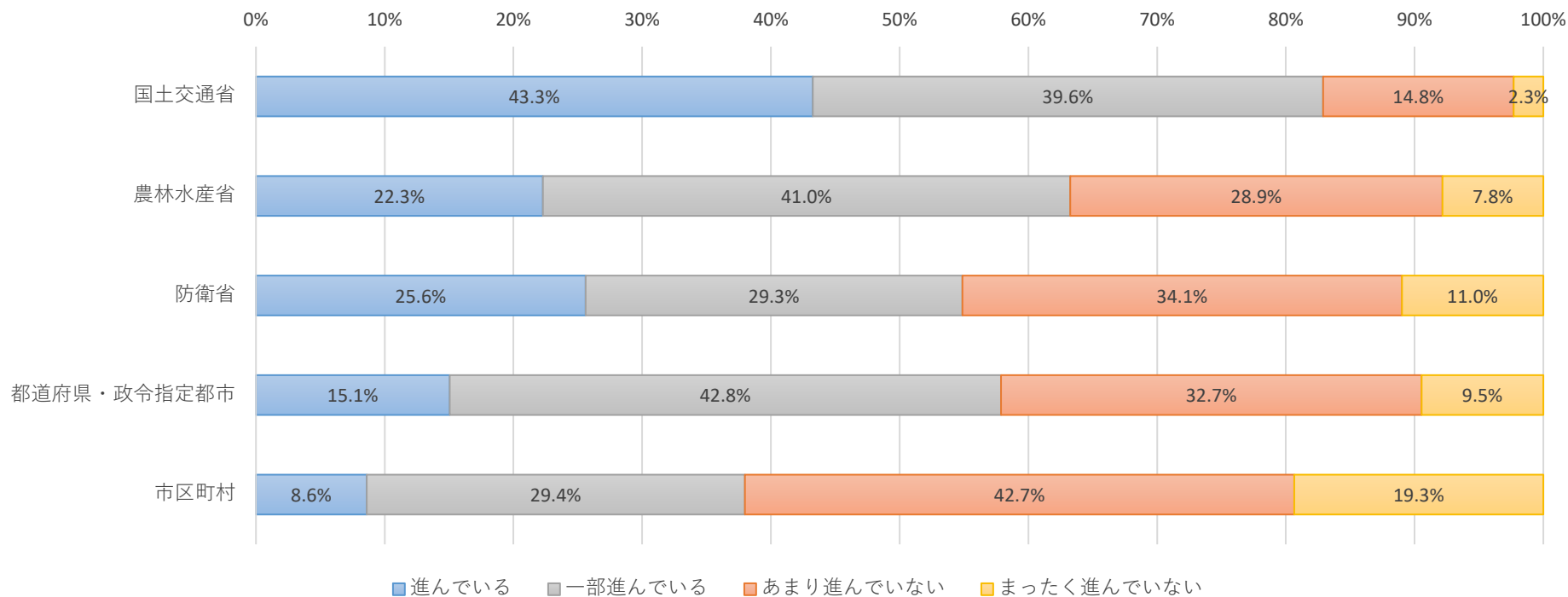
入札契約・総合評価方式の問題点



Q33 直近1年間（令和6年6月1日～令和7年5月31日）で、工事関係書類の簡素化は進みましたか。
発注者ごとにお答えください。

工事書類の簡素化について「進んでいる」「一部進んでいる」の回答割合合計は、国土交通省が82.9%となっているのに対し、農林水産省では63.3%、防衛省では54.9%、都道府県・政令指定都市では57.9%、市区町村では38.0%にとどまっている。

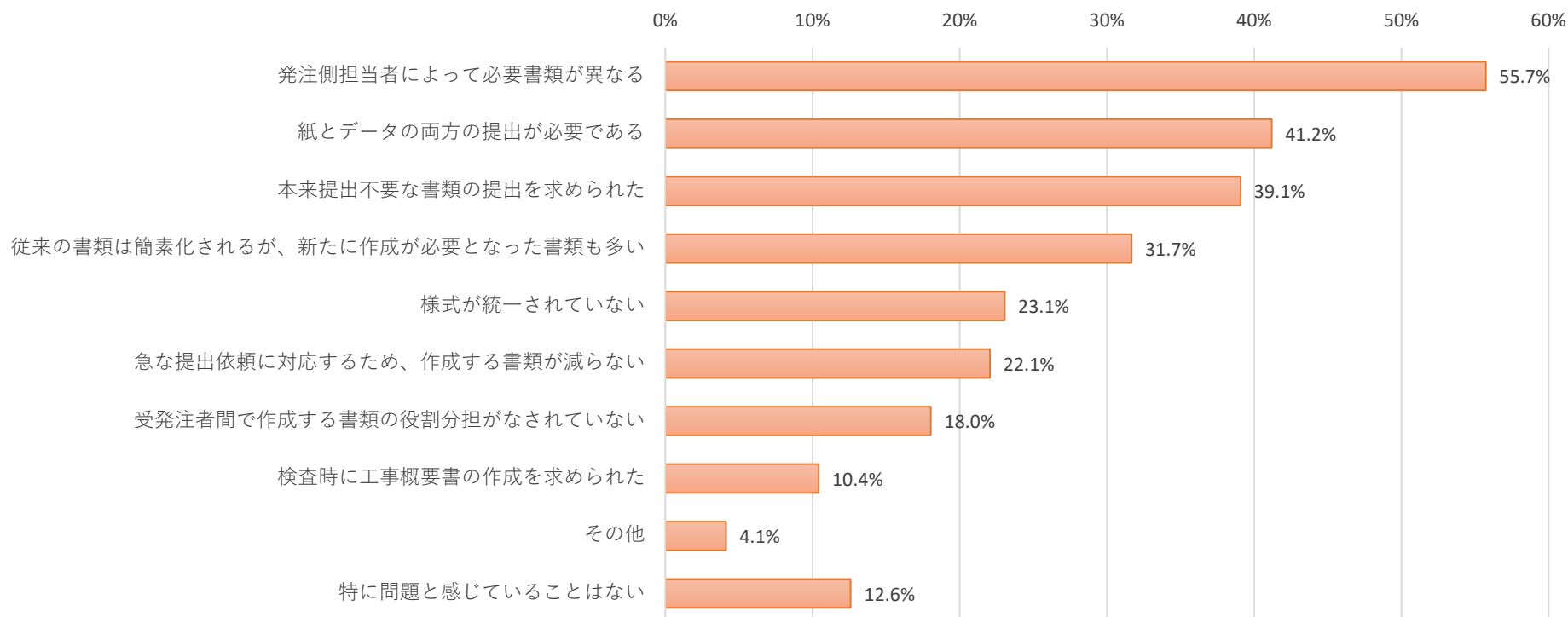
書類簡素化の進捗度



Q34 工事書類の簡素化について、問題と感じていることをお答えください（複数回答可）。

工事書類の簡素化の問題点は、「発注側担当者によって必要書類が異なる」（55.7%）、「紙とデータの両方の提出が必要である」（41.2%）、「本来提出不要な書類の提出を求められた」（39.1%）、「従来の書類は簡素化されるが、新たに作成が必要となった書類も多い」（31.7%）の順になっている。

書類簡素化の問題点



Q35 工事書類の簡素化について、問題点やご意見等がございましたら、自由にご記入ください。

（紙とデータの二重作成）

- ・ 情報共有システムを利用しているものの、紙での提出が求められるため、ファイリングして提出している。
- ・ 会計検査のため、電子データに加え、紙での提出も求められるケースがある。
- ・ 都道府県発注工事では、紙と電子の両方の提出が必要で、事務負担が増えている。

（減らない書類作成）

- ・ 簡素化を進めるため書式の改定が多く、対応に手間がかかる。
- ・ 提出文書も提示文書も作成する手間は同じだが、別々に綴る手間が増えた。もっと書類を絞り込むようにしてほしい。
- ・ 提出書類は簡素化されているが、検査時に提示を求められる書類は簡素化されていない。
- ・ 提出不要な書類は増えているが、提示書類に代わっているだけ。新しく提出書類が増え、負担増となっている。
- ・ 提示書類は細分化されて多くなっている。
- ・ 簡素化しているかもしれないが、内容の水準が高度化しているため負担が大きい。
- ・ ICT、熱中症対策、週休2日、CCUSなどへの対応を含めると手間が増えている。
- ・ 化学物質管理やアスベスト調査など新しく対応する書類が増えた。
- ・ 施工監理をコンサルに委託した場合に、不要書類の提出が求められるケースが多い。
- ・ バックデータ等を参考資料として提出を求められることが多い。
- ・ 発注者が提出してはならない書類を指定しない限り減らない。
- ・ 工事評点の確認のため手持ち資料として作成をする必要があり、発注者への提出資料は減っているが、作成資料は減っていない。
- ・ 簡素化マニュアルに不要と記載されているのに、担当者から必要と言われる。
- ・ 地上型レーザースキャナーを用いて確認した場合は、点群ファイルの提出を認める等、ICT技術を取り入れた対応を進めてほしい。

（工事成績への影響）

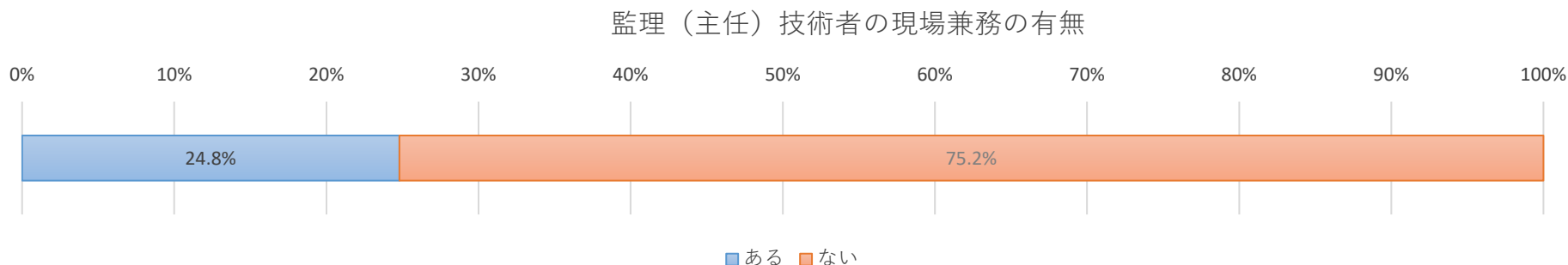
- ・ 良い評価を得るために工夫した書類を作成してしまう。加点を得るために作成する書類が増える。
- ・ 工事成績で高得点を取るために、余分な書類を作成する必要がある。
- ・ 検査官が評価する書類が異なるため、全てをフォローする形で書類作成が求められる。
- ・ 必要な書類が無い、と指摘されることが怖いので、結局全て作成している。
- ・ 他社が工事成績UPのために不要な書類を提出し、発注者が評価するので、自社でも作成してしまう。

（書類様式の不統一）

- ・ 発注者間の提出書類の統一化を進めてほしい。
- ・ 書類様式の統一や提出書類の一覧表を整備してほしい。
- ・ 全国共通に出来る書類は共通にしてほしい。
- ・ 市町村は未だ独自の提出書類があり、手間がかかる。国の簡素化は進んできているが、市町村は進んでいない。

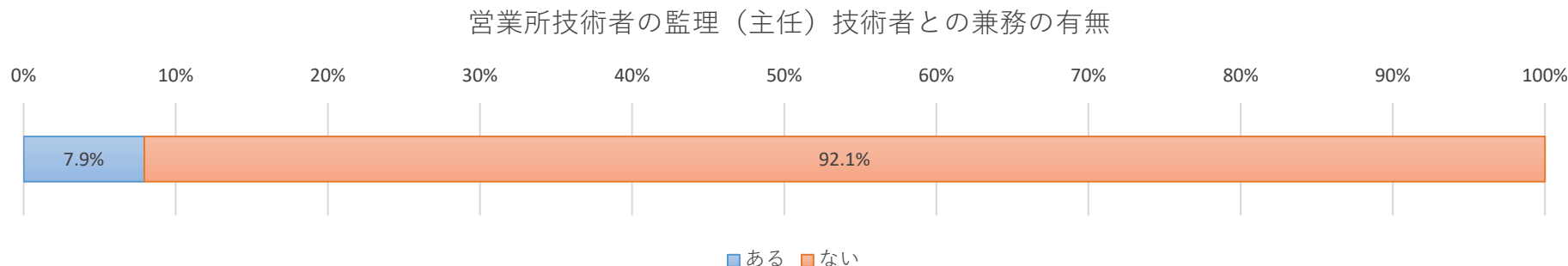
Q36 請負金額が一定金額未満の場合、工事現場に配置が求められている監理（主任）技術者について、ICTの活用等の一定の要件を満たす場合には、専任工事現場を兼務できることとなりました。貴社では監理（主任）技術者に現場を兼務させたことはありますか。

監理（主任）技術者に現場を兼務させたことがあると答えた割合は、2割超（24.8%）となっている。



Q37 工事現場ごとに専任で置くこととされている監理（主任）技術者について、ICTの活用等の一定の要件を満たす場合、営業所技術者等が当該工事の監理（主任）技術者の職務を兼務することが可能となっています。貴社では営業所技術者に監理（主任）技術者を兼務させたことはありますか。

営業所技術者に監理（主任）技術者を兼務させたことがあると答えた割合は、1割弱（7.9%）となっている。



Q38 現場技術者の専任義務の合理化について、問題点やご意見等がございましたら、自由にご記入ください。

(更なる緩和)

- ・ 営業所技術者については、工事との兼務要件を緩和してほしい。
- ・ 人手不足の現在、更なる緩和を求めます。
- ・ 現場条件に合わせた緩和のあり方が必要。

(緩和不要)

- ・ 特定の企業のみが受注できる機会が広がっている。更なる緩和は不要。
- ・ 安全性や品質管理のためには専任が最も求められる形である。
- ・ 少人数の会社でも多くの工事が受注できるようになり、雇用を維持している会社が不利になる状況が生じている。
- ・ 高い評価点をもつ技術者を抱える会社が、兼務により地域の工事を独占している状況が生じている。

(技術者の負担増加)

- ・ 技術者の負担と労務が増している。兼務は実質的な賃下げと同じである。
- ・ 現場技術者が仕事量の増加を嫌い、複数の現場を持ちたがらない。
- ・ 労働時間の規制も厳しくなった中での兼務は困難である。
- ・ 工事書類作成の負担が増えており、実質、兼務は不可能である。
- ・ 今まで専任であったため、今から兼務をさせようとする技術者から不満が出てしまう。大手と地方の中小企業を同じ制度で管理してきたことの弊害が出ている。

(その他)

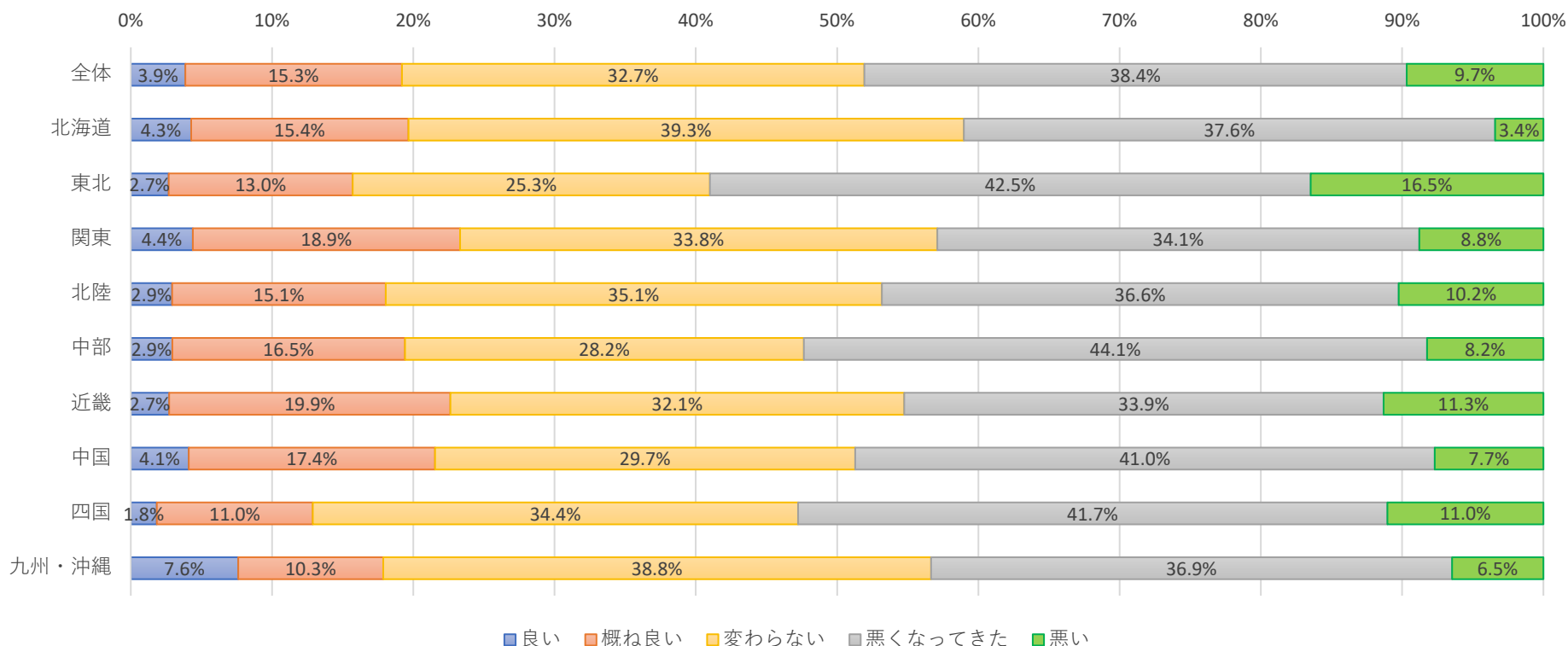
- ・ 緩和されたことは本当に歓迎する。
- ・ 工事休止期間が長くなる場合の緩和措置を求めます。
- ・ 隣接する工事については、複数の小規模工事として分割発注するのではなく、一括で発注すれば技術者の兼務も不要になる。
- ・ 現場技術者は更なる緩和が必要である一方、発注者の監督員には専任性がなく多くの工事を抱えているため、迅速な対応ができず、工事を進める上での障害となっている。
- ・ 金額要件について、契約変更により突然、専任が必要になった場合に備えて専任にせざるを得ない。
- ・ 良いことだとは思いますが、発注工事件数が少ない上、1件工事を受注していると、複数工事を落札できないような減点措置（手持ち工事量の評価）があるので、活用できない。

2. 会員企業の現況

Q39 直近1年間（令和6年6月1日～令和7年5月31日）とその前の1年間とを比べて、受注の状況はいかがですか。

- ・ 受注の状況について、全体ではほぼ半数が「悪い」「悪くなってきた」と回答している（48.1%）。
- ・ 「悪い」「悪くなってきた」の回答割合が半数を超えている地域は、「東北」が59.0%と最も多く、次いで「四国」（52.7%）、「中部」（52.3%）の順になっている。

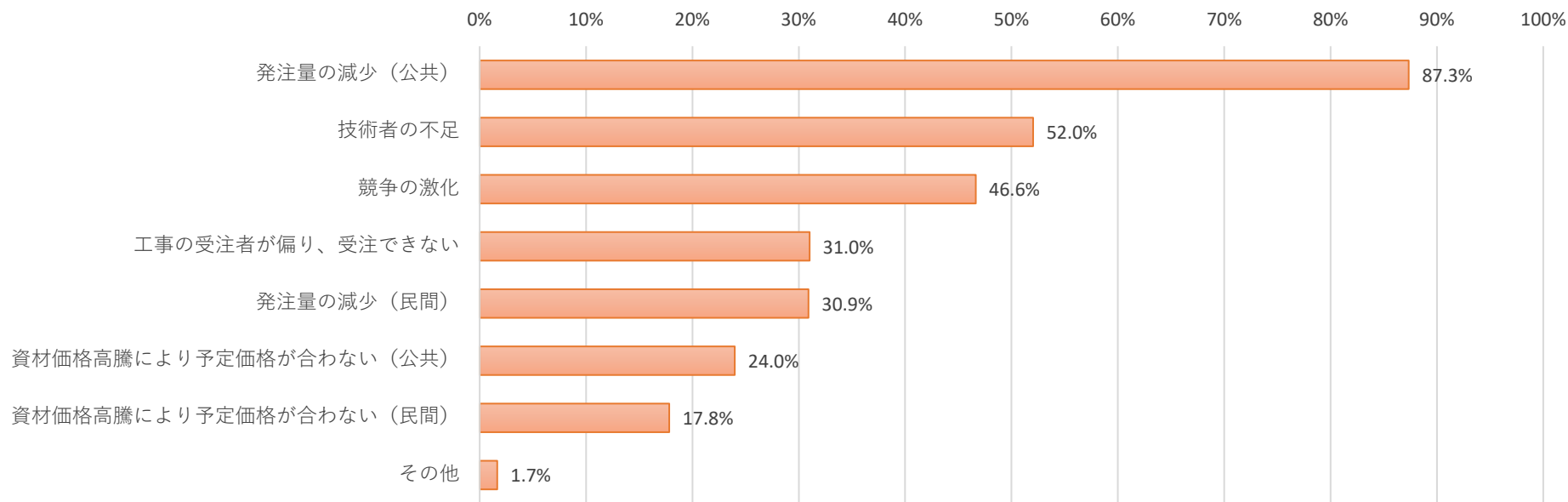
受注の状況



Q40 「悪くなってきた」、「悪い」と回答された方に伺います。受注の状況が悪化傾向にある主な要因についてお答えください（複数回答可）。

- ・ 受注の状況が悪化傾向にある主な要因は、「発注量の減少（公共）」が9割弱（87.3%）と最も多くなっている。
- ・ 次いで、「技術者の不足」（52.0%）、「競争の激化」（46.6%）の順になっている。

受注悪化の主な要因



Q41 受注の状況について問題に感じていること等がございましたら、自由にご記入ください。

（受注者の偏り等）

- ・ ランク毎の工事件数が偏っている。地域業者のランクごとの社数に応じた発注をお願いしたい。
- ・ 発注工種や地域の偏りが大きい。
- ・ 設備業者がおらず建築案件の見積りができない。
- ・ 総合評価では一部の企業に落札が偏り、受注できない。
- ・ 総合評価では比較的規模の大きい企業の点数が高く、ほとんどの工事を落札してしまう。

（総合評価の見直し）

- ・ 一部の総合評価を除き複数の企業による抽選がほとんどとなっている。得意な工事でも受注できる確率は変わらない。評価項目や点数配分の工夫を求める。
- ・ 地元企業に配慮した入札制度にしてほしい。
- ・ 工事成績の点数や工事実績が少ないと工事を受注することができず、更に受注できない悪循環になっている。評価項目、点数の比重等、総合評価の見直しを求める。
- ・ 地域建設業特有の社会貢献活動や災害復旧への協力が評価されていないように感じる。
- ・ 優良工事の有無による評価点が年によって大きく異なり、安定した受注にならない。

（工事量の減少・競争激化）

- ・ 入札制度を改善しても、発注量が少ないため持ち点が最高点同士の価格競争入札となっている。
- ・ 公共工事の発注量が少なくなってきたので、工事量を多くしてほしい。
- ・ 地方における事業量の確保をしなければ、地域建設業は存続できない。
- ・ 総合評価方式でも一般競争でもくじ引き落札が年々増えている。くじ運で経営しているようなもので、毎年の受注額が一定せず将来の受注計画等が立てられない。
- ・ 公共工事、民間工事共に発注量が少なく、競争が激化している。安定した受注が出来る入札制度が求められる。
- ・ ほぼすべての工事で、30～50社のくじ引きで決定している状況である。

（施行時期の平準化）

- ・ 発注時期が重なっており、技術者が不足している。早期発注と施工時期選択可能工事の増加を望む。

（資材価格等の高騰による民間工事の減少）

- ・ 資材の高騰により、設備投資を抑える企業が増え、建築工事が減っている。
- ・ 民間工事では建設コストが上昇し、案件が出てこない。

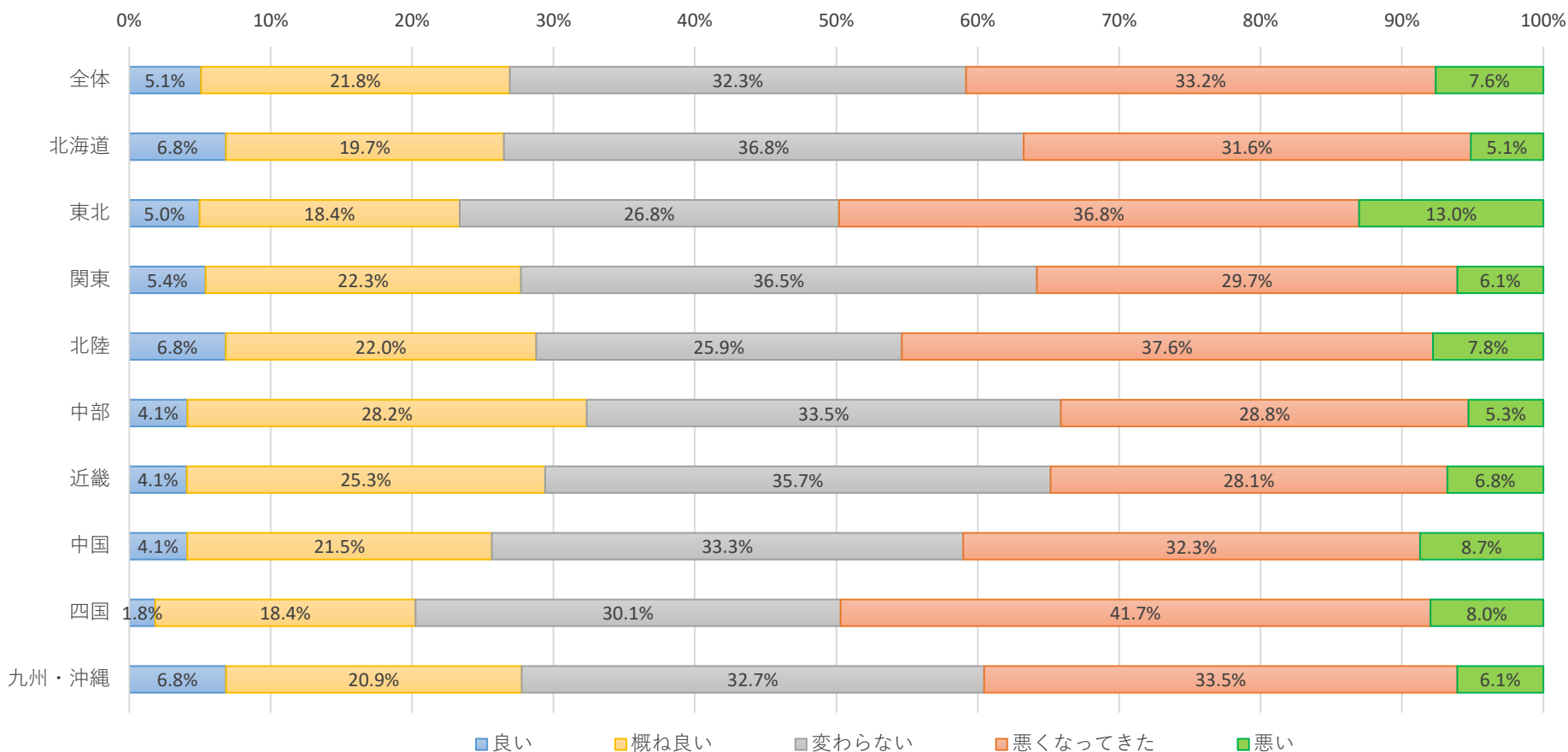
（担い手の不足）

- ・ 技術者の実績要求による総合評価により、地元企業が参加できない発注が多い。
- ・ 技術者の高齢化、担い手不足、若年技術者がいない等、人手不足により入札に参加できない。
- ・ 建築工事におけるサブコン（機械設備、電気）が不足しており、入札できない場合がある。

Q42 直近決算（令和6年度決算）とその前の決算とを比べて、利益の状況はどのようになっていますか。

- 利益の状況については、全体では「悪い」「悪くなってきた」の回答割合が4割（40.8%）を占めている。
- ブロック別では、「悪い」「悪くなってきた」の回答割合が「東北」が49.8%と最も多く、次いで「四国」（49.7%）、「北陸」（45.4%）の順になっている。

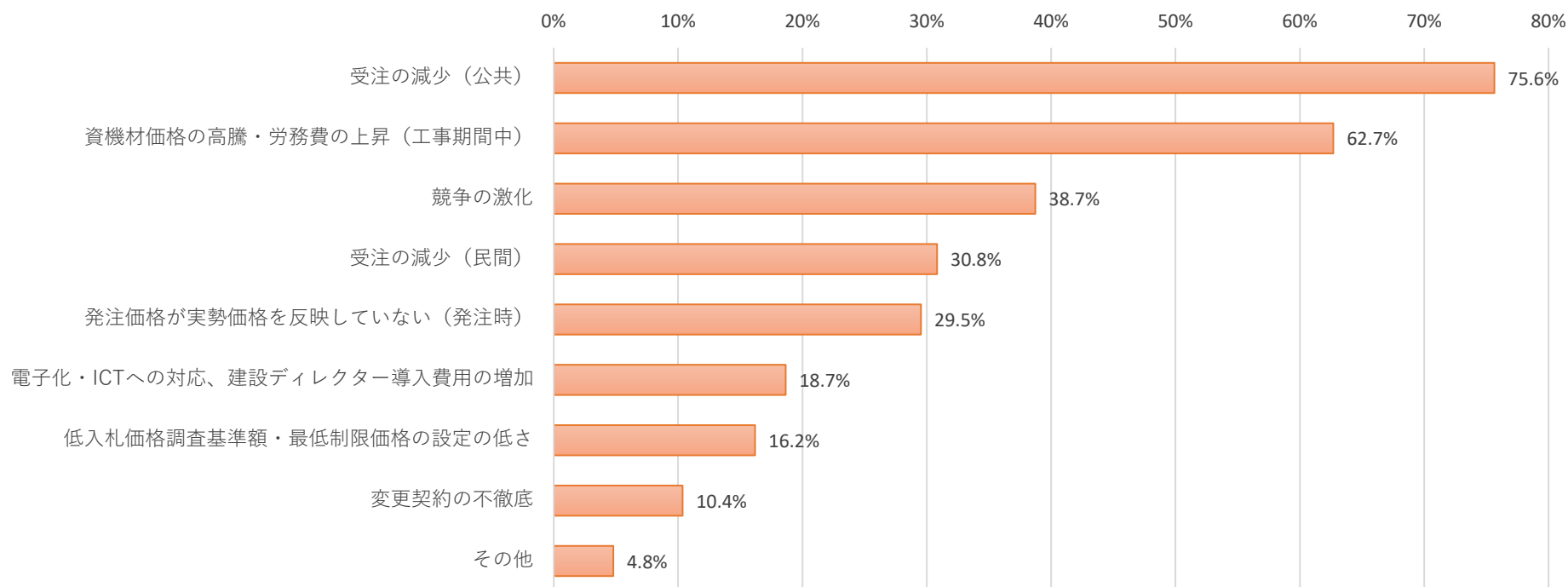
利益の状況



Q43 「悪くなってきた」、「悪い」と回答された方に伺います。利益の状況が悪化傾向にある主な要因についてお答えください（複数回答可）。

- 利益の状況が悪化傾向にある主な要因は、「受注の減少（公共）」が7割を超え（75.6%）、最も多くなっている。
- 次いで、「資機材価格の高騰・労務費の上昇（工事期間中）」（62.7%）、「競争の激化」（38.7%）の順になっている。

利益悪化の主な要因



Q44 利益の状況について、問題に感じていること等がございましたら、自由にご記入ください。

(工事規模（実質工事量）の縮小)

- ・ 公共工事の規模（実質工事量）が小さくなってきており、利益確保が難しい。
- ・ 一定以上の規模がある現場でないと、設計歩掛と実質歩掛の差や安全経費や共通仮設費等の固定費により利益が圧迫されてしまう。
- ・ 公共工事を受注するためのイニシャルコストは年々増加するが、発注者毎の受注金額は減少傾向にあり、利益が出ない。

(変更契約に反映されない)

- ・ 工期延長になったものの、延長された期間に対する労務費が適切に反映されず、赤字となる場合がしばしばある。

(現場管理費、一般管理費の増加)

- ・ ランクを維持するための人材確保による人件費や管理費の増加が利益を圧迫している。
- ・ 新しい制度が作られる度に、講習会等の会費がかかる。
- ・ DXを進めると便利ではあるが、初期費用がかかり過ぎる。
- ・ 労務単価は上がっているが、技術者の給料の原資となる経費（現場管理費）が低すぎる。
- ・ 本支店職員の給料も上げており経費が増えているので、一般管理費率も上げてほしい。

(資機材価格の高騰)

- ・ 資材の高騰が利益の減少を招いている。
- ・ 大型工事は施工期間が長く、その間に資材価格が高騰するため利益が圧迫される。
- ・ ICT建機は従来の建機の倍程度の価格であるため、施工単価の見直しをお願いしたい。
- ・ 設計時に計上されていない増加工事以外にかかる経費が多すぎる。そもそも公共工事を生業にしている建設企業が赤字になること自体がおかしい。

(落札額の引上げ等)

- ・ 最低制限価格を上げてほしい。
- ・ 公共工事は低入札価格調査基準額近辺での落札となり、利益率は悪くなる一方である。
- ・ 公共工事の落札率が低すぎて、利益を確保できず、赤字になる工事が多い。

(標準歩掛と実態の乖離)

- ・ 猛暑時には施工効率は通常の半分以上となるため、熱中症の補正程度では全くまかないきれなく、利益を圧迫している。
- ・ 資材高騰、労務費上昇により設計歩掛が実態と合っていない。現場状況や施工難度も設計歩掛と合っておらず、単価を実勢価格に引き上げても金額が合わない。
- ・ 設計労務単価は上がっているが、歩掛が現場条件と合わず利益が出ない。
- ・ 従事者の高齢化、人手不足に伴う作業能率の低下により費用が増加している。
- ・ 公共の建築工事は利益が低い。

(その他)

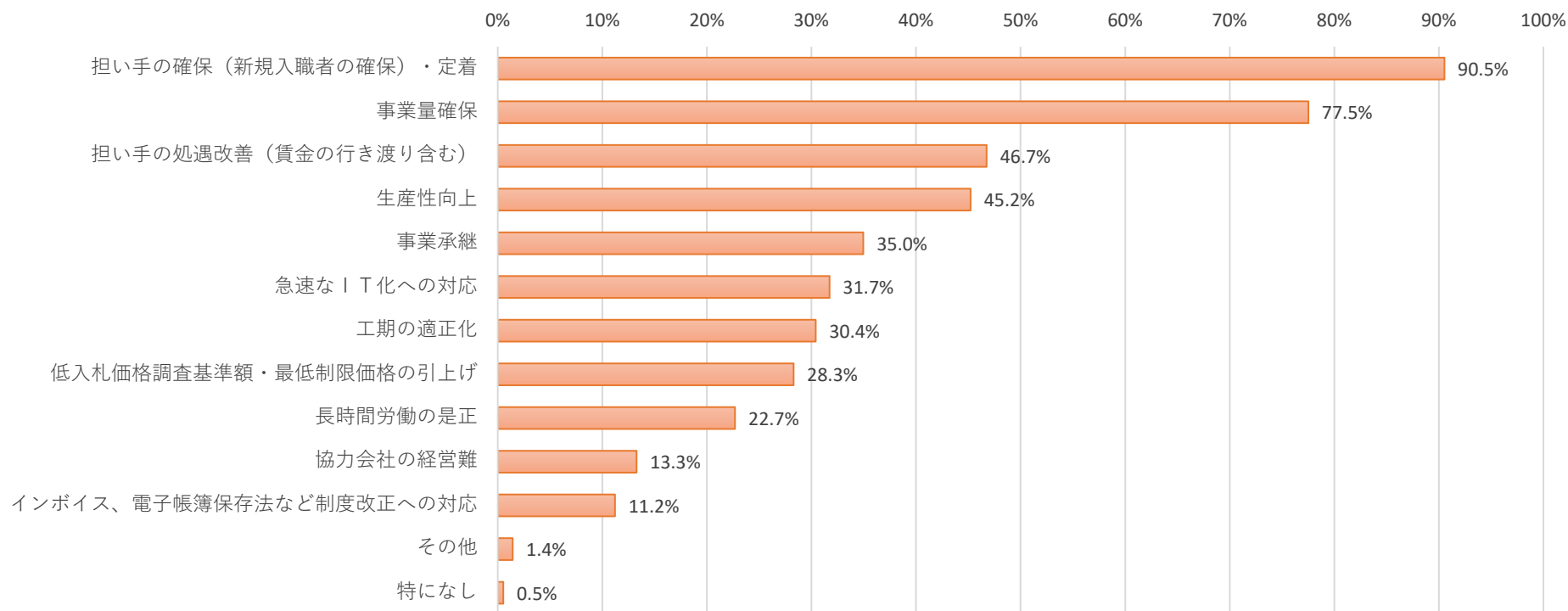
- ・ 利益を確保する見通しを立てるためには安定した受注量がないと難しい。安定的な受注量がない現状では、利益確保の見通しが立てられない。

3. 地域建設業の持続性確保

Q45 貴社が今後も地域建設業として持続性を確保していくために課題として考えていることは何ですか（複数回答可）。

- ・ 地域建設業として持続性を確保していくために課題として考えていることは「担い手の確保（新規入職者の確保）・定着」が9割（90.5%）と最も多くなっている。
- ・ 次いで、「事業量確保」（77.5%）、「担い手の処遇改善（賃金の行き渡り含む）」（46.7%）、「生産性向上」（45.2%）の順になっている。

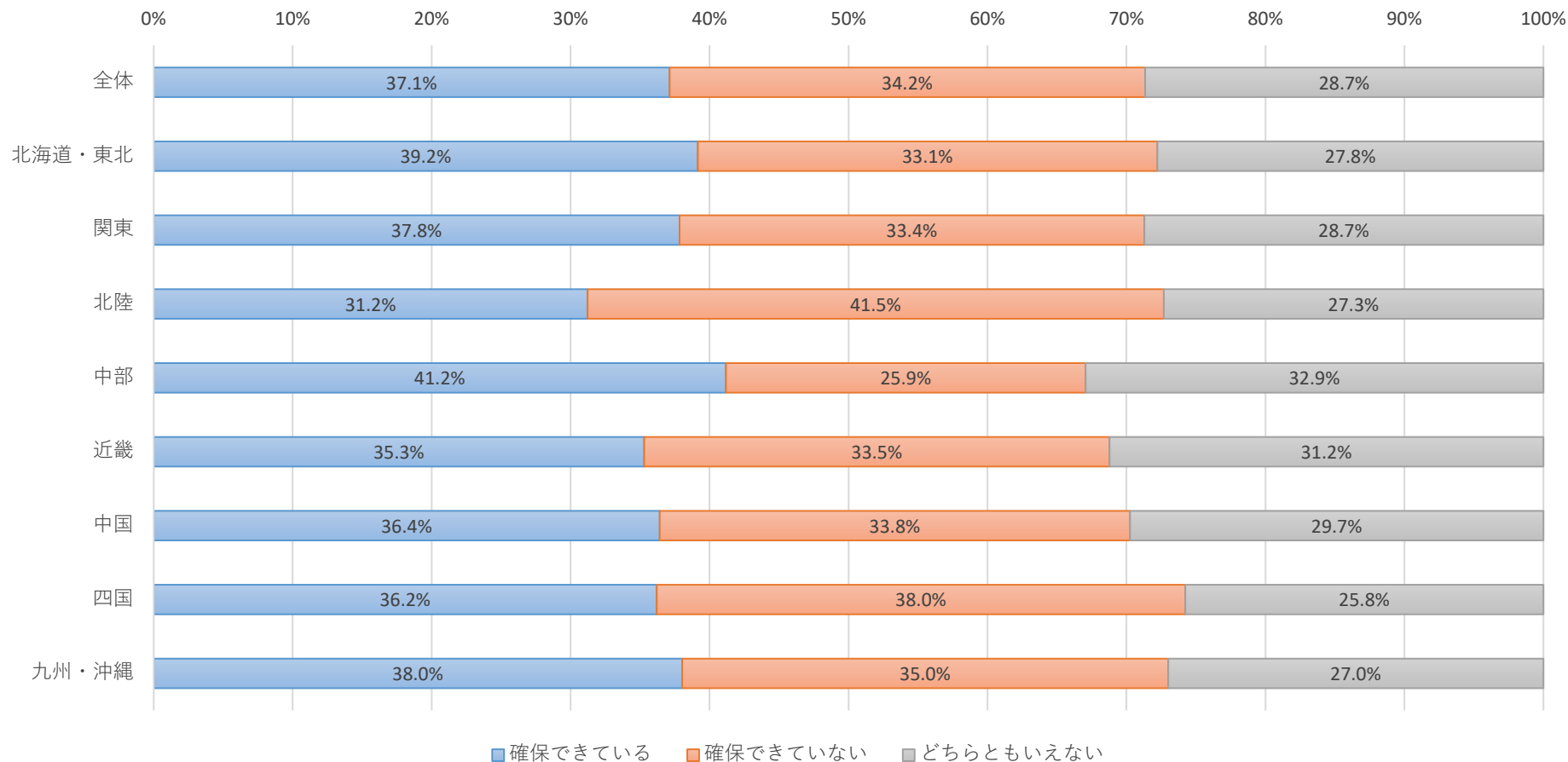
持続性確保のための課題



Q46 直近1年間（令和6年6月1日～令和7年5月31日）で、貴社が（災害時や降雪時の緊急対応体制含め）人員・機材等を維持する上で必要とする受注量は確保されていますか。

- ・ 人員・機材等を維持する上で必要とする受注量が確保できている割合は、全体では4割弱（37.1%）となっている。
- ・ ブロック別では、「北陸」が「確保できていない」割合が高くなっている（41.5%）。

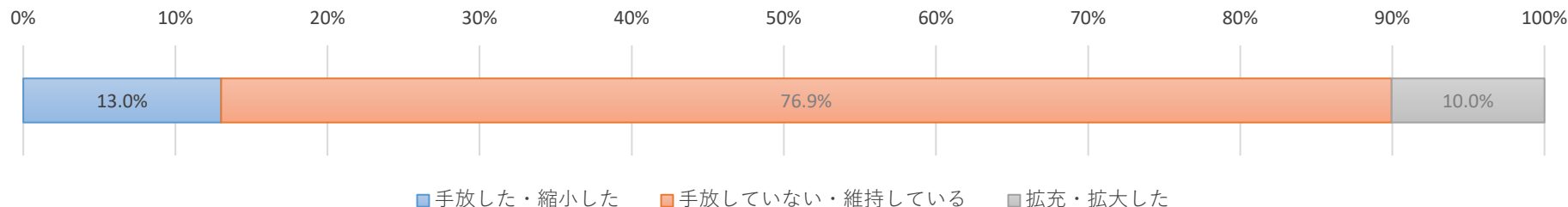
人員・機材維持のための受注量の確保



Q47 直近3年間（令和4年6月1日～令和7年5月31日）に、人員や機材を手放したり、業務規模を縮小しましたか。

- ・ 過去3年において人員や機材、業務の規模を「手放した・縮小した」企業は約1割となっている（13.0%）。
- ・ 「手放していない・維持している」「拡充・拡大した」の回答割合合計は9割弱となっている（86.9%）。

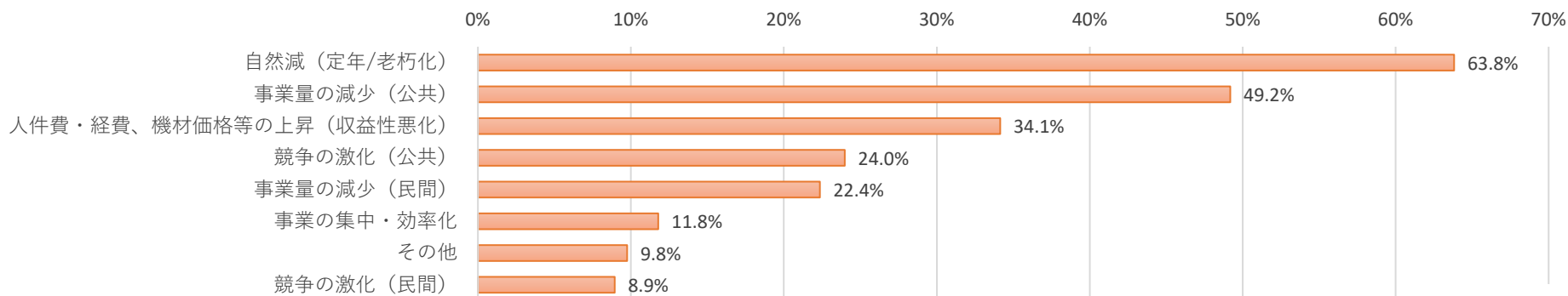
直近3年間の人員・機材の状況



Q48 「手放した・縮小した」と回答された方に伺います。手放した・縮小した要因は何ですか（複数回答可）。

- ・ 手放した・縮小した主な要因は、「自然減（定年/老朽化）」が6割強（63.8%）、と最も多くなっている。
- ・ 次いで、「事業量の減少（公共）」（49.2%）、「人件費・経費、機材価格等の上昇（収益性悪化）」（34.1%）の順になっている。

人員・機材縮小の要因



Q49 地域建設業の持続性確保について問題に感じていること等がございましたら、自由にご記入ください。

(担い手の不足、高齢化)

- ・ 技術者及びベテラン作業員が減少しており、取り合いになっている。
- ・ 企業の持続性を確保するため、人材の確保と定着が課題である。
- ・ 工業高校や大学の生徒数が減少している中、大企業が採用基準を下げて積極的に採用活動を行っており、中小企業では募集をしても応募がない状況が続いている。
- ・ 受注量に波があると、若者は不安になり業界に入ってこない。
- ・ 若者は大都市に流れてしまうため、地域建設業にとっては人材確保が最大の課題である。

(事業量の確保、受注機会の確保)

- ・ 地域の仕事は、その地域のために災害対応や除雪対応等を行っている企業に受注させるようにしてほしい。
- ・ 近年の工事件数、受注金額では会社の維持ができず、災害時に動ける体制の確保ができない。会社の維持存続には行政の協力が必要と感じる。
- ・ 年間を通じた事業量の確保が必要。
- ・ 一定の発注量がなければ、技術者へ技術の伝承ができず、存続できない。
- ・ 災害対応や小規模工事は地域の中小企業が受注するが、大規模工事は他の地域から参加する大手が受注している。大規模工事でも地域企業が受注できるようにするべき。
- ・ 災害応急対応に駆け付ける地元建設企業の持続性を確保するため、公共工事において受注見込みが立つような工事の発注の仕方を考える必要がある。すべての工事において競争すれば、持続不可能な企業が出てくる。
- ・ 地域外から大手企業が参入することで、地元企業の受注機会が奪われている。

(適切な企業評価の実施)

- ・ 総合評価や指名競争において、災害対応や除雪をしていることのインセンティブを増やしてほしい。
- ・ 地元地域建設業への加点が低く、他地域からの参入が目立つ。
- ・ 人員確保や資機材維持のために自助努力している企業と、社員教育などしていない会社との差別化が図られるようにするべき。

(落札率の向上)

- ・ 予定価格の90%前後での受注では賃上げが困難。最低制限価格の見直しが必要である。

(合併等)

- ・ 会社数が多すぎるため、M&Aや合併等を行う際に優遇してはどうか。
- ・ 新規参入を防ぎ、既存企業同士で合併し事業者数を減少させなければ、業界として存続できない。
- ・ 小規模な企業は存続できなくなる。合併して効率化を図り、存続していくしかない。
- ・ 会社数を減らし規模を大きくしていく必要があるが、国の施策の方向性が見えない。もっとはっきりと示すべきである。

(その他)

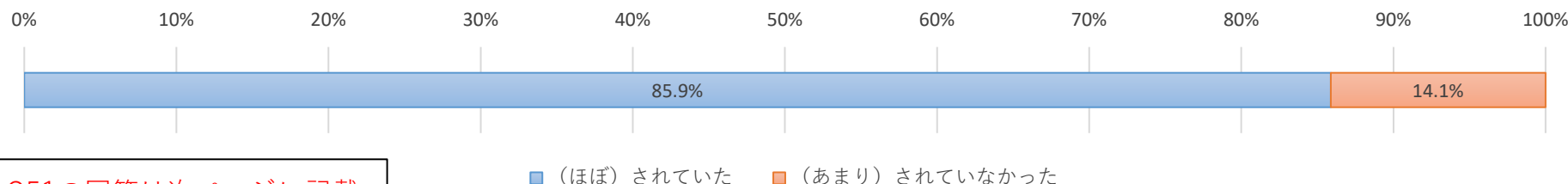
- ・ 技術者を多く抱え、本社機能、安全衛生専任社員、地域行事への参加を真摯に行う企業にとって公共工事の利益率1～5%程度では企業を維持することはできない。
- ・ 道路や河川の修繕、管理を担っていた小規模業者が年々減っている。維持修繕工事は入札ではなく、業界団体に一括して委託するなど、発注のあり方を変える必要がある。
- ・ 災害復旧、除雪、インフラの維持管理など地域を守る仕事をしているのに、社会的評価が低いと感じる。積極的なPRが必要である。
- ・ 人手不足や未経験者のリスクリング（職業能力の再開発や再教育）のため、一定の水準になるまで人員を育成する機関をつくるべき。

4. 災害時における対応

Q50 直近3年間（令和4年6月1日～令和7年5月31日）に災害復旧工事を受注した方に伺います。運用指針では災害復旧工事の緊急度等に応じて随意契約等の適切な入札契約方式を選択・活用することとされています。貴社が受注した災害復旧工事は、適切な入札契約方式が選択・活用されていましたか。

災害復旧工事における適切な入札契約方式の選択・活用について「（ほぼ）されていた」が8割を超えている（85.9%）。

随意契約等の適切な入札契約方式（災害復旧）



Q51の回答は次ページに記載

Q52 直近3年間（令和4年6月1日～令和7年5月31日）に除雪業務を受注した方に伺います。直近3年間を合わせた除雪業務の採算性はどうでしたか。

除雪業務の採算性について、「利益はなかった」「赤字であった」の回答割合合計は4割弱（37.3%）となっている。

除雪業務の採算性



Q51 災害復旧工事についての問題点や要望する施策等がございましたら、お聞かせください。

(災害復旧工事の発注)

- ・概略発注のため、受注企業の負担が大きい。
- ・設計が現場条件に合わず、設計変更を行ったが、変更工期が長期に渡ったため、損失が出た。
- ・仮設工の考え方が現場に合っていないことが多いため、受注者の意見を取り入れてほしい。
- ・施工箇所が点在していたり、小規模工事の集まりだったり、金額以上に手間、経費、日数がかかる。
- ・災害復旧工事は現場条件が悪いことが多いため、割増経費の拡充や災害復旧工事用の経費率を作るなどしてもらいたい。

(柔軟な設計変更)

- ・設計変更ができないことが多く、受注者負担になる。
- ・概略発注になるのは仕方ないが、きちんと設計変更をしてもらいたい。
- ・適切な設計が行われなまま発注されることが多く、受注後に再設計が行われるが、その費用を受注者が負担する場合が多い。
- ・二次災害の発生防止のため、細かな仮設負担が多くなるので、その点を理解して設計変更してほしい。
- ・設計変更に時間がかかり過ぎる。
- ・災害査定を受けているため、町では変更できず、県や国に伺いを立てるため、長期間現場が止まることもある。
- ・災害査定内容を順守し過ぎて、柔軟な変更ができない。

(適切な精算、支払い)

- ・河川復旧工事は増水時に仮設道路を流されることがあるが、変更対象とはならず、受注者負担であるのは疑問を感じる。
- ・資機材搬入路などの仮設費用を負担させられる。
- ・仮設工の設計変更を見てももらえない。
- ・現場と設計が乖離しており、追加で実施すべき工事が発生しても、受注者負担でのサービス工事が多い。
- ・見積単価を採用してもらわないと、一般単価では地域の価格高騰に追いつかないことが多い。
- ・災害復旧工事が一齐に始まると、骨材の調達が困難になり、単価が設計時の1.5倍にもなる。地域割増し運搬距離を考慮した単価設定をお願いしたい。
- ・測量、設計、図面作成まで建設会社が実施することがあるため、その手間を踏まえた経費への反映をお願いしたい。

(その他)

- ・受注実績のある地元企業に直接声をかけて随意契約しており、新規参入ができない。地域全体で復旧工事に当たれるようにしてほしい。
- ・規模の大きな工事も含め、災害復旧工事は地元の建設企業で行うべきである。
- ・災害復旧工事に専任の技術者を配置すると、他の工事に技術者を配置できなくなり、受注に影響が出る。
- ・復旧工事は原則、元の施工法で復旧するが、現代の施工法に即した復旧ができるよう制度を見直すべきである。
- ・危険度と難易度の高い場合が多いことから、施工条件割増しなどで価格を上げてほしい。

Q53 除雪業務についての問題点や要望する施策等がございましたら、お聞かせください。

（事業者負担の軽減）

- ・ 地方自治体から待機時の費用を払ってもらえない。準備期間や後片付けに係る費用を精算してもらえない。
- ・ いつ降るか分からない状況で待機するのは精神的に辛く、作業時は睡眠もとれない。作業の単価アップを望む。
- ・ 除雪機材の燃料費が高騰しており、企業の負担が大きい。
- ・ 出勤機会が少なく、毎年、かなりの赤字となっている。固定費の負担軽減等最低補償の充実が必要である。出勤回数の多寡にかかわらず、受託会社が経済的に安心感を得られる契約内容にしてほしい。
- ・ 企業として一般管理費が確保できるよう更なる改善をお願いしたい。

（除雪実施中の通常工事への配慮）

- ・ 除雪作業時は現場は休工となるため、冬季は赤字になってしまう。
- ・ 人手不足により余剰人員が存在しないため、除雪作業等緊急対応時は他の現場作業を一時的に中断して人員を確保せざるを得ず、工事の工程や収支に大きな影響が出てしまう。

（人材確保）

- ・ 除雪機械オペレーターが高齢化しており、確保が困難である。
- ・ 積雪量が偏り、出勤回数が減少しているため、技術者の雇用が困難になっている。
- ・ 熟練のオペレーターを連続して働かせる訳にはいかず、人手不足の中、オペレーターを数名待機させる必要がある。
- ・ 発注者からオペレーターの交代を指示されても人手がいない。
- ・ 出勤回数が年に数回しかない地域では、若手職員が除雪作業に興味を示さず、担当を嫌がる傾向がある。
- ・ オペレーターの確保や維持費に補助金を出してもらいたい。

（機械の維持が負担）

- ・ 行政が除雪車を手配するようにしてほしい。
- ・ 重機のレンタル、リース会社に助成金を出し、除雪車の購入、維持を委託させるべき。
- ・ 除雪業務を行うに当たり必要となる機材の維持費が考慮されていない。必要機材は1年間維持していることを理解してほしい。
- ・ 自前の機械で作業する場合、一冬に数回程度の出勤であるが、機械が拘束され、他の工事に活用できない。
- ・ 機械をリースする案も出るが、必要時は地域の全受託者が必要になるため、リースできないはず。補助金を出すなどしてはどうか。

（発注方法の改善）

- ・ 工区を集約し大手企業に担ってもらいたい。
- ・ 地域に精通していない新規業者の参入により適切な除雪作業が行われていない。入札方法の見直しが必要である。
- ・ 廃業する業者も増えてきているため、1社当たりの担当路線数が増え、負担が増している。

（その他）

- ・ 除雪業務を行う建設会社に、大型特殊免許の取得支援を行ってほしい。
- ・ 除雪作業時間は時間外労働上限規制の対象外であるが、融雪剤散布や夜間パトロールは対象であるため、今後の受注に影響が出る懸念がある。

Q54 防疫活動についての問題点や要望する施策等がございましたら、お聞かせください。

（作業員の負担）

- ・ 作業員への負担（匂いによる体調不良、精神的苦痛）が大きいことを理解してほしい。
- ・ 動物を殺傷することへ抵抗がある。

（事前の調整が必要）

- ・ 埋設作業において、埋設現場の確保がされていない、または除草などが必要となり埋設できる状態でない場合がある。
- ・ 24時間以内に処理しなければならない中、埋設場所に行くまでの道路が狭く、大型重機が入れないという問題が中々解決されない。
- ・ 他の地域からの応援を可能にしてほしい。
- ・ 24時間で対応を完了させなければならないため、マニュアルの作成と模擬訓練の実施が不可欠である。
- ・ 関係機関の連絡体制の確立が必要である。

（通常工事への配慮）

- ・ 24時間体制の作業となるため、人員確保のため他工事を一時中断する必要がある。その費用も負担してほしい。
- ・ 防疫活動単体では採算が取れているが、他現場の遅延やコスト増を招いていることを理解し、制度や発注体制を見直す等検討してほしい。

（適切な精算、支払い）

- ・ 防疫活動は毎年発生するようになっており、適正な支払いが行われるよう、予算を確保してほしい。

（指揮命令の一元化、迅速化）

- ・ 指揮官が多く、作業がスムーズに進まない場合がある。
- ・ 行政の判断が遅く、現場で手待ちの状況が発生する場合が多い。

（その他）

- ・ 防疫活動における土木作業を実施することは建設会社として当然であるが、一方で畜産業界においても体制を整える必要があるのではないか。

5. 建設業界が抱える課題

Q55 現在、建設業界が抱えている諸課題の解決に向けて、特に取り組むべきことや要望事項等がございましたら、お聞かせください。

(事業量の確保)

- ・ 事業量の増加が必要である。安定した受注量がなければ最低限の人数で事業継続をしていくしかない。もっと公共事業を増やしてほしい。
- ・ 若い人が安心して働ける環境となるよう、安定した発注をお願いしたい。
- ・ 地方の中小企業は安定した予算規模がなければ生き残っていけない。国土強靱化等、必要とされる事業は常に長期計画を策定、更新して長期の見通しを立てやすくしてほしい。
- ・ 地元の工事は地元の業者が受注できる制度にしてほしい。
- ・ 限界工事量を確保する必要がある。人員確保の観点からは、工事の発注量が少なすぎる。

(担い手の確保)

- ・ 人手不足が最大の課題である。
- ・ 利益が出ていない会社が多く、もうからない大変な仕事であるため担い手が不足している。
- ・ 技術者と作業員の人手不足が深刻である。若年層の業界への入職促進や、教育機関との連携、処遇改善等、抜本的な対策が必要である。
- ・ 若手作業員の育成には相当の年月を要するため、育成資金の補助を求める。

(処遇改善)

- ・ 処遇改善、賃上げ等による魅力ある業界にしなければならない。
- ・ 現場を週休2日にしても会社は週休2日にはならず、若者が入職してこない。
- ・ 屋外作業が多く、危険も伴う業種でありながら、賃金は他産業よりも低い点を改善する必要がある。
- ・ 技術者の兼任制度は、技術者本人にとって負担が増す。働き方改革を進めても効果が表れない。
- ・ 建設業の存在のありがたみを理解してくれる人が少ない中で、入職者を増やすには大幅な賃上げが必要である。
- ・ 夏場における作業時間帯の変更等、抜本的に働き方を変える必要がある。

(戦略的な広報活動)

- ・ 建設業の必要性、重要性を小さいときから教育、広報してほしい。
- ・ 一企業だけで担い手を確保していくのは難しい。教育委員会等と連携し、授業の一環として体験学習や見学会等を実施すべきである。

(発注の平準化)

- ・ 気候や日照時間が最適な年度始めでの発注量増加を望む。

(DX・ICT)

- ・ 経審や総合評価でのISO、BCP、CPDS等の費用負担が大きい。
- ・ ICTは生産性向上に効果があるが、小規模工事には適さない場合もある。3次元データの処理等は専門知識が求められるため、誰でも利用できるソフトが必要である。
- ・ ICTに関する技術者育成の制度の確立が必要である。

(適切な積算)

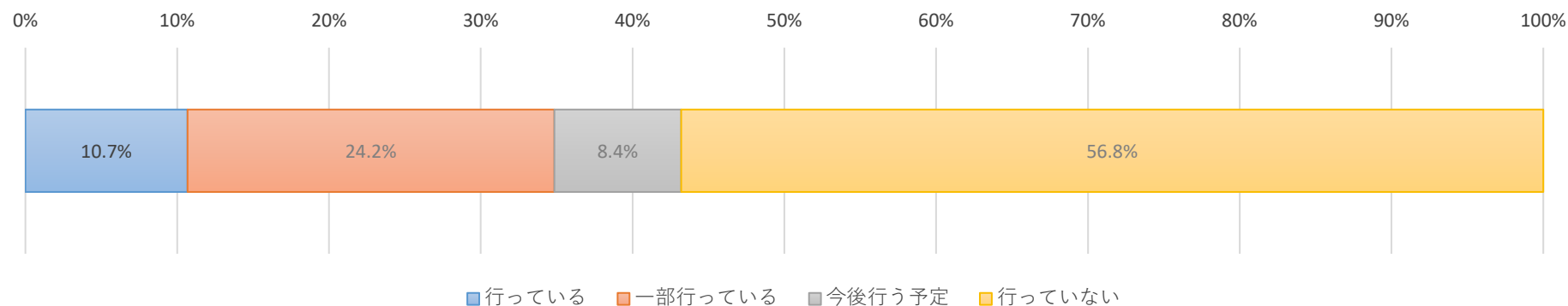
- ・ 2～3か月前の実勢価格で積算された予定価格より低い価格でないと落札できないというのは理解できない。
- ・ 発注金額を適正化し企業が収益を確保できる環境を整備することで、人材に向ける資源を確保し、処遇改善を図るべき。
- ・ 地方では標準歩掛と合わない小規模工事が多数存在しており、利益の確保が困難となっている。
- ・ 利益率を上げなければ担い手の処遇改善ができない。経費率の改善をお願いしたい。
- ・ 以前は年度始めにしかなかった価格改定が、年間を通じて何度も行われる。生コンや石油関連製品は価格改定が多すぎると感じる。

6. 電子契約への対応状況

Q56 建設工事における電子契約の状況についてお聞かせください。 民間発注者と取引する際、電子契約を利用していますか。また、利用する予定はありますか。

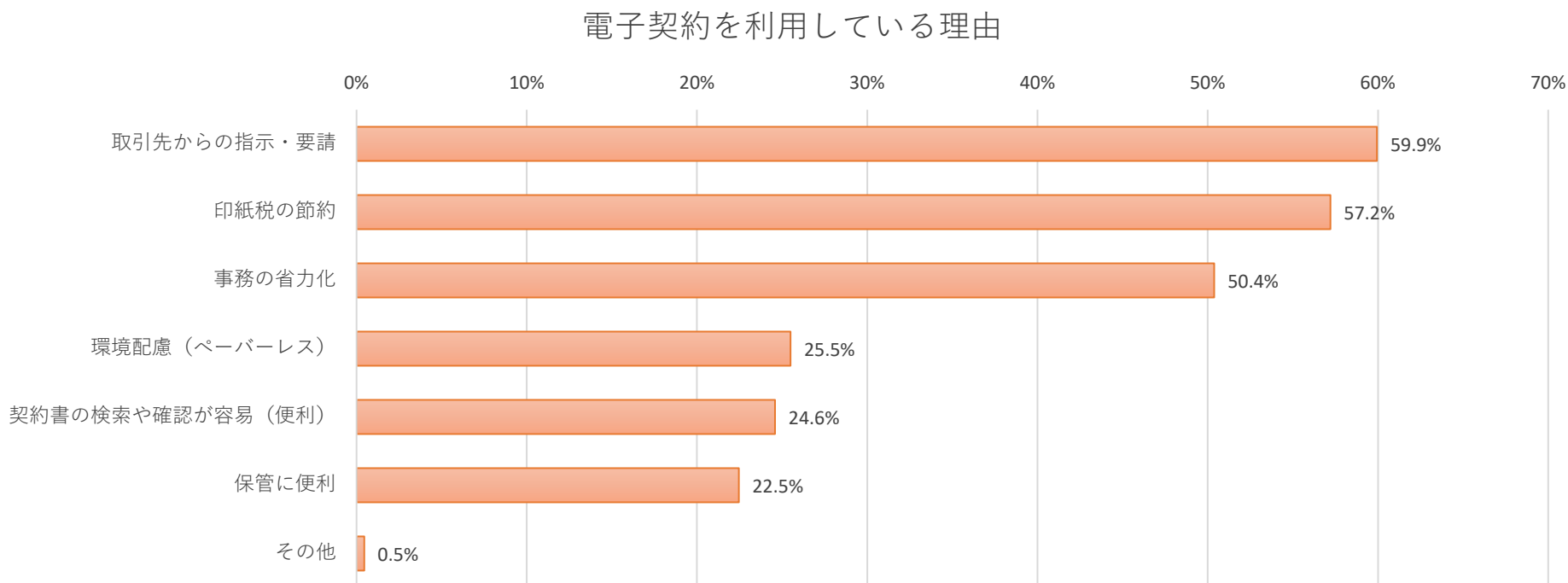
民間発注者と取引する際に電子契約を利用している割合は、今後利用する予定も含めると4割強（43.3%）となっている。

電子契約の利用状況



Q57 （民間発注者との取引）「行っている」、「一部行っている」と回答された方に伺います。電子契約を行っている理由は何ですか（複数回答可）。※「その他」をご選択の場合、具体的な内容もご記入ください。

民間発注者との取引で電子契約を行う理由は、「取引先からの指示・要請」（59.9%）、「印紙税の節約」（57.2%）、「事務の省力化」（50.4%）の順になっている。



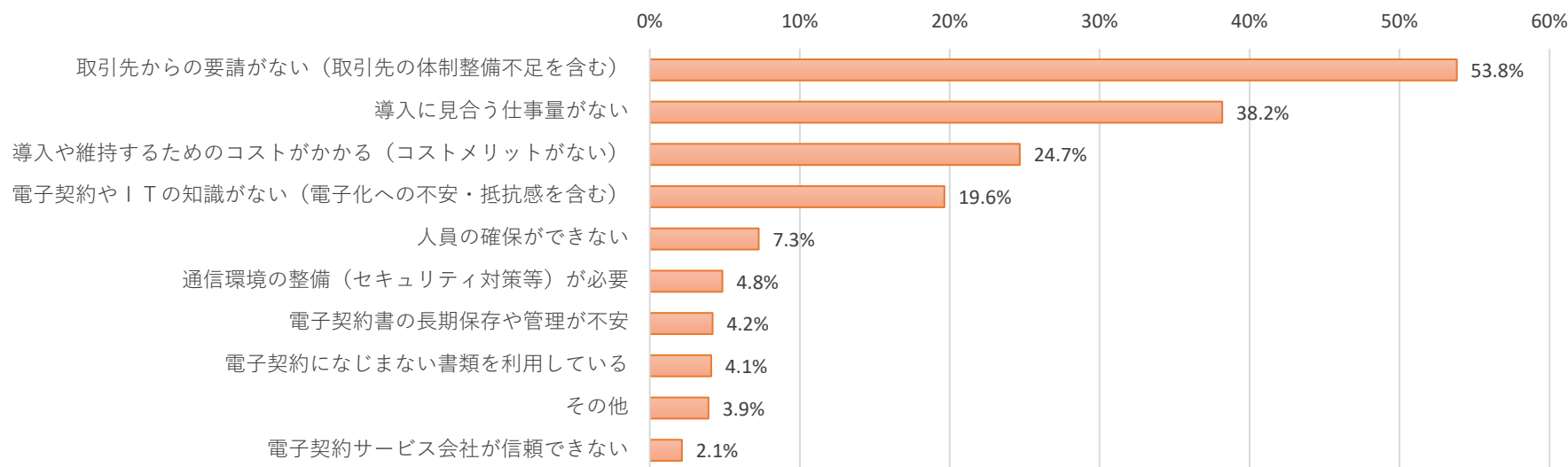
「その他」として記載された内容

- 行政も行っているから

Q58 （民間発注者との取引）「行っていない」と回答された方に伺います。電子契約を行わない理由は何ですか（複数回答可）。※「その他」をご選択の場合、具体的な内容もご記入ください。

民間発注者との取引で電子契約を利用していない理由は、「取引先からの要請がない（取引先の体制整備不足を含む）」（53.8%）、「導入に見合う仕事量がない」（38.2%）、「導入や維持するためのコストがかかる（コストメリットがない）」（24.7%）の順になっている。

電子契約を利用していない理由



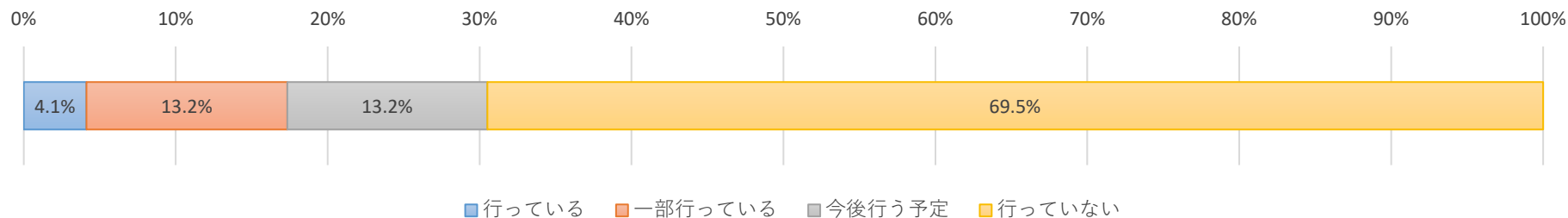
「その他」として記載された主な内容

- ・ 個人の方には難しい
- ・ 未だ必要性に迫られていないため
- ・ 民間発注者が電子契約を求めている
- ・ 民間発注者との取引が、紙契約の為
- ・ 現在、電子契約等DX導入を前向きに検討中
- ・ 導入を検討中
- ・ 少額工事のため（件数も若干のため）
- ・ 個人のため環境が整っていない

Q59 元請－下請間で取引する際、電子契約を利用していますか。また、利用する予定はありますか。

元請－下請間の取引で、電子契約を利用している割合は、今後行う予定を含めても3割（30.5%）となっている。

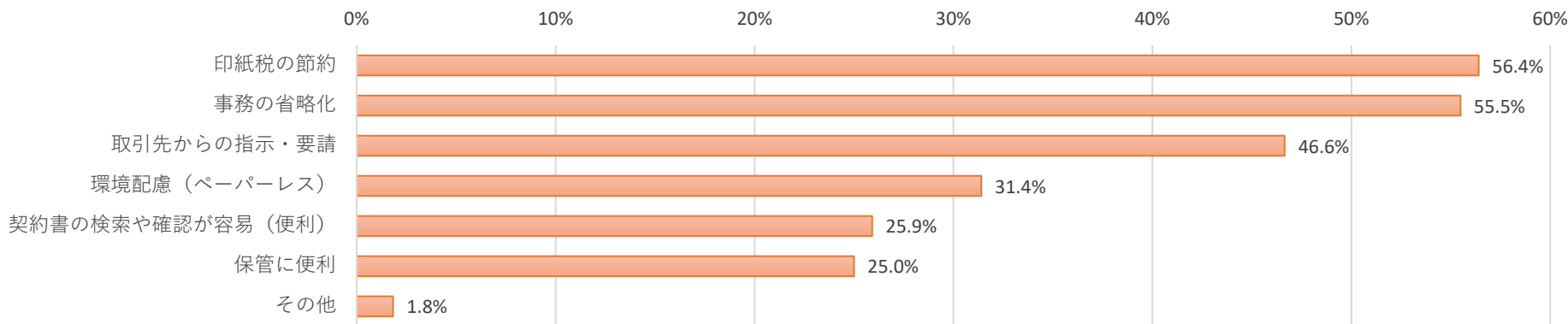
電子契約の利用状況（元請－下請間）



Q60 （元請－下請間取引）「行っている」、「一部行っている」と回答された方に伺います。電子契約を行っている理由は何ですか（複数回答可）。※「その他」をご選択の場合、具体的な内容もご記入ください。

元請－下請間の取引で電子契約を利用している理由は、「印紙税の節約」（56.4%）、「事務の省力化」（55.5%）、「取引先からの指示・要請」（46.6%）の順になっている。

電子契約を利用している理由（元請－下請間）

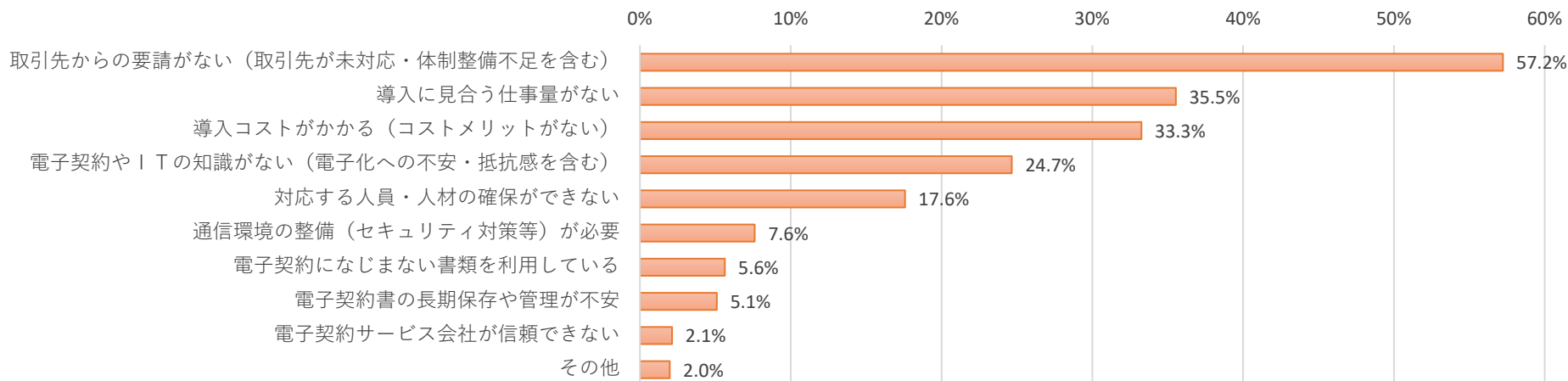


その他の回答内容：契約の迅速化など

Q61 (元請－下請間取引)「行っていない」と回答された方に伺います。電子契約を行わない理由は何ですか(複数回答可)。 ※「その他」をご選択の場合、具体的な内容もご記入ください。

元請－下請間の取引で電子契約を利用していない理由は、「取引先からの要請がない(取引先が未対応・体制整備不足含む)」(57.2%)、「導入に見合う仕事量がない」(35.5%)、「導入コストがかかる(コストメリットがない)」(33.3%)の順になっている。

電子契約を利用していない理由(元請－下請間)



「その他」として記載された主な内容

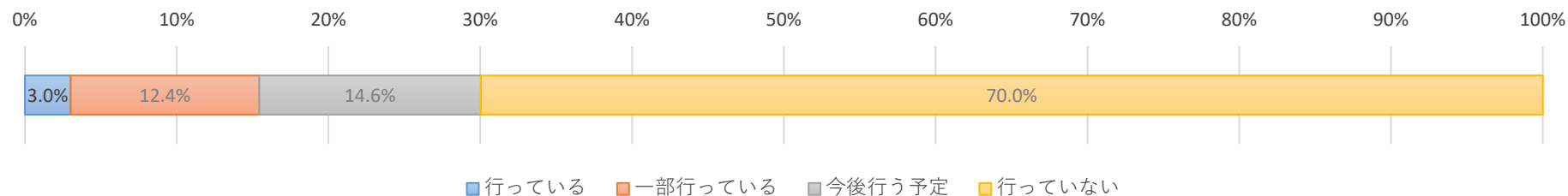
- ・ 下請け業者が対応できない
- ・ 全下請負者の対応が難しい
- ・ 下請の方が体制が整っていない
- ・ 今後導入予定
- ・ 民－民間での電子契約方法がわからない
- ・ 取引先にも同じシステムを導入させなくてはいけない
- ・ 共通プラットフォームが存在せず、各サービスとも汎用性に欠ける
- ・ 不便を感じていない。建設業法を改正し、押印廃止とすれば解決する。
- ・ 細部は対面で決めるため

7. 電子取引への対応状況

Q62 元請－下請間等で取引する際、電子取引システムを利用していますか。また、利用する予定はありますか。

元請－下請間の取引で、電子取引システムを利用していないが7割を占めている（70.0%）。

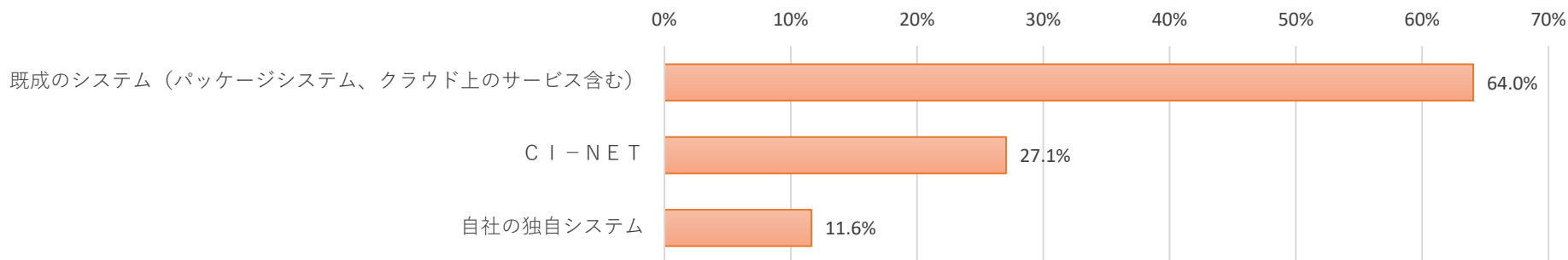
電子取引システムの利用状況



Q63 （元請－下請間等取引）「行っている」、「一部行っている」と回答された方に伺います。導入している電子取引システムは何ですか（複数回答可）。

元請－下請間取引で導入されている電子取引システムは、「既成のシステム（パッケージシステム、クラウド上のサービス含む）」が6割強（64.0%）と最も多くなっている。

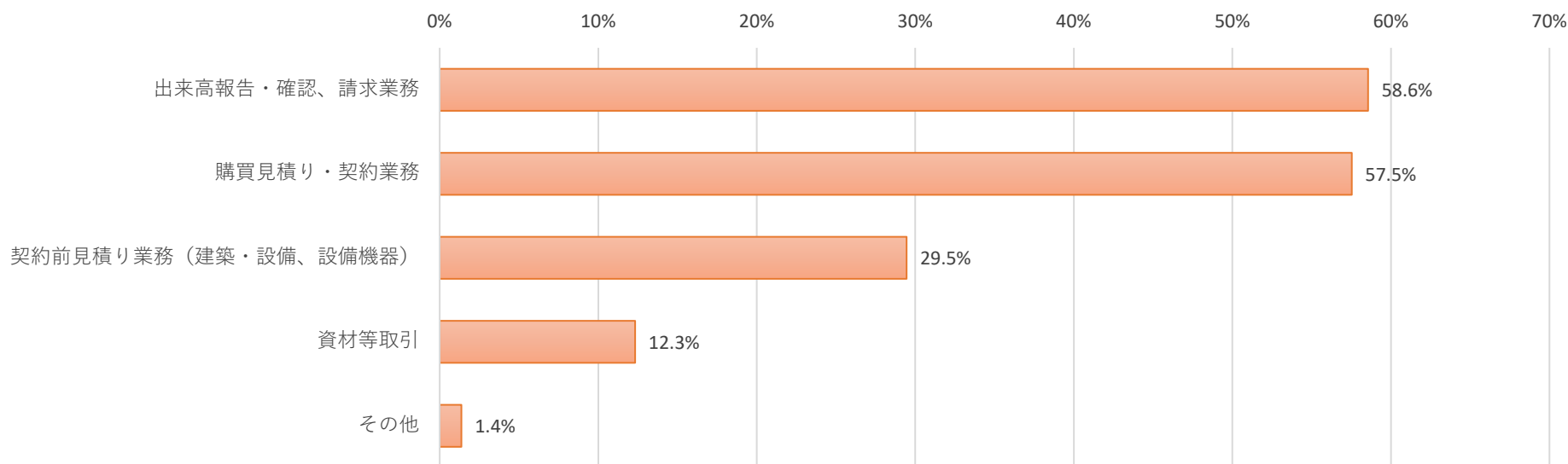
導入している電子取引システム



Q64 (元請－下請間等取引)「行っている」、「一部行っている」と回答された方に伺います。導入している電子取引システムをどの業務に用いていますか(複数回答可)。※「その他」をご選択の場合、具体的な内容もご記入ください。

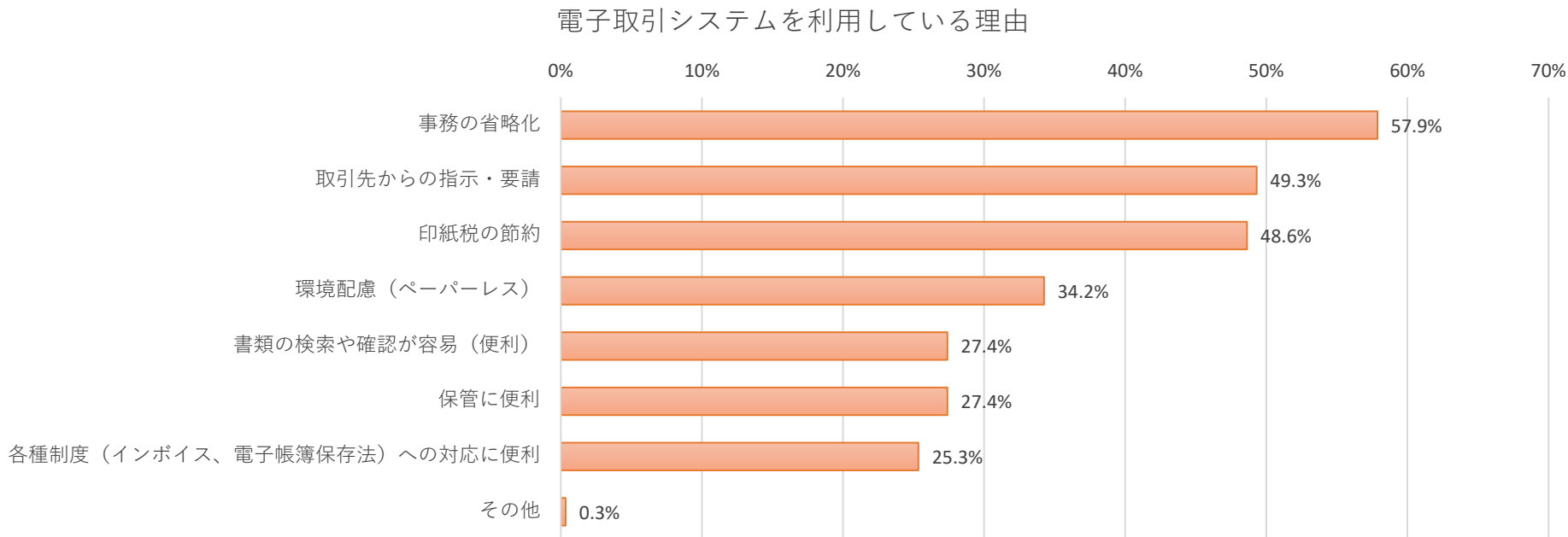
元請－下請間の取引で電子取引システムを利用している業務は、「出来高報告・確認、請求業務」(58.6%)、「購買見積り・契約業務」(57.5%)、「契約前見積り業務(建築・設備、設備機器)」(29.5%)の順になっている。

電子取引システムを利用している業務



Q65 (元請－下請間等取引)「行っている」、「一部行っている」と回答された方に伺います。電子取引システムを利用している理由は何ですか(複数回答可)。※「その他」をご選択の場合、具体的な内容もご記入ください。

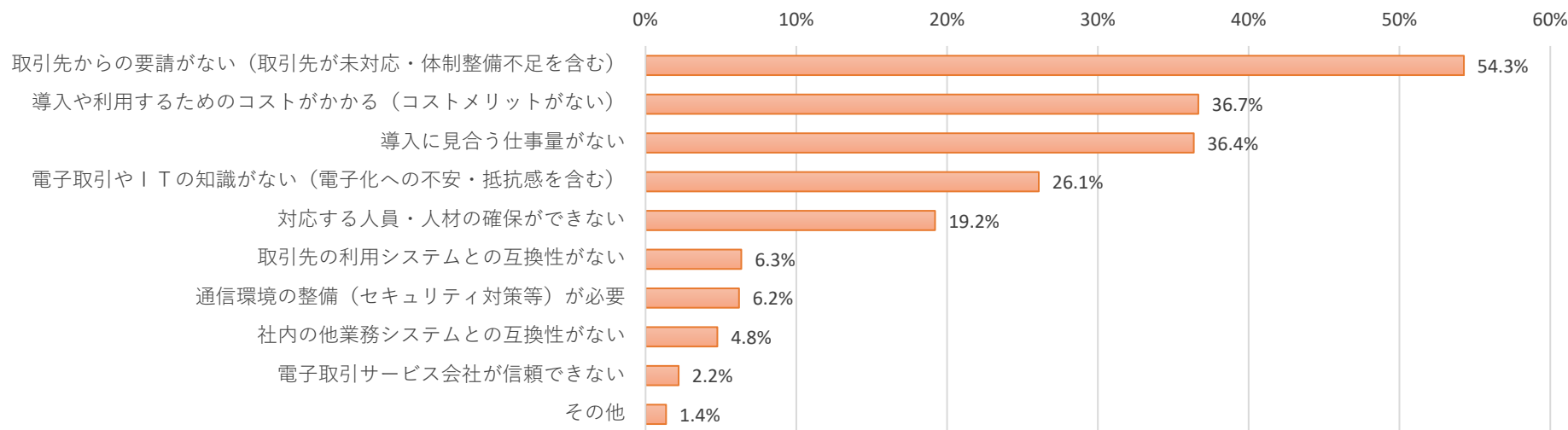
元請－下請間の取引で電子取引システムを利用している理由は、「事務の省力化」(57.9%)、「取引先からの指示・要請」(49.3%)、「印紙税の節約」(48.6%)の順になっている。



Q66 (元請－下請間取引)「行っていない」と回答された方に伺います。電子取引システムを導入していない理由は何ですか(複数回答可)。※「その他」をご選択の場合、具体的な内容もご記入ください。

元請－下請間取引で電子取引システムを導入していない理由は、「取引先からの要請がない(取引先が未対応・体制整備不足を含む)」(54.3%)、「導入や利用するためのコストがかかる(コストメリットがない)」(36.7%)、「導入に見合う仕事量がない」(36.4%)の順になっている。

電子取引システムを利用していない理由



「その他」として記載された主な業務

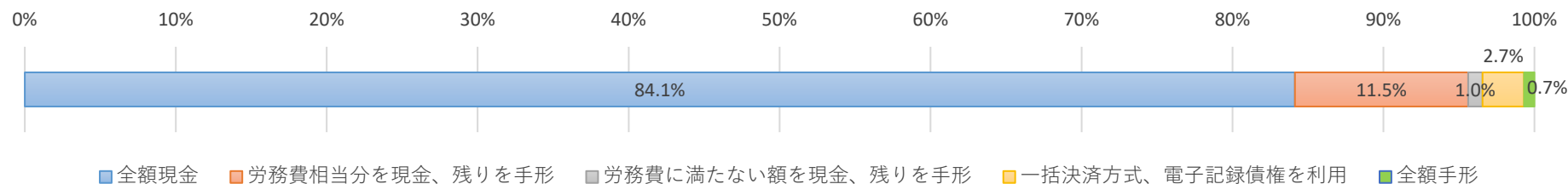
- ・ 現在そこまでの必要もない
- ・ 下請け業者が対応できない
- ・ 下請の方が体制が整っていない
- ・ 全下請負者の対応が難しい
- ・ 導入を検討中
- ・ 今後受注の際は検討する。
- ・ システムが取引先ごとに異なれば、かえって手間が嵩むだけである。

8. 工事代金の支払い状況

Q67 建設工事における請負代金の支払い状況についてお聞かせください。民間発注者との取引において、請負代金の支払いはどのような手段で行われていますか。

民間発注者からの請負代金の支払手段は、「全額現金」が8割を超えている（84.1%）。次いで、「労務費相当分を現金、残りを手形」（11.5%）、「一括決済方式、電子記録債権を利用」（2.7%）の順になっている。

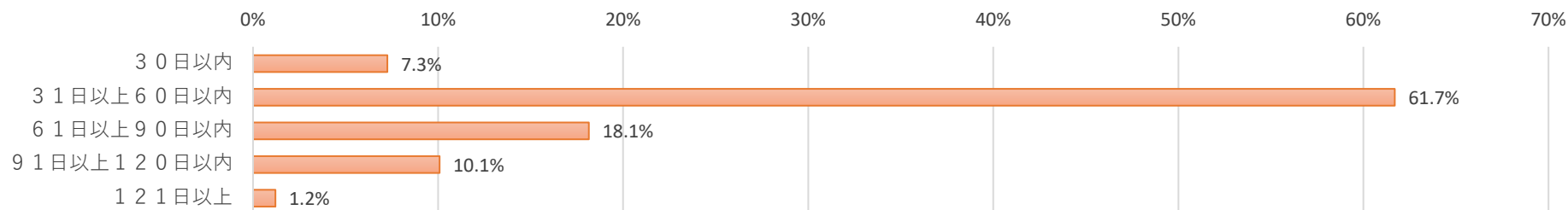
請負代金の支払い手段（民間）



Q68 （民間発注者との取引）「労務費相当分を現金、残りを手形」、「労務費に満たない額を現金、残りを手形」、「全額手形」と回答された方に伺います。手形の期間はどの程度でしょうか（複数回答可）。

民間発注者から受け取る手形期間は、「31日以上60日以内」が61.7%、「61日以上90日以内」が18.1%、「91日以上120日以内」が10.1%の順になっている。

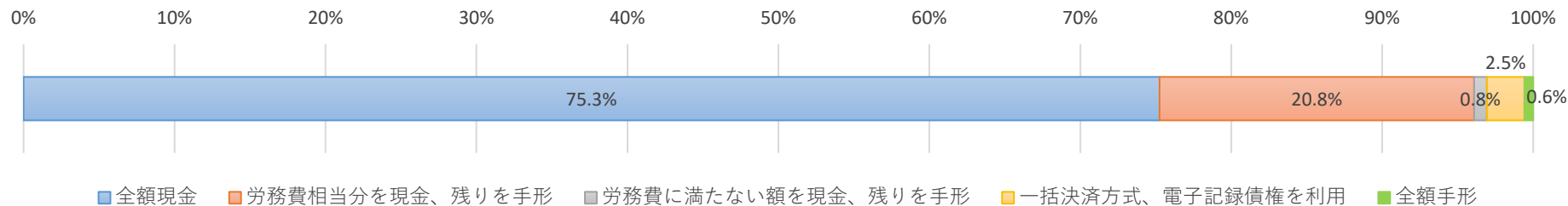
手形の期間（民間）



Q69 元請一下請間で取引する際、請負代金の支払いはどのような手段で行われていますか。

元請一下請間取引の請負代金の支払手段は、「全額現金」が7割を超えている（75.3%）。次いで、「労務費相当分を現金、残りを手形」（20.8%）、「一括決済方式、電子記録債権を利用」（2.5%）の順になっている。

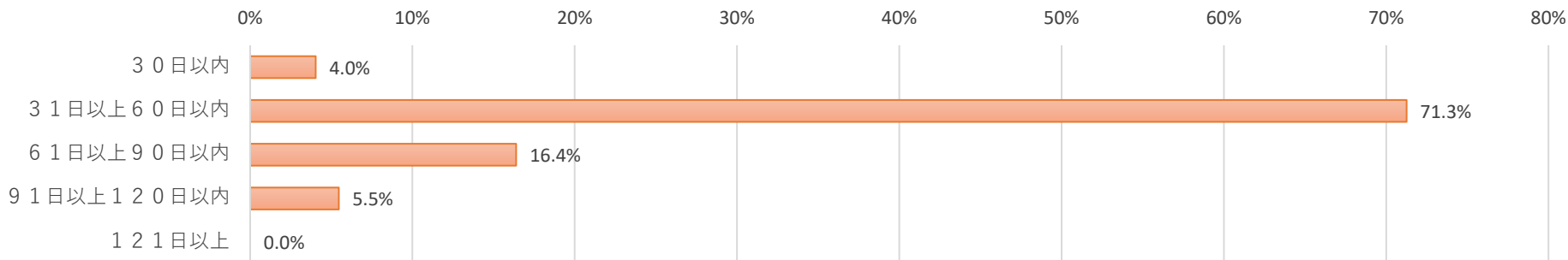
請負代金の支払い手段（元請一下請間）



Q70 （元請一下請間取引）「労務費相当分を現金、残りを手形」、「労務費に満たない額を現金、残りを手形」、「全額手形」と回答された方に伺います。手形の期間はどの程度でしょうか。

元請一下請間取引で振り出す手形の期間は、「31日以上60日以内」が71.3%、「61日以上90日以内」が16.4%、「91日以上120日以内」が5.5%の順になっている。

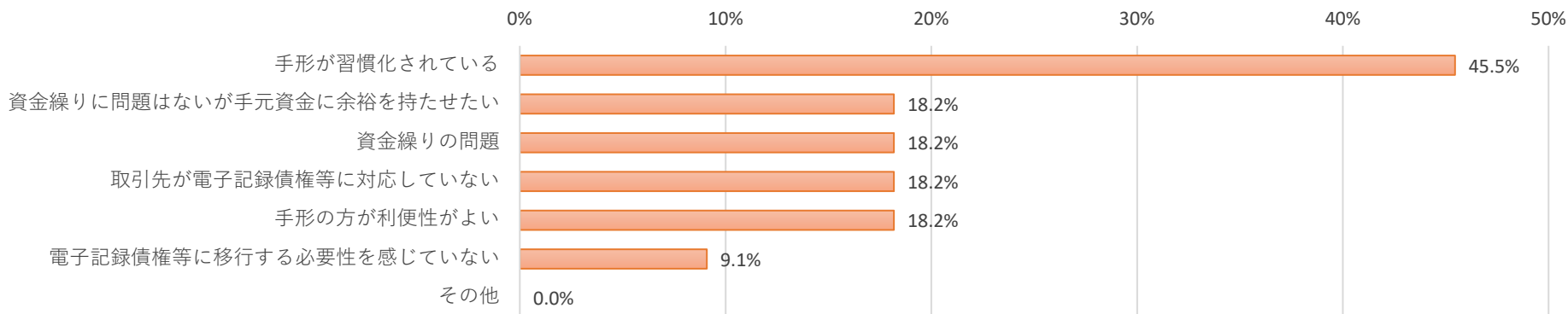
手形の期間（元請一下請間）



Q71 (元請一下請間取引)「全額手形」と回答された方に伺います。手形を利用する理由について教えてください(複数回答可)。※「その他」をご選択の場合、具体的な内容もご記入ください。

元請一下請間取引で全額手形とした理由は、「手形が習慣化されている」が45.5%と最も多くなっている。

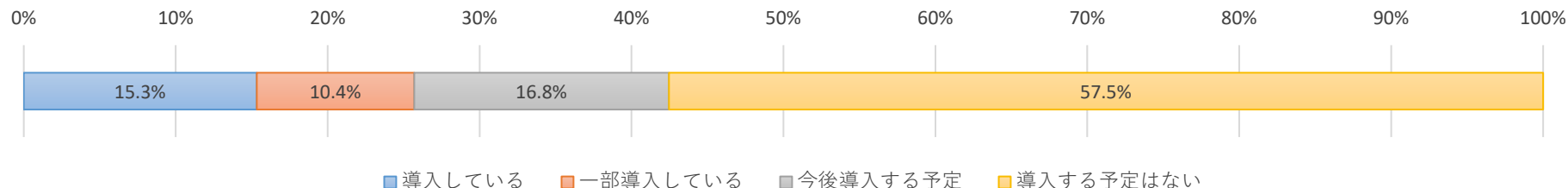
手形を利用する理由



Q72 電子記録債権の利用についてお聞かせください。貴社は電子記録債権を導入していますか。

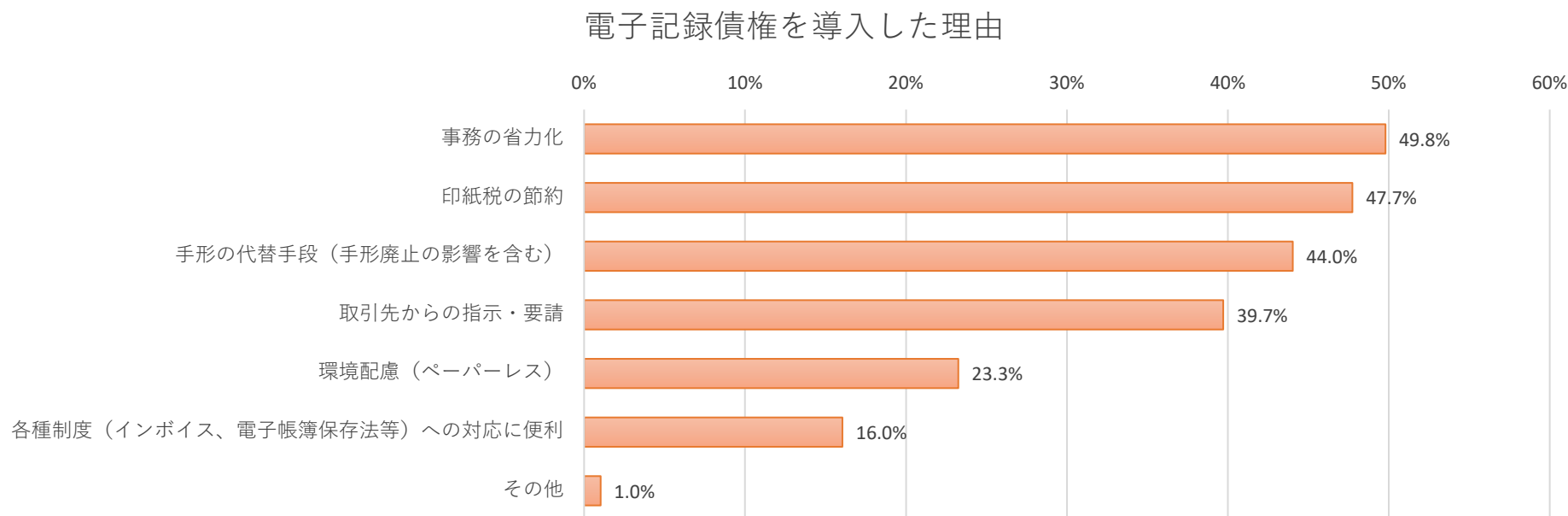
電子記録債権を導入している割合は、今後導入する予定も含めると4割強(42.5%)となっている。

電子記録債権の導入状況



Q73 「導入している」「一部導入している」と回答された方に伺います。電子記録債権を導入した理由は何ですか（複数回答可）。※「その他」をご選択の場合、具体的な内容もご記入ください。

電子記録債権を導入した理由は、「事務の省力化」（49.8%）、「印紙税の節約」（47.7%）、「手形の代替手段（手形廃止の影響を含む）」（44.0%）の順になっている。

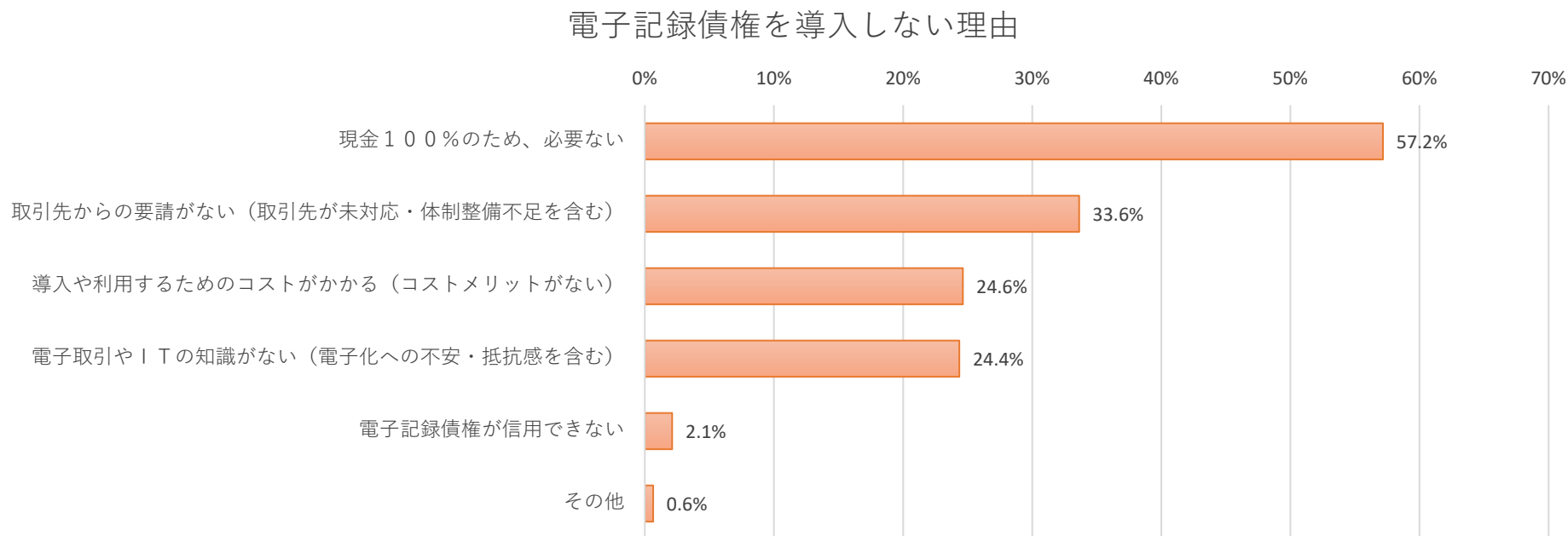


「その他」として記載された業務

- 保管手間がかからない
- 小割にできる
- 銀行への対応

Q74 「導入する予定はない」と回答された方に伺います。電子記録債権を導入する予定がない理由は何ですか（複数回答可）。※「その他」をご選択の場合、具体的な内容もご記入ください。

電子記録債権を導入する予定がない理由は、「現金100%のため、必要ない」（57.2%）、「取引先からの要請がない（取引先が未対応・体制整備不足含む）」（33.6%）の順になっている。

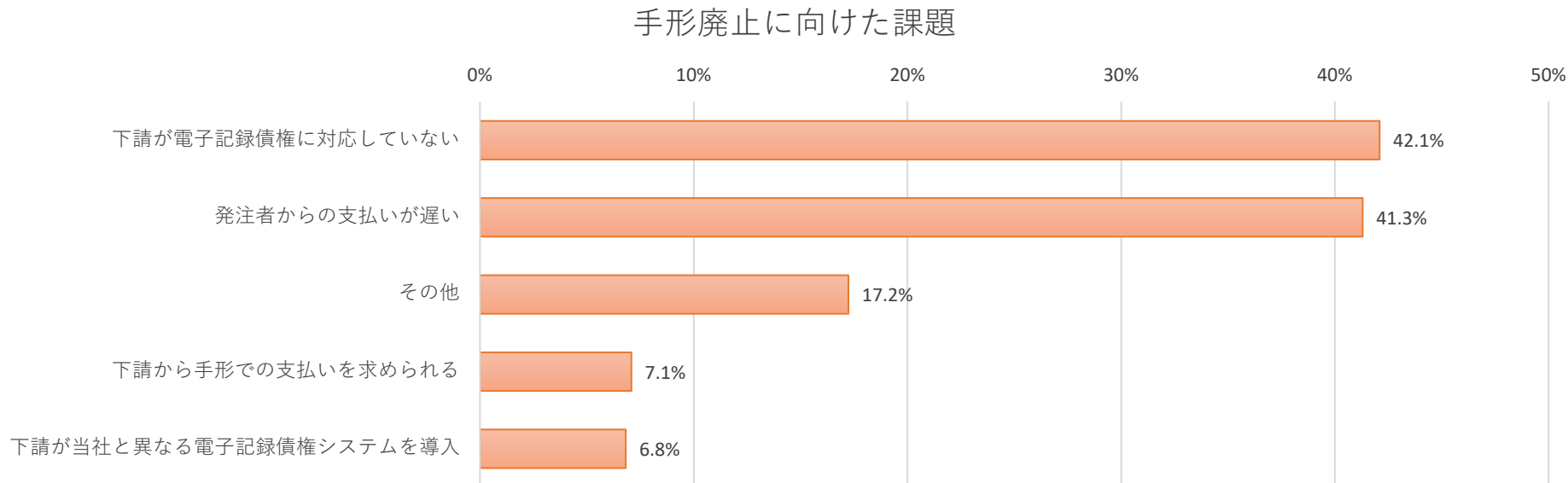


「その他」として記載された主な業務

- ・ファクタリング（売掛債権を活用した資金調達）を導入しているため
- ・必要と感じていない
- ・現金100%に変更しても資金繰りに問題ないため

Q75 令和8年の手形廃止に向け、貴社の課題について教えてください。手形で支払う側の立場として、想定される課題について教えてください（複数回答可）。※「その他」をご選択の場合、具体的な内容もご記入ください。

手形廃止時に支払い側として想定される課題は、「下請が電子記録債権に対応していない」（42.1%）、「発注者からの支払いが遅い」（41.3%）の順になっている。

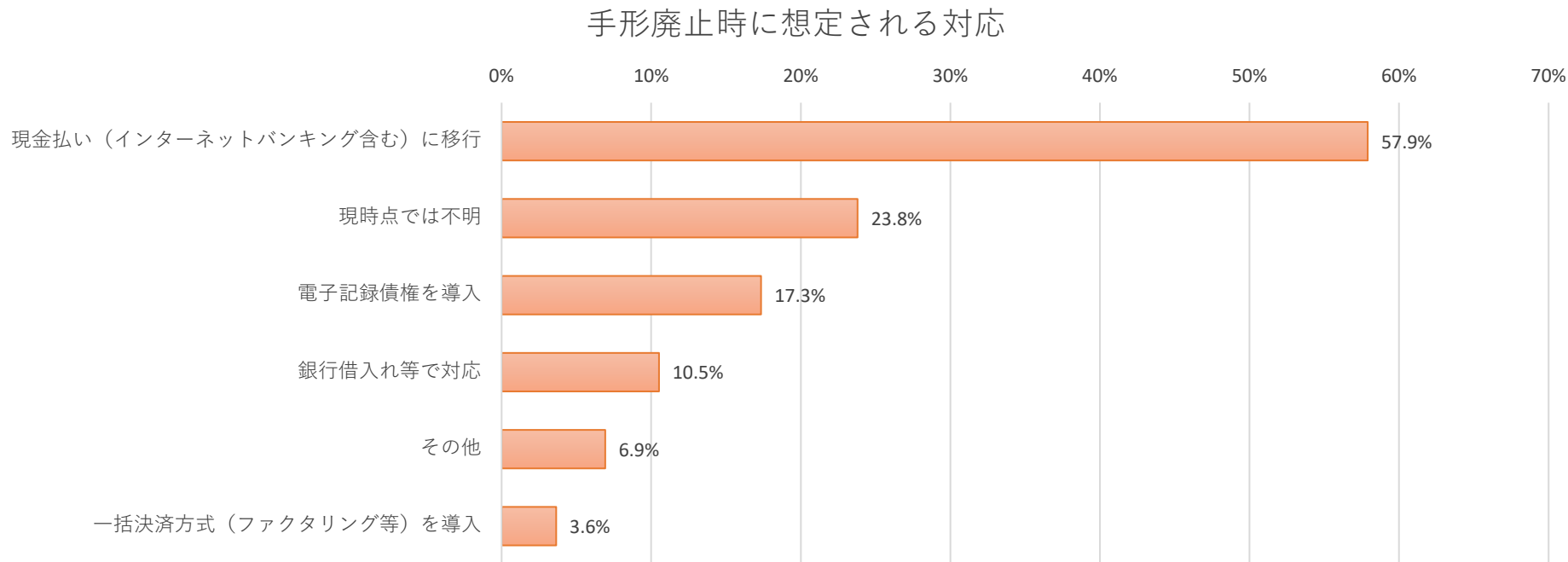


「その他」として記載された主な業務

- 現金100%に変更しても資金繰りに問題ないため
- ファクタリング（売掛債権を活用した資金調達）を導入しているため

Q76 （手形廃止時）手形で支払う側の立場として、想定される対応について教えてください（複数回答可）。※「その他」をご選択の場合、具体的な内容もご記入ください。

手形廃止時に支払い側として想定される対応は、「現金払い（インターネットバンキング含む）に移行」が6割弱（57.9%）と最も多くなっている。



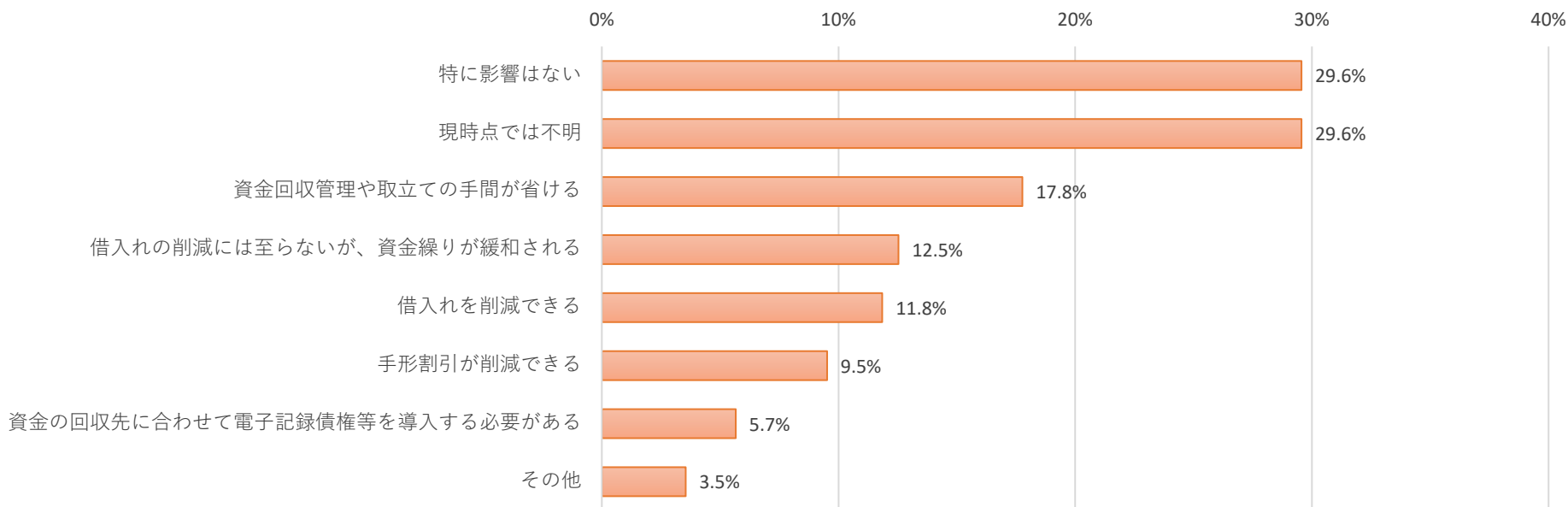
「その他」として記載された主な業務

- 既に手形取引を廃止したため想定される対応はない
- 余裕ある自己資金が必要となる
- 期日現金払いの必要が生じる

Q77 （手形廃止時）手形を受け取っているの立場として、想定される資金繰りでの課題について教えてください（複数回答可）。※「その他」をご選択の場合、具体的な内容もご記入ください。

手形廃止時に想定される資金繰り面の課題・効果は、「特に影響はない」、「現時点では不明」が3割弱（29.6%）、「資金回収管理や取立ての手間が省ける」（17.8%）、「借入れの削減には至らないが、資金繰りが緩和される」（12.5%）の順になっている。

手形廃止時に想定される資金繰りでの課題と効果



「その他」として記載された主な業務

- ・ 手形取引を行っていないため、特にない
- ・ 入金と共に出金に関しても現金取引が増えるため、直ちに資金繰りが緩和、回収管理が減少するとは考えにくい
- ・ 支払側の資金繰りが心配である

9. 事業承継

Q78 貴社の事業承継に向けた現時点での状況を教えてください。

事業承継に向けた状況については、「現時点では未定」が4割を占め（41.2%）最も多く、次いで「予定者を含め後継者は決定しており、承継は円滑に進む予定」が4割弱（38.9%）、「承継は予定しているが後継者は決まっていない」が2割弱（17.7%）の順になっている。

